

この手引は大切に保管してください。

貸付事務の手引

平成23年3月初版
(令和7年4月改訂)

公立学校共済組合京都支部

目 次

第1	貸付事業の概要	
1	貸付けの目的	1
2	貸付けの対象者	1
3	貸付けの制限	1
4	組合員の種類と貸付対象種別	2
5	貸付けの種類等	3
	貸付利率について	4
6	貸付金額等	5
(1)	貸付金額	5
(2)	貸付限度額	5
(3)	償還の限度額	5
7	貸付けの申込み等	5
(1)	申込書の提出期限及び提出先	5
(2)	申込金額	6
8	貸付金の交付決定等	6
(1)	貸付金の交付決定	6
(2)	貸付日	6
(3)	貸付金の送金	6
9	既に貸付けを受けている者への貸付け	7
(1)	同一種別の貸付け(借換え)	7
(2)	総額規制対象貸付けに係る借換え	7
(3)	住宅貸付けを受けている者への住宅災害貸付け(借換え)	7
(4)	住宅災害貸付けを受けている者への住宅貸付け(別貸付け)	7
10	他の共済組合からの転入者への貸付け	8
(1)	貸付種別及び貸付事由	8
(2)	添付書類	8
11	貸付保険	8
12	公立学校共済組合団信制度	8
(1)	団体信用生命保険(任意加入)	8
(2)	債務返済支援保険(任意加入)	9
13	団体信用生命保険、債務返済支援保険及び貸付保険制度の相違点	11
14	個人情報取扱いに関する同意書について	11
15	借入状況等申告書について	11
第2	各貸付けの解説	
1	一般貸付け(11)	12
2	特別貸付け(12)	13
3	教育貸付け(41)	14
4	災害貸付け(51)	16
5	医療貸付け(61)	17
6	結婚貸付け(71)	18
7	葬祭貸付け(72)	19
8	高額医療貸付け	21
9	出産貸付け	22
10	住宅貸付け(31)	23
11	住宅災害貸付け(21)	29
12	住宅貸付けの特例(31)	30
13	介護構造部分に係る貸付け(81)	31

14	完了報告等	35
(1)	完了報告	35
(2)	住宅建築義務について	35
(3)	行為の制限	35
(4)	貸付けの取り消し及び未償還元利金の返還	35
○	貸付申込書等記入例	36
・	一般貸付け等申込書記入例	37
・	一般貸付け等貸付借用証書記入例	38
・	一般貸付け等貸付資金・振込依頼書記入例	39
・	一般貸付け等借入状況等申告書記入例	40
・	高額医療貸付け申込書記入例	41
・	出産貸付け申込書記入例	42
・	住宅貸付け等申込書記入例	43
・	住宅貸付け等貸付借用証書記入例	45
・	住宅貸付け等貸付資金・振込依頼書記入例	46
・	完了報告書記入例	47
○	京都地方法務局登記管轄区域等一覧	48
第3	償 還	
1	償還の種類	49
2	定期償還(毎月償還)	52
3	定期償還(ボーナス償還)	53
4	繰上償還(一部繰上償還)	55
5	繰上償還(全額繰上償還)	57
	平成19年3月以前の貸付け用記入例	59
	繰上償還に関する注意事項	68
	平成19年4月以降の貸付け用記入例	69
6	償還の猶予	78
	償還猶予申出書の記入例	83
	償還猶予申出書 延長する場合の記入例	84
	猶予された償還金の全額繰上返済の記入例	85
	猶予された償還金の一部繰上返済の記入例	86
7	退職及び異動に伴う償還	87
(1)	退職したとき(死亡の場合を含む。)	87
(2)	公立学校共済組合の他支部(他府県)への転出する場合(貸付金の移管)	87
(3)	他の共済組合へ転出する場合	87
(4)	地方職員共済組合へ転出する場合	87
(5)	全国市町村職員共済組合連合会へ転出する場合	87
(6)	公益法人等への派遣者となった場合	88
8	即時償還	88
9	貸付け事務の流れ	89
○	様式一覧(抜粋)	90
○	公立学校共済組合京都支部貸付細則	131

第1 貸付事業の概要

1 貸付けの目的

組合員の福祉の増進に資することを目的として、公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）に定めるところにより、組合員が住宅購入や結婚費用など臨時に資金を必要とする場合、目的に応じて貸し付けるものです。

2 貸付けの対象者

「組合員期間」が6か月以上ある公立学校共済組合員（貸付申込月を含む。）

ただし、高額医療貸付け及び出産貸付けについてはこの限りではありません。

「組合員期間」とは、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）に基づく共済組合（公立学校、地方職員、警察、指定都市職員及び市町村職員の各共済組合等）と国家公務員共済組合法に基づく共済組合（文部科学省共済組合等）の組合員資格を有する期間で1日も切れずに引き続く期間をいいます。

3 貸付けの制限

次の事由のいずれかに該当する場合は、貸付け（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）を受けることができません。

- (1) 貸付申込みの日の属する月の末日まで引き続く組合員期間（法第40条（第4項を除く。）の規定による期間）が6か月未満のとき
- (2) 償還を受けることが困難であると認められる者として、公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則（以下「貸付規則」という。）で定める者に該当するとき
貸付規則で定める者とは、次の各号のいずれかに該当する申込人をいう。
 - ア 現に給与の差押えを受けている者
 - イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
 - ウ 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）
 - エ 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある者又は破産手続開始決定後10年を経過していない者
 - オ 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者又は再生計画認可決定後10年を経過していない者
 - カ 前各号に掲げるほか、支部長が債務不履行に至るおそれがあると認めた者
（現に債務整理を弁護士等に委任している者（受任通知等を受領している者）を含む）
- (3) 貸付規程第19条第3号から第5号までのいずれかに該当した場合であって、組合員として定期償還を続けることができると支部長が判断したことにより定期償還を続けている者
- (4) 申し込んだ貸付種別と同一種別の貸付けにつき、未償還元利金のあるとき（既貸付の未償還元金を新たな貸付金から差し引いて貸付けを行う場合（借換え）を除く。）
- (5) 一般貸付けにおいて、既に借り受けている貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年間（償還猶予期間を含む。）を経過していないとき

- (6) 未成年者である組合員(※)に対して貸付けを行う場合で、法定代理人（親権者、親権者がいない時は後見人。親権者が両親の場合は両親とも。）から金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき(未成年者が婚姻している場合を除く。)

※令和4年4月1日以降、18歳以上の者については、成年年齢に達するため法定代理人の同委は不要。

- (7) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け（以下「総額規制対象貸付け」という。）の申込時において、貸付時における総額規制対象貸付けに係る未償還元金の総額と申込金額の合計額が700万円を超えるとき

ただし、償還猶予者等償還金不足金を有する場合の償還金不足金は、上記700万円には含まれない。なお、次の各号に掲げる場合については、適用しません。

ア 法に基づく他の共済組合又は国共法に基づく共済組合から、それぞれの共済組合の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合で、その者が当該貸付金を返済するために借換えを行う場合

イ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により、公益法人等へ派遣された退職派遣者及び平成16年4月1日前に同法の規定により公益法人等へ派遣された派遣職員が職員派遣の期間中に別に定める金融機関等から資金を借入れ、その者が再び職員として採用等された場合において、当該借入金を返済するために借換えを行う場合

- (8) 借入金に係る償還年額の合算額の上限等を超えるとき

1回当たりの毎月償還の額の合計額に12を乗じて得た額と、ボーナス償還の額の合計額に2を乗じて得た額の合算額に、理事長が定める額の金額を加算した額が申込人の給料月額(※)に4.8を乗じて得た額を超えるときは、貸付けを受けることができません。

(理事長が定める額：当該共済組合以外で組合員が資金の借入れを受けている団体及び個人(以下「金融機関等」という。)からの借入金に係る償還年額(貸付申込日の属する月の初日から起算して1年を経過するまでに償還する金額)とする。)

※「給料月額」とは、給料に給料の調整額及び教職調整額を加えた額です。

なお、給与減額措置が適用されてる場合は、その給料月額となります。

4 組合員の種類と貸付対象種別

令和5年4月1日

組合員の種類	定 義	貸付対象種別
組合員	一般組合員（任期の定めのない常勤職員）及び船員一般組合員	特別貸付けを除く全貸付種別
再任用組合員等	暫定再任用職員、臨時・非常勤職員（会計年度任用職員）、臨時的任用職員及び任期付職員等	特別貸付け 高額医療貸付け 出産貸付け
任意継続組合員	地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により引き続き短期給付を受け、福祉事業を利用することができる組合員	高額医療貸付け 出産貸付け
継続長期組合員	地方公務員等共済組合法第140条の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員	貸付対象外
特例継続組合員	地方公務員等共済組合法附則第28条の7第1項又は第2項の規定により長期給付に関する規定の適用を受ける組合員	貸付対象外

5 貸付けの種類等

貸付けの種類・限度額等は、次のとおりです。

表 1

令和5年4月1日現在

コード	種類	貸付限度額 (1組合員について)	申込事由	対象範囲	償還回数
11	一般貸付け	200万円 *1	組合員が臨時に資金を必要とする場合	組合員	120回以内
12	特別貸付け	給料月額×3/10 ×残任期月数 (最高200万円)	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	再任用組合員等 *2	残任期月数以内
41	教育貸付け	550万円 *1	別掲	組合員、被扶養者、被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹	250回以内
51	災害貸付け	200万円 *1	水震火災・その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	組合員、被扶養者	120回以内
61	医療貸付け	120万円 *1	医療を受けるため資金を必要とする場合(高額療養費の対象となる療養を除く。)	組合員、被扶養者、被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)	110回以内
71	結婚貸付け	200万円 *1	結婚するため資金を必要とする場合	組合員、子	120回以内
72	葬祭貸付け	200万円 *1	組合員が葬祭を行うため資金を必要とする場合	被扶養者、被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)	120回以内
	高額医療貸付け	高額療養費相当額	別掲	組合員(任意継続組合員、再任用組合員等*2を含む。)及びその被扶養者	高額療養費等支給時に一括して控除
	出産貸付け *4	出産費又は家族 出産費相当額	別掲	組合員(任意継続組合員、再任用組合員等*2)	出産費等支給時に一括して控除
31	住宅貸付け	1800万円以内で 給料月額×月数 (P24参照)	別掲	組合員	360回以内
21	住宅災害貸付け	1900万円以内 住宅貸付けの貸付 限度額の2倍の額 (P29参照)	別掲	組合員	360回以内
81	介護構造部分に係る貸付け *3	300万円	別掲	組合員	360回以内
	特定激甚災害による住宅災害貸付け *5	1900万円以内で 住宅貸付けの貸付 限度額の2倍の額	制度内容については支部にお問い合わせください。		360回以内 (最長3年間償還猶予有)

*1 総額規制対象貸付けは、未償還元金の総額と申込金額の合計額は700万円以内とします。

*2 「4 組合員の種類と貸付対象種別」(P2)の表中に記載する再任用組合員等をいいます。

*3 貸付規程第7条第5項に規定する在宅介護対応住宅の新築等に係る貸付けの限度額の加算部分の貸付け(以下「介護構造部分に係る貸付け」という。)

*4 組合員が出産費等について医療機関に対する直接支払制度の適用を選択した場合には、出産貸付けの対象となりません。

*5 定激甚災害とは、平成28年4月14日以後に発生した激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定)で理事長が指定するものです。

〈貸付利率について〉

利率(年利)は変動金利で、平成30年1月1日以降の適用利率は下表のとおりです。

変動のあった場合は償還中の貸付金の償還額が変更になります。変更のある場合は、全所属所へ通知します。

(1) 貸付利率

平成19年4月以降の新規貸付け（借換を含む）

(平成30年1月1日以降)

貸付の種類	利率 (A)	保険料充当 金率※ (B)	実質利率 (A + B)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	年1.26%	年0.06%	年1.32%
住宅災害・災害貸付け	年0.93%	年0.06%	年0.99%
介護構造部分に係る貸付け	年1.00%	年0.06%	年1.06%
高額医療・出産貸付け	無利息		

※平成19年3月までの貸付けは、Aのみの利率が適用されます。

貸付金の利率は変動利率です。

(2) 特定激甚災害による住宅災害貸付けに係る貸付利率

(※保険料充当金率、年0.06%を含む)

(平成30年1月1日以降)

貸付けの種類	貸付利率※	
	元金猶予期間中	元金猶予期間終了後
特定激甚災害貸付け（新規貸付け分）	年0.78%	年0.99%
住宅貸付け（既貸付け分）	年1.06%	年1.06%
住宅災害貸付け（既貸付け分）	年0.99%	年0.99%

6 貸付金額等

(1) 貸付金額

- ア 高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付金の額は10万円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定します。
- イ 高額医療貸付け及び出産貸付けの貸付金の額は1,000円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定します。
- ウ 貸付規程第37条に規定する他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け及び貸付規程第38条に規定する退職派遣職員の採用に伴う借換えのための貸付けの貸付金の額は、1円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定します。

(2) 貸付限度額

貸付けの限度額は貸付けの種類に応じて表1(P3参照)に掲げた金額としますが、住宅貸付け及び住宅災害貸付けについては表1記載の額の範囲内で組合員期間による算出額と退職手当(自己都合による退職手当)額(P23、24参照)による算出額のいずれか高い額となります。

(3) 償還の限度額

毎月償還額・・・1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて、給料月額 $\times \frac{3}{10}$ 以内の額です。

ボーナス償還額・・・1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて、給料月額 $\times \frac{6}{10}$ 以内の額です。

ただし、金融機関等から借入れがあるときは、1回当たりの毎月償還額の合計額に12を乗じて得た額と、ボーナス償還額の合計額に2を乗じて得た額の合算額に金融機関等からの借入金の償還年額を加算した額が給料月額 $\times 4.8$ を超えてはなりません。

7 貸付けの申込み等

貸付けを受けようとする組合員は、貸付申込書に所定の事項を記入の上、必要書類を添付し、所属所長を経由して、支部長に提出してください。

なお、記入にあたっては、記入例を参考に記入するとともに、**貸付申込書、貸付借用証書等は必ず自署してください。**

(1) 申込書の提出期限及び提出先

- ア 所属長から支部長への申込書提出期限及び提出先は次のとおりです。ただし、期限日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が期限日となります。

	貸付月	申込書の提出期限			提出先
		2~11月貸付	12月貸付	1月貸付	
京都市内の所属所・府立学校・府教育機関		前月の21日	11月18日	12月18日	当支部(福利課)
各支所管内の所属所		前月の16日	11月13日	12月13日	各支所(各教育局)

- イ 貸付けの申込みは、次の事由が発生した後、その期日までに行ってください。

一般貸付け	随時
特別貸付け	随時
住宅貸付け	物件の完成又は取得予定日以前
住宅災害貸付け	災害が発生した日から1年以内
教育貸付け	随時
災害貸付け	災害が発生した日から3か月以内

医療貸付け	治療を開始した日から治癒した日の後1か月まで
結婚貸付け	婚姻の届出等をしようとする日の前6か月以内。ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、婚姻の届出等をした日から6か月以内
葬祭貸付け	葬儀：死亡日から1か月以内 法事等：死亡日から2か月以内 墓地の取得等：墓地の取得等に係る購入日前
高額医療貸付け	診察月から2か月以内
出産貸付け	出産予定日前2か月(多胎妊娠の場合は前4か月)以内又は異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要な時

ただし、上記のうち、一般・特別・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払日から1か月以内の申込みも受け付けます。

ウ 高額医療貸付け・出産貸付けの申込みについては、随時受け付けています。

(2) 申込金額

必要額に10万円(高額医療貸付け及び出産貸付けは千円)未満の端数があるときは、10万円(高額医療貸付け及び出産貸付けは千円)未満の端数を切り捨てて申し込んでください。

(貸付規程第37条に規定する他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け及び貸付規程第38条に規定する派遣職員等の復帰又は採用に伴う借換えのための貸付けの貸付金の額は1円を単位とします。)

8 貸付金の交付決定等

(1) 貸付金の交付決定

貸付けを決定したときは、毎月10日ごろに貸付決定通知書及び償還表を所属所長を通じて申込人に送付します。(貸付月の15日を過ぎても申込人に届かない場合は、支所・支部担当者へ至急連絡してください。)

(2) 貸付日

ア 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭及び特別貸付け

貸付け申込みのあった月(提出期限までに申込みのあったもの)の翌月以降で資金を必要とする日(ただし、支払期間が定められているものについては、その期間の最後の日)の直前の21日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日以後の最初の営業日)

イ 住宅・住宅災害・介護構造部分に係る貸付け

貸付け申込みのあった月(提出期限までに申込みのあったもの)の翌月以降で最終支払日(物件の取引期日)の直前の21日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日以後の最初の営業日)

ウ 高額医療・出産貸付け

随時

(3) 貸付金の送金

貸付金は、毎月21日に申込人が指定した**本人名義の普通又は総合口座**へ直接送金します。(その日が金融機関の休業日のときは、その日以後の最初の営業日に送金します。)

ただし、京都銀行以外の金融機関の場合は、3日程度遅れることがあります。

口座は必ず申込人本人名義のものを正しく記入してください。名義、銀行、支店名、口座番号の誤り等があった場合は送金できません。

9 既に貸付けを受けている者への貸付け

(1) 同一種別の貸付け(借換え)

既に貸付けを受けている組合員（以下「借受人」という。）が、更に同一種別の貸付けを希望する場合は、前の貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いた上で貸付けを受けること（以下「借換え」という。）ができます。

「新たな貸付金の額」は、前の貸付けに係る未償還元金（新たな貸付けの行われる月の定期償還後の未償還元金）の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出（10万円単位）します。

一般貸付けについては、借換え前の貸付時から2年経過後に借換えることができます。

(2) 総額規制対象貸付けに係る借換え

総額規制対象貸付け（P 2 参照）に係る借換えを希望した場合、上記(1)による貸付決定額が、700万円から総額規制対象貸付けに係る貸付けの未償還元金の合計額を控除した額（10万円未満切り捨て。以下「借換限度額」という。）を超える場合は、当該借換限度額を持って貸付決定額とします。

一般貸付けの借換え例

○未償還元金…………… 6,656,652円

（内訳）一般貸付け： 92,606円（ア）

教育貸付け： 5,459,044円

結婚貸付け： 37,115円

葬祭貸付け： 1,067,887円

（注）いずれも
毎月償還のみとします。

○一般貸付けを除く未償還元金…………… 6,564,046円（イ）

○必要資金…………… 500,000円

○貸付限度額…………… 2,000,000円

○借換限度額…………… 400,000円（ウ）

$7,000,000円 - 6,564,046円（イ） = 435,954円 \div 400,000円（10万円未満の端数切捨て）$

○貸付決定額…………… 400,000円

未償還元金 必要資金 上記(1)による貸付決定額

$92,606円（ア） + 500,000円 = 592,606円 \div 500,000円（10万円未満の端数切捨て）$

※算出額が借換限度額を超えるため、貸付決定額は借換限度額（ウ）となります。

○送金額…………… 307,394円

貸付決定額 未償還元金 経過利息

$400,000円 - (92,606円 + 0円) = 307,394円$

(3) 住宅貸付けを受けている者への住宅災害貸付け(借換え)

住宅貸付けの借受人が住宅災害貸付けを受けたい場合は、既住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして借換え（10万円単位）できます。（住宅貸付けの未償還元金を住宅災害貸付けの貸付額から差し引きます。）

(4) 住宅災害貸付けを受けている者への住宅貸付け(別貸付け)

住宅災害貸付けの借受人が住宅貸付けを受けたい場合は、別貸付けとします。ただし、このときの貸付限度額は、住宅貸付けの規定により算定した貸付限度額から住宅災害貸付けの未償還元金を差し引いた額（10万円単位）となります。

10 他の共済組合からの転入者への貸付け

公立学校共済組合を除く地方公務員等共済組合法に基づく共済組合（地方職員、警察、指定都市職員及び市町村職員の各共済組合等）又は国家公務員共済組合法に基づく共済組合（文部科学省共済組合等）（以下「他の共済組合」という。）でそれぞれの共済組合の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合で、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とするときは、次の取扱いにより貸付けが受けられます。

（日本私立学校振興・共済事業団等からの転入者には、この取扱いは行いません。）

(1) 貸付種別及び貸付事由

ア 貸付種別は、当組合の貸付種別の中で該当する種別とします。

イ 貸付事由は、「他の共済組合から貸付けを受け、当該貸付金を返済するため（他共済へ返済）」としてください。

(2) 添付書類

他の共済組合が発行する貸付金残高証明書とします。

11 貸付保険

借受人が不測の事故等によって債務を履行できなくなった場合、貸付金の返済を損害保険会社が借受人に代わり行う制度です。

損害保険会社は一時的に返済を代行するだけで、債務が消滅するものではなく、共済組合に代わり借受人に対して債務の返済を請求することになります。

12 公立学校共済組合団信制度

公立学校共済組合団信制度（以下「団信制度」という。）は、「団体信用生命保険」と「債務返済支援保険」をあわせた制度です。

(1) 団体信用生命保険(任意加入)

団体信用生命保険は、対象となる貸付けを受けている組合員が償還期間中に死亡又は一定の障害状態となった場合に既存債務額を借受人に代わって保険会社が返済する生命保険制度です。加入は任意ですが、申込みは貸付けと同時若しくは原則として年1回の中途適用時に限ります。

ア 対象となる貸付種別

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け又は教育貸付けで貸付金額又は未償還元金(中途適用の場合)が50万円以上のものが加入できます。

ただし、貸付時に健康状態が「告知事項」に合致しない場合は加入できませんが、その後、合致した場合には、その時点で中途適用を申請できます。

イ 制度の概要

(ア) 新規適用 貸付申込時に同時申請の場合

(イ) 中途適用 団体信用生命保険未加入者(貸付時に加入しなかった者、任意脱退をした者、自動脱退となった者)が加入を希望する場合（年1回）

(ウ) 事後適用 貸付時に「告知事項」が合致しなかった者が合致した時に加入を希望する場合（随時）

	新 規 適 用	中 途 適 用
適 用 範 囲	貸付額が50万円以上	申込日の月末の未償還元金が50万円以上
申 込 時 期	新規貸付けの申込時	毎年10月1日から11月30日まで ※
保 険 料 充 当 金	貸付金額(10万円単位)に保険料充当金率を乗じる。	申込日月末の 未償還元金 (10万円単位)に 保険料充当金率 を乗じる。
口座引落とし月	貸付月の2か月後、以後毎年その月	12月22日、以後毎年その日 ※ (11月申込の場合は翌年1月22日)
保障の開始日	貸付金交付日	12月1日 ※
保険加入日	貸付日の属する月の翌々月の1日	(11月申込の場合は翌年1月1日)

※年によって変更されることがあります。募集については別途通知します。

また、(ウ)の事後適用の申込時期については、「告知事項」に合致したときとなります。

(エ) 保険料

貸付金の未償還元金(10万円単位)に保険料充当金率を乗じた金額。

また、保険料充当金は、毎年本部から直接団体信用生命保険加入者に通知され、借受人が加入申込時に指定した口座から1年分が自動振替されます。

ウ 任意脱退、自動脱退

団体信用生命保険適用者が脱退を希望する場合は、加入応当日※の前々月までに任意脱退申出書を提出してください。(※加入応当日：年毎の加入日と同じ日)

また、保険料の口座振替が不能となった時は、督促が行われ、再度振替不能となった場合は、保険適用の意思がないものとして、自動的に団体信用生命保険から脱退となります。

エ 一部繰上償還

年度中に一部繰上償還をして保険料に返戻すべき金額が生じる場合には、翌年度の保険料に充当されることとなり、翌年度の保険料振替時に差し引かれます。

オ 全額繰上償還・即時償還

未償還元利金を全額又は即時償還した場合は、その時を脱退の日として残存保障期間に相当する保険料を本人の指定口座に返還します。

カ その他注意事項

借換え等で貸付けを受ける場合に継続して加入を希望するときは、改めて団体信用生命保険加入の手続が必要となります。

「借換え貸付け」の場合は、「新規貸付け」と「全額繰上償還」とが同時にあったものとして扱うことになり、団体信用生命保険適用の対象となる額は借換え後の「新たな貸付金の額」となります。

団体信用生命保険は生命保険料控除の対象とはなりません。

(2) 債務返済支援保険(任意加入)

団体信用生命保険の特約として実施する制度で、団体信用生命保険の適用を受けている借受人が、償還期間中に団体信用生命保険金の支払対象にはならない病気・障害又は所定の精神障害により入院・自宅療養等長期間就業できなくなった場合に、貸付金の償還金相当額(平均返済額)を保険金として毎月(最長3年間)加入者に支払い、家計を圧迫することなく債務の返済を確実にを行う保険制度です。

ア 適用資格

団体信用生命保険の適用者で、適用申込の際、満18歳以上満60歳未満で健康状態が団体信用生命保険の告知事項及び債務返済支援保険で掲げる告知事項に合致する者です。

イ 制度の概要

団体信用生命保険適用の申出と同時に加入を申し出た者が適用者となります。

なお、団体信用生命保険適用者であって、債務返済支援保険に加入していない借受人が新たに債務返済支援保険のみに加入することはできません。

ウ 保障開始日

(ア) 新規適用者 貸付日の属する月の翌々月の1日

(イ) 中途適用者 団体信用生命保険適用申込書の申込日（告知日）の属する月の翌々月の1日

(ウ) 事後適用者 中途適用者の取扱いに準じます。

エ 保険料充当金

毎月の返済額とボーナスの返済額を合計した年間返済額を12で除し、小数点第1位を切り上げた返済金相当額（平均返済月額）に保険料充当金率（※）を乗じ小数点第1位を四捨五入した金額を月額保険料充当金とします。

オ 任意脱退・自動脱退

団体信用生命保険は継続し、債務返済支援保険のみ脱退する場合は、債務返済支援保険任意脱退申出書を提出してください。

また、保険料の口座振替が不能となった時は、督促が行われ、再度振替不能となった場合は、保険適用の意思がないものとして、自動的に脱退となります。

カ 一部繰上償還

債務返済支援保険は、年度中に一部繰上償還をした場合でも返戻金はありません。

一部繰上償還による返済金相当額・保険料充当金の変更は、次回加入応答日から反映されます。

キ 全額繰上償還・即時償還

未償還元利金を全額又は即時償還した場合は、その時を脱退の日として残存保障期間に相当する保険料を本人の指定口座に返還します。

ク その他注意事項

債務返済支援保険の保険料充当金は生命保険料控除の対象となります。

原則として、債務返済支援保険の保険金請求に係る対応は、組合員と保険金相談センター・損保会社との間で行い、共済組合では特に対応しません。

13 団体信用生命保険、債務返済支援保険及び貸付保険制度の相違点

項 目	保 険 料 充 当 金	保 障 内 容	退職金等の取扱い
団体信用生命保険	本部において、借受人の指定する金融機関口座等から年1回自動振替します。	借受人が死亡又は一定の障害状態となったとき、共済組合に保険金が支払われるので、組合員の債務は消滅します。 。なお、保険金の額は適用者の債務残高と同じですが、延滞利息は最高4か月までとなります。	退職金等はそのまま遺族に支給されます。
債務返済支援保険	団体信用生命保険に同じ。	団体信用生命保険の適用を受けている借受人が、償還期間中に病気・障害又は所定の精神障害により就業できなくなった場合に、貸付金の償還金相当額（平均返済額）を保険金として毎月（最長3年間）加入者に支払われます。	在職中のみ適用されます。
貸付保険制度	借受人は保険料の一部を一定の利率（保険料充当金率月利0.005%、年利0.06%）を貸付金の利率に加算し、負担します。	借受人が貸付金返還不能となったとき、共済組合に保険金が支払われ、共済組合から保険会社に債権が譲渡されます。借受人は保険会社に対して債務を返済することになります。	退職金等が支給される場合は債務の返済に充てられます。

14 個人情報の取扱いに関する同意書について

貸付申込書の提出があるごとに貸付事業における個人情報に関する同意を要します。

提出しない場合は、貸付申込みを受け付けることができません。

なお、同意書の取り扱い等については、様式第22号「貸付事業における個人情報に関する同意書」を参照してください。

15 借入状況等申告書について

借入金に係る償還年額の上限等を超えることに係る審査及び貸付事故発生時に所属所長へ通知する同意取得のため、申込人から様式第23号「借入状況等申告書」を提出いただきます。

第2 各貸付けの解説

1 一般貸付け（貸付種別:11）

- (1) 貸付事由 組合員が臨時に資金を必要とする場合（ローン返済や生活資金目的は不可）
- (2) 対象範囲 組合員
- (3) 貸付限度額 200万円（10万円単位）
- (4) 利率 年1.32%（1.26%）
※()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。
- (5) 提出書類 ①貸付申込書（様式第1号(1)）
②貸付借用証書（様式第4号(1)）
③貸付資金・振込依頼書（様式細第2号）
④給与明細書の写し、普通（総合）預金通帳の写し
（支店、預金種別、口座番号、口座名義（漢字及びフリガナ）の確認できるもの）
⑤貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
⑥借入状況等申告書（様式第23号）
- (6) 添付書類 ⑦貸付金額（借換えの場合は送金額）が100万円以上の場合、必要額、支払期日及び支払方法が確認できる書類
※ 必要額等が確認できる書類とは、次のア～エいずれかの書類です。
ただし、支払日から1か月以内の貸付申込の場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができます。
（ア） 契約書の写し
（イ） 請書の写し
（ウ） 請求書の写し
（エ） 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し
なお、見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆の上、押印してもらうことにより、これを「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができます。
また、注文を証明できる書類で必要額等が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができます。
- ⑧貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類
- (7) 償還の方法 ア 毎月償還 貸付日の翌月から毎月元利均等額で償還する方法です。
償還回数は、120回以内です。
1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて給料月額[※]の3/10以内の額です。
- イ ボーナス償還 ボーナス償還は6月、12月の期末勤勉手当支給日に元利均等額で償還する方法です。
貸付金が100万円以上の場合はボーナス償還を併用できます。
ボーナス償還に充てる額は、**貸付金額の1/2以内で50万円単位**です。
償還回数は20回以内で毎月償還の1/6以内の回数とします。
1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて給料月額[※]の6/10以内の額です。
- ウ 1回当たりの償還額については、貸付金額×希望する回数の賦金率で求められます。
(P53参照)
ボーナス償還については貸付月（申込月ではありません。）によって償還額が異なります。
- (8) その他注意事項 ア 申込事由は、臨時的支出にあたる内容を具体的に記入してください。
イ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

2 特 別 貸 付 け (貸付種別:12)

- (1) 貸 付 事 由 再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合（ローン返済や生活資金目的は不可）
- (2) 対 象 範 囲 再任用組合員等
- (3) 貸付限度額 給料月額×3/10×残任期月数（10万円未満切り捨て、10万円単位。この金額が200万円を超えるときは200万円とする。）かつ1回当たりの償還額が給料月額の3/10以内となることが必要です。
※ 残任期月数とは、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数をいう。
- (4) 利 率 年 1 . 3 2 % （1.26%）
※ ()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。
- (5) 提 出 書 類 ①貸付申込書（様式第1号(1)）
②貸付借用証書（様式第4号(1)）
③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
（支店、預金種別、口座番号、口座名義（漢字及びフリガナ）の確認できるもの）
⑤再任用期間の記載された辞令の写し等
⑥貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
⑦借入状況等申告書（様式第23号）
- (6) 添 付 書 類 ⑧貸付金額が100万円以上の場合、必要額、支払期日及び支払方法が確認できる書類
※ 必要額等が確認できる書類とは、次のア～エいずれかの書類です。
ただし、支払日から1か月以内の貸付申込の場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができます。
（ア） 契約書の写し
（イ） 請書の写し
（ウ） 請求書の写し
（エ） 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し
なお、見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆の上、押印してもらうことにより、これを「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができます。
また、注文を証明できる書類で必要額等が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができます。
- ⑨貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類
- (7) 償 還 の 方 法 貸付日の翌月から毎月元利均等額で償還する方法で、ボーナス併用償還は適用されません。
償還回数は、残任期月数の範囲内となります。
1回当たりの償還額の限度額は、給料月額の3/10以内の額です。
- (8) その他注意事項 ア 償還猶予は適用されません。
償還開始月が任期終了後になるときは、貸付けを行いません。
特に記載のないものについては、一般貸付けに準じるものとします。

イ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

3 教育貸付け（貸付種別:41）

- (1) 貸付事由 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）、高等専門学校、大学（大学院を含む）（学校教育法第1条）、専修学校（同法第124条）、各種学校（同法第134条）又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とする場合
- (2) 対象範囲 組合員、被扶養者、被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹
- (3) 貸付限度額 550万円（10万円単位）
ただし、貸付日から概ね1年以内に必要とする額を限度とします。
- (4) 利率 年1.32%（1.26%）
※（）内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。
- (5) 提出書類 ①貸付申込書（様式第1号（1））
②貸付借用証書（様式第4号（1））
③貸付資金・振込依頼書（様式細第2号）
④給与明細書の写し、普通（総合）預金通帳の写し
（支店、預金種別、口座番号、口座名義（漢字及びフリガナ）の確認できるもの）
⑤貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
⑥借入状況等申告書（様式第23号）
- (6) 添付書類 ⑦入学又は修学の事実を証明することのできる書類（合格証明書、入学証明書、在学証明書）
また、公立の小中学校の場合は、任意の様式の申立書（生徒氏名、生徒生年月日、在学している学年、学校名、学校所在地、組合員氏名、申立年月日等を記載したもの）
※⑧の必要額が確認できる書類により当該事項の確認ができる時は、申立書の省略可
なお、外国の教育機関にあっては、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関であることが証明できる書類（様式第18号）又はこれに準ずる書類（必要に応じて日本語の翻訳文を添付）
- ⑧必要額が確認できる以下に掲げる書類
教育機関に支払う費用で
(1) 入学金・授業料の場合
必要額及び納付期限日が確認できる書類
（納付書の写し、納付の通知書の写し等）
(2) その他諸経費等の場合（制服や教科書の購入費用、通学のための交通費等）
次のいずれかの書類
ア 納付書等の写し
イ 納入が義務づけられていること及び金額が確認できる書類
ウ 必要額が確認できる書類
※必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類です。ただし、支払日から1か月以内の貸付申込の場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができます。
エ 契約書の写し
オ 請書の写し
カ 請求書の写し
キ 入学のしおり等注文を証明できる書類の写し
ク 通学定期券（6か月定期券）の写し（購入後※初回購入分のみ）
6か月定期券がない場合は、3か月定期券等購入可能な最長期間の定期券とする。
- ⑨被扶養者でない対象者の場合は、組合員との関係を証明する書類
（ただし、組合員の被扶養者となったことがある者で、共済組合で確認できる場合は不要）
- ⑩貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類

- (7) 償 還 の 方 法 ア 毎月償還 貸付日の翌月から毎月元利均等額で償還する方法です。
償還回数は、250回以内です。
1 回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて給料月額 $\frac{3}{10}$ 以内の額です。
- イ ボーナス償還 ボーナス償還は6月、12月の期末勤勉手当支給日に元利均等額で償還する方法です。
貸付金が100万円以上の場合はボーナス償還を併用できます。
ボーナス償還に充てる額は、**貸付金額の $\frac{1}{2}$ 以内で50万円単位**です。
償還回数は41回以内で毎月償還の $\frac{1}{6}$ 以内の回数とします。
1 回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて給料月額 $\frac{6}{10}$ 以内の額です。
- ウ 1 回当たりの償還額については、貸付金額 $\times$ 希望する回数の賦金率で求められます。(P53参照)
ボーナス償還については貸付月（申込月ではありません。）によって償還額が異なります。
- (8) 団 信 制 度 （ 任 意 加 入 ） 団信制度が適用されますので、別掲12（P 8）を参照し、手続きしてください。
- (9) その他注意事項 ア ・ **合格証明書、入学証明書及び在学証明書**については、写しではなく**原本**を提出してください。入学後は、**申込日の前3か月以内に交付された在学証明書**を提出してください。
- イ ・ 理事長が定める要件に該当する外国の教育機関は、本人の入学(修学)する課程の修業年限が3年以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関です。
- ウ ・ 貸付けを受けられるのは、貸付日（貸付申込日）から概ね1年間に必要な額となります。翌年度以降に必要なものについては、必要な年毎に貸付け（借換え）の申込みをしてください。
- エ ・ 貸付けの対象となる費用の範囲は、入学金、授業料、その他の諸費用等学校に納入するもののほか、入学又は修学に伴って一時的に発生する支出（制服や教材の購入費用、下宿代・アパート代、通学のための交通費等）となります。
また、民間金融機関等の教育を事由とする貸付（教育ローン、ただしカードローンは除く）の借換えに要する費用も在学中であれば対象として差し支えありませんが、入学試験に係る費用や生活費等は含みません。
- オ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

4 災害貸付け（貸付種別:51）

- (1) 貸付事由 水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合
- (2) 対象範囲 組合員、被扶養者
- (3) 貸付限度額 200万円(10万円単位)
- (4) 利率 年0.99% (0.93%)
※()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。
- (5) 提出書類 ①貸付申込書（様式第1号(1)）
②貸付借用証書（様式第4号(1)）
③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
(支店、預金種別、口座番号、口座名義(漢字及びフリガナ)の確認できるもの)
⑤貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
⑥借入状況等申告書（様式第23号）
- (6) 添付書類 ⑦市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署の発行するり災証明書等(写し可)
⑧貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類
- (7) 償還の方法 ア 毎月償還 貸付日の翌月から毎月元利均等額で償還する方法です。
償還回数は、120回以内です。
1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて給料月額 $\frac{3}{10}$ 以内の額です。
- イ ボーナス償還 ボーナス償還は6月、12月の期末勤勉手当支給日に元利均等額で償還する方法です。
貸付金が100万円以上の場合はボーナス償還を併用できます。
ボーナス償還に充てる額は、**貸付金額の1/2以内で50万円単位**です。
償還回数は20回以内で毎月償還の $\frac{1}{6}$ 以内の回数とします。
1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて給料月額の $\frac{6}{10}$ 以内の額です。
- ウ 1回当たりの償還額については、貸付金額 $\times$ 希望する回数の賦金率で求められます。
(P53参照)
ボーナス償還については貸付月（申込月ではありません。）によって償還額が異なります。
- (8) その他注意事項 ア り災後3か月以内の申し込みを対象とします。
- イ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

5 医療貸付け（貸付種別:61）

- (1) 貸付事由 医療を受けるため資金を必要とする場合
- (2) 対象範囲 組合員、被扶養者、被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母
（配偶者の父母を含む。）
- (3) 貸付限度額 120万円(10万円単位)
- (4) 利率 年1.32%（1.26%）
※()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。
- (5) 提出書類 ①貸付申込書（様式第1号(1)）
②貸付借用証書（様式第4号(1)）
③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
（支店、預金種別、口座番号、口座名義（漢字及びフリガナ）の確認できるもの）
⑤貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
⑥借入状況等申告書（様式第23号）
- (6) 添付書類 ⑦医師の治療を必要とする診断書等(写し可)
⑧被扶養者でない対象者の場合は、組合員との関係を証明する書類
（ただし、組合員の被扶養者となったことがある者で、共済組合で確認できる場合は不要）
⑧貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類
- (7) 償還の方法 ア 毎月償還 貸付日の翌月から毎月元利均等額で償還する方法です。
償還回数は、110回以内です。
1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて給料月額3/10以内の額です。
- イ ボーナス償還 ボーナス償還は6月、12月の期末勤勉手当支給日に元利均等額で償還する方法です。
貸付金が100万円以上の場合はボーナス償還を併用できます。
ボーナス償還に充てる額は、**貸付金額の1/2以内で50万円単位**です。

償還回数は18回以内で毎月償還の1/6以内の回数とします。
1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて給料月額の6/10以内の額です。
- ウ 1回当たりの償還額については、貸付金額×希望する回数の賦金率で求められます。
(P53参照)

ボーナス償還については貸付月（申込月ではありません。）によって償還額が異なります。
- (8) その他注意事項 ア 現に医療を受けている者又は治癒した日から1か月以内の者を対象とします。
- イ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

6 結 婚 貸 付 け (貸付種別:71)

- (1) 貸 付 事 由 結婚するための資金を必要とする場合
- (2) 対 象 範 囲 組合員、子
- (3) 貸 付 限 度 額 200万円(10万円単位)
- (4) 利 率 年 1.32% (1.26%)
※()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。
- (5) 提 出 書 類
- ①貸付申込書(様式第1号(1))
 - ②貸付借用証書(様式第4号(1))
 - ③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
 - ④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
 (支店、預金種別、口座番号、口座名義(漢字及びフリガナ)の確認できるもの)
 - ⑤貸付事業における個人情報に関する同意書(様式第22号)
 - ⑥借入状況等申告書(様式第23号)
- (6) 添 付 書 類
- ⑦次のア～ウいずれかの書類
 - ア 結婚する事実を証明することのできる書類
 (結婚式場の挙式申込受理書の写し、仲人の証明書等)
 - イ 婚姻届出後の申込みの場合は、その事実を証明することのできる書類(戸籍抄本等)及びその事実発生後に貸付けを必要とする理由の申立書
 - ウ 内縁関係の場合は、その事実を証明することのできる書類及びその事実発生後に貸付けを必要とする理由の申立書
 (住民票及び民生委員の証明書又は所属所長の証明書等)
 - ⑧必要額が確認できる以下に掲げる書類
 次のア～エいずれかの書類です。ただし、支払日から1か月以内の貸付申込の場合は、領収書の写しをもって必要書類に代えることができます。なお、上記⑦のアの書類で必要額が確認できる場合は、省略することができます。
 - ア 契約書の写し
 - イ 請書の写し
 - ウ 請求書の写し
 - エ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し
 契約書等の宛名は、組合員又は被扶養者として認定されている子の名前のもののみ貸付対象となります。(被扶養者として認定されていない子の名前のみの宛名は対象となりません。)また、両家連名になっている場合は、必要額が確認できる書類に記載された契約額等の1/2を必要額とみなします。
 なお、見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆の上、押印してもらうことにより、これを「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができます。
 また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができます。
 - ⑨被扶養者でない対象者の場合は、組合員との関係を証明する書類
 (ただし、組合員の被扶養者となったことがある者で、共済組合で確認できる場合は不要)
 - ⑩貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類

- (7) 償 還 の 方 法 ア 毎月償還 貸付日の翌月から毎月元利均等額で償還する方法です。
償還回数は、120回以内です。
1 回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて給料月額³の3/10以内の額です。
- イ ボーナス 償還 ボーナス償還は6月、12月の期末勤勉手当支給日に元利均等額で償還する方法です。
貸付金が100万円以上の場合はボーナス償還を併用できます。
ボーナス償還に充てる額は、**貸付金額の1/2以内で50万円単位**です。
償還回数は20回以内で毎月償還の1/6以内の回数とします。
1 回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて給料月額⁶の6/10以内の額です。
- ウ 1 回当たりの償還額については、貸付金額×希望する回数の賦金率で求められます。
(P53参照)
ボーナス償還については貸付月（申込月ではありません。）によって償還額が異なります。
- (8) その他注意事項 ア 婚姻の届出等をしようとする日の前6か月以内の者を対象とします。ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、婚姻の届出等をした日から6か月以内の者も対象とします。
- イ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

7 葬 祭 貸 付 け （貸付種別:72）

- (1) 貸 付 事 由 組合員が葬祭を行うための資金を必要とする場合
葬祭貸付けの貸付事由における葬祭とは、次に掲げるものとします。
ア 葬祭対象者に係る葬儀（ただし、死亡日から1か月以内のもの）
イ 葬祭対象者の法事等（ただし、死亡日から2か月以内のもの）
ウ 葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立（これらとともに行われる祭祀を含む。以下「墓地の取得等」という。）（ただし、死亡日から1年以内のもの）
- (2) 対 象 範 囲 被扶養者、被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母
（配偶者の父母を含む。）
- (3) 貸 付 限 度 額 200万円(10万円単位)
- (4) 利 率 年 1 . 3 2 % （1.26%）
※ ()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。
- (5) 提 出 書 類 ①貸付申込書(様式第1号(1))
②貸付借用証書(様式第4号(1))
③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
（支店、預金種別、口座番号、口座名義（漢字及びフリガナ）の確認できるもの）
⑤貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
⑥借入状況等申告書（様式第23号）

(6) 添 付 書 類

⑦葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類

- 死亡の事実 …… 埋・火葬許可証の写し、死亡診断書の写し等
- 組合員との続柄…… 続柄が確認できる書類であれば特に限定しません。
(例) 埋・火葬許可証の写しで続柄が確認できる場合

また、葬祭対象者が被扶養者の場合は、被扶養者取消申告書の写し等を添付してください。

⑧葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類

- 葬儀又は法事等の契約書の写し・領収書の写し・案内状等で、葬祭対象者、喪主、日時が確認できる書類

⑨上記(1)貸付事由ウの場合、墓地の取得等に係る購入費用及び購入予定日を確認できる書類

⑩必要額が確認できる書類（ただし、上記書類で必要額が確認できる場合は省略することができます。）

- 必要額が確認できる書類とは、次の(ア)～(ウ)いずれかの書類です。
なお、支払日から1か月以内の貸付申込の場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができます。

(ア) 契約書の写し

(イ) 請書の写し

(ウ) 請求書の写し

⑪貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類

(7) 償 還 の 方 法 ア 毎月償還 貸付日の翌月から毎月元利均等額で償還する方法です。

償還回数は、120回以内です。

1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて給料月額 $\frac{3}{10}$ 以内の額です。

イ ボーナス 償 還 ボーナス償還は6月、12月の期末勤勉手当支給日に元利均等額で償還する方法です。

貸付金が100万円以上の場合はボーナス償還を併用できます。

ボーナス償還に充てる額は、**貸付金額の1/2以内で50万円単位**です。

償還回数は20回以内で毎月償還の $\frac{1}{6}$ 以内の回数とします。

1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて給料月額 $\frac{6}{10}$ 以内の額です。

ウ 1回当たりの償還額については、貸付金額×希望する回数の賦金率で求められます。(P53参照)

ボーナス償還については貸付月（申込月ではありません。）によって償還額が異なります。

(8) その他注意事項 ア 生前における墓地(墓石)の購入は対象になりません。

死亡日から2か月経過した日以降に行われる服喪及び追悼等の行事(百か日、一周忌等)は対象になりません。

イ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

8 高 額 医 療 貸 付 け

- (1) 貸 付 事 由 高額療養費(保険診療適用)の支給対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合
- (2) 対 象 範 囲 組合員（再任用組合員等及び任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者
- (3) 貸 付 限 度 額 高額療養費相当額の範囲内（千円未満切り捨て）
- (4) 利 率 無利息
- (5) 提 出 書 類 ①高額医療貸付申込書(様式第1号(3))
②高額医療・出産貸付借用証書(様式第4号(2))
③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
（支店、預金種別、口座番号、口座名義（漢字及びフリガナ）の確認できるもの）
⑤貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
- (6) 添 付 書 類 ⑥保険医療機関等が発行する請求書又は領収書（写）
⑦貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類
- (7) 償 還 の 方 法 本人に支給される高額療養費等から貸付金を控除します。
- (8) その他注意事項 ア 高額療養費として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該高額医療貸付けの対象となった高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除します。
控除してもなお貸付金に残額がある場合は、借受人は速やかに当該金額を支払わなければなりません。
- イ 診療月から2か月以内を対象とします。
- ウ 貸付けを申し込まれる場合は、事前に支部にご相談ください。
- エ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

9 出 産 貸 付 け

(1) 貸 付 事 由 出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給を受ける見込みがあり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 貸付日が出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内。以下同じ）の組合員又は貸付日が出産予定日まで2か月以内の被扶養者を有する組合員

イ 妊娠4か月以上の組合員又は妊娠4か月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的支払が必要となった者

（注）妊娠4か月以上とは、受胎から分娩予定日までの280日の標準日数を10等分して決められる妊娠月数の3か月目（84日）を経過し、4か月目（85日）に入った以後をいう。

ただし、次に掲げる者のように出産費等が借受人に直接支給されない場合には、出産貸付けを受けることができません。

① 「医療機関に対する出産費等の直接支払制度又は受領代理制度」の適用者

② 出産予定日前に退職し、その後は配偶者（当組合の組合員であるか否かを問わない。）の被扶養者又は国民健康保険等の被保険者（他組合の組合員を含む。）となることを予定している者

(2) 対 象 範 囲 組合員（再任用組合員等及び任意継続組合員を含む。）

(3) 貸 付 限 度 額 50万円の範囲内（千円単位）
なお、多胎の場合は、50万円に胎児の数に乗じて得た額の範囲内となります。

(4) 利 率 無利息

(5) 提 出 書 類 ①出産貸付申込書(様式第1号(4))
②高額医療・出産貸付借用証書(様式第4号(2))
③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
(支店、預金種別、口座番号、口座名義(漢字及びフリガナ)の確認できるもの)
⑤貸付事業における個人情報に関する同意書(様式第22号)

(6) 添 付 書 類 ⑥母子健康手帳の写し(表紙部分)
⑦上記(1)貸付事由アの場合
出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内）であることを証明する書類(様式第21号)(注)
⑧上記(1)貸付事由イの場合
妊娠4か月以上であることを証明する書類(様式第21号)(注)
医療機関等からの一時的な支払に要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し
(注) 病院所定の様式による出産(分娩)予定日証明書等(様式第21号の項目を満たすもの。)をもって代えることができる。
⑨貸付審査にあたり、支部長が必要と認める書類

(7) 償 還 の 方 法 本人に支給される出産費等から貸付金を控除します。

(8) その他注意事項 ア 出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該出産貸付けの対象となった出産費等に係る出産費附加金又は家族出産費附加金から控除します。
控除してもなお貸付金に残額がある場合には、借受人は速やかに当該金額を支払わなければなりません。

イ 貸付けを申し込まれる場合は、事前に支部に相談してください。

ウ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

10 住 宅 貸 付 け （貸付種別:31）

(1) 貸付事由

組合員が、自己の用に供する（組合員が住居として用いることであり、投資・賃貸等を目的とする場合は含まない。）ための住宅新築、増築、改築、移築、修理、購入、借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ、補修（以下「新築等」という。）をするために資金を必要とする場合

なお、新築等をする物件が、要介護者に配慮した構造（介護構造）を有する場合については、介護構造部分に係る貸付け（P31）を参照してください。

ア 新築、新築住宅購入・中古住宅の購入の場合

○貸付後、原則6か月以内に組合員本人が居住する住宅であること。

○対象物件は、通勤時間がおおむね2時間以内の範囲に所在すること。

イ 増築・改築・移築・修理の場合

他人名義の物件では貸付の対象となりません。（ただし、一定の親族関係の名義によっては対象となる場合もあります。）

ウ 敷地購入の場合

○貸付後5年以内に住宅を建築する者

（建築計画に係る誓約書（様式細第5号）を提出してください。）

○法令上、住宅の建設が制限されている土地の場合は、建築計画の検討に十分注意してください。農地の場合は、農地転用許可書（写）を提出してください。

○増改築等自己の用に供する目的で隣接地を購入する場合も、支部長が必要と認めたときは、住宅の敷地の一部とみなして貸付けが受けられます。

エ 敷地補修の場合

自己所有の敷地であって災害等で敷地の補修が必要となった場合

(2) 現在住宅貸付けを借りている人

貸付限度額の範囲内で新築、増築等新たな事由が生じた場合、借換え貸付けの方法をとることができます。

なお、貸付金借受け中の家を他に貸付けたり、譲渡した場合は、その時点で即時償還（全額償還）をしなければなりません。

(3) 貸付限度額

ア 貸付限度額 最高1,800万円（10万円単位）

貸付限度額の算出には次の2つの方法があり、このうち高い方を限度額とします。

① 申込時の給料月額を基にし、次表の組合員期間に応じた月数を乗じることによって算出した額（組合員期間は、貸付申込日の属する月の末日まで引き続くものとして取り扱います。）

② 申込人が、申込時において退職するとした場合において、その者が受け取ることのできる地方公共団体の退職手当に関する条例等による退職手当（自己都合による退職の場合の退職手当）の額

貸付限度額	条 件		
1,800万円の範囲内で 右記①・②のいずれか 高い額（在宅介護対応 住宅は、300万円の範 囲内で別に加算）	①給料月額に右の組合 員期間に応じた月数を 乗じた額	組合員期間	月 数
		6 か月以上～3 年未満	1 0
		3 年以上～5 年未満	1 5
		5 年以上～10年未満	2 5
		10年以上～20年未満	3 5
		20年以上～	4 5
	②給料月額に組合員期間に応じた退職手当支給割合（自己都合による退職）の倍数を乗じた額		

イ 新築等に係る所要額が上記アによる限度額に達しない場合には、所要額を持って貸付限度額とします。（10万円未満は切り捨て）

ウ 住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により損害（住宅災害貸付けに該当する程度に至らない損害）を受けたために借り受ける住宅貸付け（以下「12 住宅貸付けの特例」（P30参照）という。）の貸付限度額は、上記アにより算出した額の1.5倍に相当する額（最高限度額は1,800万円）とします。

(4) 利 率

年 1 . 3 2 % （1.26%）

※()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。

(5) 提出書類

- ①貸付申込書（様式第1号(2)の1、(2)の2）
- ②貸付借用証書（様式第4号(1)）
- ③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
- ④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
（支店、預金種別、口座番号、口座名義（漢字及びフリガナ）の確認できるもの）
- ⑤貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
- ⑥借入状況等申告書（様式第23号）

(6) 添付書類

申込事由に応じた添付書類は26頁のとおりです。

(7) 償還の方法

ア 毎月償還・・・貸付日の翌月から毎元利均等額で償還する方法です。

償還回数は、360回以内です。

1 回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて**給料月額の3/10以内の額**です。

イ ボーナス償還・・・ボーナス償還は6月、12月の期末勤勉手当支給日に元利均等額で償還する方法です。

貸付金が100万円以上の場合はボーナス償還を併用できます。

ボーナス償還に充てる額は、**貸付金額の1/2以内で50万円単位**です。

償還回数は60回以内で毎月償還の1/6以内の回数とします。

1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて**給料月額**の**6/10以内の額**です。

ウ 1回当たりの償還額については、貸付金額×希望する回数の賦金率で求められます。(P53参照)ボーナス償還については、貸付月(申込月ではありません。)によって償還額が異なります。

(8) 組合員が自己の用に供する(住居として用いる)ための土地又は住宅の名義について

組合員が自己の用に供する(住居として用いる)ための土地又は住宅の名義人は原則として組合員としますが、次の場合にも貸付けを行います。

土地又は住宅の名義	貸付けの条件	貸付限度額
組合員名義	組合員が当該住宅に居住すること	必要資金の合計額
配偶者、子、父母、配偶者の父母の名義	組合員と名義人が当該住宅に同居すること	必要資金の合計額
配偶者及び2親等以内の親族の名義	・申込事由が増改築・修理等であること ・組合員が当該住宅に居住すること(当該名義人親族と同居することは要しない)	必要資金の合計額
「組合員」と「配偶者」、「2親等以内の親族」又は「配偶者及び2親等以内の親族」との共有名義	組合員が当該住宅に居住すること	必要資金の合計額
「組合員」と「その他の者」(配偶者及び2親等以内の親族以外の者)との共有名義	組合員が当該住宅に居住すること	必要資金の合計額に組合員の持分割合を乗じた額の範囲内

* 2親等以内の親族:父母、子、兄弟、姉妹、祖父母、孫

* 被扶養者でない者の名義の場合は、組合員との関係を証明する書類が必要です。ただし、過去に組合員と被扶養者となったことがある者で、共済組合において確認できる場合は不要です。

(9) 住宅貸付けに係る添付書類

申 込 事 由		添 付 書 類 (提出後の返却はできません。)
同(土地付き住宅 マンション等 中高層共 住宅を含む。)	新 築 購 入 (建築中のものを含む)	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 確認済証の写し (6面まで) (4) 住宅の平面図
	中 古 購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 住宅の平面図
住 宅	新 築	(1) 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 確認済証の写し (6面まで) (4) 住宅の平面図
	増築、改築、移築	(1) 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 確認済証の写し (6面まで) (5) 住宅の平面図
	購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し (3) 住宅の登記事項証明書 (新築中のもので未登記の場合は確認済証の写し) (4) 住宅の平面図
	修 理	(1) 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。) (2) 住宅の登記事項証明書及び住宅の名義人の工事承諾書の写し (3) 修理箇所の図面又は写真 (別名義の場合のみ)
	借 入 れ	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 住宅の平面図
敷 地	購 入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記事項証明書 (3) 住宅新築工事に係る誓約書
	借 入 れ	(1) 賃貸借契約書の写し (2) 住宅新築工事に係る誓約書
	補 修	(1) 工事請負契約書の写し (2) 補修箇所の図面又は写真 (3) 敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し (4) 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行する災害証明書(水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修するとき。)
他共済への返済		他共済発行の残高証明書
※上記の書類の他、支部長が必要と認めた書類 登記事項証明書は原本とする。 登記事項証明書は全部事項証明書又は現在事項証明書とする。		

*借換えの場合は、償還表の写しを添付してください。

(10) その他注意事項

ア 添付書類の省略

夫婦、親子又は兄弟姉妹とも京都支部の組合員の場合で、同一物件に対して貸付けを申し込むときは、添付書類は1組で結構です。その場合「住宅・住宅災害貸付申込書の添付書類の省略について」（様式第13号）を添付し、同時に支部又は支所へ申し込んでください。

イ 土地・建物の登記全部事項証明書

その土地・家屋の所在地を管轄する法務局で交付されます。（P48参照）

登記事項証明書をコピーしたものは、受け付けません。また、申込日の前3か月以内に交付されたものに限りします。

登記について、申込時にすでに組合員名義になっている物件については貸付けの対象としません。

ウ 売買契約書、賃貸借契約書

- ・申込時から前6か月以内に契約されたもの
- ・印紙税法に基づく印紙を貼付してください。
- ・共有名義の場合は連署してください。
- ・**貸付金額は、原則として、最終支払に充当するようにしてください。**
- ・**貸付予定日において支払が完了している金額及び支払期日が過ぎている金額については、貸付対象額にはなりません。**
- ・購入物件に抵当権等の第三者の権利が設定されている場合は、所有権移転登記前までに抹消するという条文を明記して契約してください。
- ・売主が法人の場合は、代表者印を押印してもらってください。
- ・購入物件の登記簿上の所有者と売主と名義が異なっている場合（中間省略登記の場合など）は、所有者から売主に売り渡したことを証する売買契約書又は委任状、売渡証明書、販売委託契約書などの写しを添付してください。

エ 確認済証

- ・建築基準法第6条の規定に基づき確認が必要なものについて提出してください。（新築、新築購入（民間マンションを含む。）、増改築の場合に必要としますが、地域等により必要としない場合もあります。）
- ・建築業者、不動産業者に依頼し、建築地を管轄する府の土木事務所（ただし、京都市及び宇治市はそれぞれの所管部局）又は指定確認検査機関に申請して交付を受けます。
- ・建築主が共有名義の場合は、連署してください。

オ 工事請負契約書

- ・申込時から前6か月以内に契約されたものとします。
- ・印紙税法に基づく印紙を貼付してください。
- ・請負業者が法人の場合は、代表者印を押印してもらってください。
- ・請負業者に対する支払方法を月日、金額まで明記してください。
- ・**貸付予定日において支払が完了している金額及び支払期日が過ぎている金額については、貸付対象額にはなりません。**
- ・工事依頼が共有名義の場合は連署してください。

カ 建築計画に係る誓約書（様式細第5号）

敷地のみ購入（借入れ）のときは「5年以内に建築する旨」の誓約書が必要です。

キ 農地転用許可書（写）

購入する土地が農地の場合は、農地転用許可書（写）又は農地転用通知書（写）を添付してください。

ク その他の添付書類

(ア) 所有者の土地使用（家屋増改築）同意書（様式第12号）

住宅の新築、増改築、移築又は修理の場合で、敷地又は家屋の所有名義が組合員名義でないときは、配偶者との共有名義の場合を除き、所有者の土地使用（家屋増改築）同意書（様式第12号）が必要です。

なお、名義人が死亡している場合は、戸籍（除籍）謄本と相続人の同意書（様式第12号）及び完了報告までに登記を完了し、登記事項証明書を提出する旨の申立書を提出してください。

(イ) 住宅、敷地の購入（マンションを含む。）の場合

- 売主と登記全部事項証明書及び確認済証との名義が異なる場合

転売のため登記の中間省略をしている場合は、登記全部事項証明書及び確認済証の名義人と売主との間の売買契約書（写）を添付してください。

- 売主の代理人が販売している場合

売買契約書に売主と販売代理人の押印があれば結構ですが、売主の押印がない場合は、売主から販売代理人に対しての委任状（写）を添付してください。

- 売主が本店、販売代理人が支店の場合

売買契約書に本店及び支店の押印があれば結構ですが、本店の押印がない場合は、本店から支店に対して委任状（写）若しくは本支店関係のわかる法人関係の登記事項証明書を添付してください。

- 購入物件の所有者が地方公共団体又は公団、公社の場合

売買契約書（写）又は譲渡予定証明書（写）が必要です。

ケ 行為の制限

借受人は、償還を完了する以前にその貸付けにかかる不動産について、次の行為をしてはなりません。

ア 不動産の全部又は一部を他に貸付けること。

イ 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。

ウ 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。

コ 原則、支払方法がクレジットカードである場合は貸付の対象となりません。

(11) 団信制度（任意加入）

住宅貸付けについては、団信制度が適用されますので、別掲「12 公立学校共済組合団信制度」（P8参照）の手続をしてください。

(12) 完了報告等

住宅貸付けについては、完了報告が必要ですので、別掲「14 完了報告等」（P35参照）の報告をしてください。

夫婦、親子又は兄弟姉妹とも京都支部の組合員の場合は、添付書類は1組で結構ですが、必ずどちらか一方でとりまとめの上同時に提出してください。

完了報告書を提出されない場合又は提出できない場合は、原則として未償還元利金を即時償還（全額償還）しなければなりません。

11 住 宅 災 害 貸 付 け (貸付種別:21)

(1) 貸付事由

組合員が自己の用に供している(組合員が住居として用いることであり、投資・賃貸等を目的とする場合は含まない。)住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等(住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入若しくは補修)をするため資金を必要とする場合。住宅災害貸付けは、り災事実があった後、1年以内に貸付資金を必要とする場合の貸付けを原則とします。

また、修理及び補修のための事由だけに限らず、次のような例の貸付事由等においても、支部長の判断により貸付けることができます。

- ア 住宅が5分の1程度の損害を受け、居住できるような状況でないため、住宅を壊して新たな住宅を新築する場合
- イ 非常災害により住宅及び敷地が崩壊し、修復が不可能なため、土地付き住宅を購入又は賃貸借契約により住宅等を借入れする場合
- ウ 非常災害により住宅及び敷地が崩壊し、修復が不可能なため、敷地を購入する場合

(2) 既に住宅貸付け又は住宅災害貸付けを受けているものへの貸付け

- ア 住宅貸付けを受けている者への住宅災害貸付け

住宅貸付けの借受人が住宅災害貸付けを受けたい場合は、既住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして借替えできます。(住宅貸付けの未償還元金を住宅災害貸付けの貸付額から差し引く。)

- イ 住宅災害貸付けを受けている者への住宅災害貸付け

住宅災害貸付けの借受人に対して、さらに住宅災害貸付けを行う場合は、借替えとします。(当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行います。)

(3) 貸付限度額

貸付限度額は、住宅貸付けにおける貸付限度額の2.0倍に相当する金額とし、1,900万円(10万円単位)を上限とします。

(4) 利 率

年0.99% (0.93%)

※()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。

(5) 提出書類

- ①貸付申込書(様式第1号(2)の1、(2)の2)
- ②貸付借用証書(様式第4号(1))
- ③貸付資金・振込依頼書(様式細第2号)
- ④給与明細書の写し、普通(総合)預金通帳の写し
(支店、預金種別、口座番号、口座名義(漢字及びフリガナ)の確認できるもの)
- ⑤貸付事業における個人情報に関する同意書(様式第22号)
- ⑥借入状況等申告書(様式第23号)

(6) 添付書類

- ⑦宅貸付けに準じた書類
- ⑧市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書
(短期給付の災害見舞金を請求する際に添付している場合は、り災証明書の写しでも可)

(7) 償還の方法

住宅貸付けに準じます。(P24～25参照)

(8) その他注意事項

家財の損害は含みません。

(9) 団信制度(任意加入)

住宅貸付けに準じます。(P 8 参照)

(10) 完了報告等

住宅貸付けに準じます。(P35参照)

12 住 宅 貸 付 け の 特 例 (31)

組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により損害を受けた場合で、その損害が5分の1以上の損害に至らないときは、住宅貸付けの特例により貸付けを行うことができます。

(1) 貸付事由

住宅災害貸付けに準じますが、損害の程度が住宅災害貸付けに該当しない場合

(2) 貸付限度額

住宅貸付けにおける貸付限度額の1.5倍に相当する金額とし、1,800万円(10万円単位)を上限とします。

(3) 利 率

年1.32% (1.26%)

※()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。

(4) 提出書類及び添付書類

住宅災害貸付けに準じます。(P29参照)

(5) 償還の方法

住宅貸付けに準じます。(P24～25参照)

(6) 団信制度(任意加入)

住宅貸付けに準じます。(P 8 参照)

(7) 完了報告書

住宅貸付けに準じます。(P35参照)

13 介護構造部分に係る貸付け (81)

(1) 貸付事由

要介護者に配慮した構造（以下「介護構造部分」という。）を有する住宅の新築等をするために資金を必要とする場合で、介護構造部分以外（以下「普通構造部分」という。）に係る貸付けとは別の貸付けとして取扱います。

(2) 貸付限度額

300万円（10万円単位）で介護構造部分に係る工事の所要額の範囲内

(3) 利 率

年1.06%（1.00%）

※()内は平成19年3月までの新規貸付で、保険料充当金率0.06%を含まない利率が適用される。

(4) 提出書類

- ①貸付申込書（様式第1号(2)の1、(2)の2）（貸付申込書の上部に「介護構造」と補記してください。）
- ②貸付借用証書（様式第4号(1)）
- ③在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書（様式第17号）
- ④貸付資金・振込依頼書（様式細第2号）
- ⑤給与明細書の写し、普通（総合）預金通帳の写し
（支店、預金種別、口座番号、口座名義（漢字及びフリガナ）の確認できるもの）
- ⑥貸付事業における個人情報に関する同意書（様式第22号）
- ⑦借入状況等申告書（様式第23号）

(5) 添付書類

- ⑧新築・増築・修理等の住宅貸付け申込時の添付書類
- ⑨介護構造部分の内容及びその必要額が確認できる次の書類
 - 該当箇所のわかる住宅の平面図（該当箇所を朱書き等で確認できるようにしてください。）
 - 工事請負契約書（写）と介護構造部分に係る工事費用見積書（写）
普通構造部分に係る貸付申込みと同時の場合でも、介護構造部分に係る工事費用見積書（写）を別途添付してください。

(6) 償還の方法

住宅貸付けに準じます。（P24～25参照）
普通構造部分に係る貸付けとは別の償還回数を設定できます。
繰上償還についても個別に取り扱います。

(7) 団信制度（任意加入）

住宅貸付けに準じますが、「介護構造部分」に係る貸付けとして別途の取り扱いとなります。（P8参照）

(8) 完了報告等

住宅貸付けに準じますが、「介護構造部分」に係る貸付けとして別途の取り扱いとなります。（P35参照）
「普通構造部分」に係る貸付けと同時の場合でも、それぞれ完了報告が必要です。
ただし、添付書類は1部で結構です（同時に提出してください。）。

(9) その他注意事項

申込時における要介護者の有無は、問いません。

「介護構造部分」に係る貸付けのみでも貸付けを受けられます。

「要介護者に配慮した構造を有する」住宅とは、次のような構造・機器等の整備のあるものをいいます。（次頁〈参考〉参照）

① 介護対応構造

- ア 段差の解消
- イ 手すりの設置又は設置可能な下地補強
- ウ 車椅子で利用できる幅の廊下・居室等
- エ 洋式で広いトイレ
- オ 入浴しやすい浴槽

② 介護機器の設置

- ア ホームエレベーター
- イ 天井走行リフト
- ウ 階段昇降機

〈参考〉

介護対応構造工事

要介護者の生活の利便性を現在又は将来において確保するためには、平面計画上の配慮を行うとともに、床の仕上材を滑りにくいものにし、床の段差を解消し、浴室、便所、階段等に手すりを設置する等の次のような工事を行うことが考えられる。

玄関	・座って靴を履き替えることなどを考え、余裕のある広さにする。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・床は滑りにくい仕上材を使用する。
要介護者の部屋・居間	・寝室スペースと居間のスペースに分けられることが望ましい。 ・寝室スペースは昼間ベッド利用のために、また、居間スペースは昼間の活動や友人とのつき合い、病気になったときの看護者の就寝などのために確保したい。 ・できれば1階とし、直接戸外に出られるとよい。階段の昇降の困難、庭いじりを好むこと、非常時の避難を考慮して。 ・敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。
寝室	・ベッドの配置がしやすいよう計画する。 ・枕元近くにスイッチを設け、電気を一括して消せるようにする。また、ブザーやインターホンなどを設置するとよい。 ・枕元に物を置けるように配慮する。 ・敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。
食事室	・食事は大きな楽しみとなるので、ゆったりと落ち着いて食事できるよう配慮する。人数を考慮した広さとする。 ・イス座とユカ座を足腰の状態や好みで選べるとよい。座ったままで手の届く範囲に、食器や調味料などが置ける収納があるとよい。 ・敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。
廊下	・敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・常夜灯をつけるとよい。とくに寝室と便所の間に必要。 ・三路スイッチを活用する。
階段	・路面18cm以上、蹴上げ22cm以下とし、勾配をゆるくする。 ・路面は滑りにくい仕上材を使用する。 ・手すりを連続的につける。できるだけ両側に。 ・段鼻が出ているとつまずきやすい。蹴込み板がないと滑ったり、不安感を持つので避けたい。 ・踊場のある階段がよく、まわり階段やらせん階段は望ましくない。 ・2以上の照明器具を設け、各階で点灯できるものとする。 ・足元が暗がりにならないよう、フットライトを設ける。
便所	・寝室の近くに設ける。 ・腰かけ式便器とする。 ・動作のしやすさや介助が必要なときを考え、広めのスペースをとりたい。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・暖房が必要である。 ・コンセントを設ける。 ・扉は外開きか引戸とし、外から開錠できるようにしておく。 ・非常用のブザーをつける。 ・床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。

浴 室 ・脱衣室	・介助が必要なときを考え、広めにしたい。 ・浴槽は埋め込み型とする。また、浴槽の縁を広くしたり、浴槽に連続する台を設けて腰かけてから入れるようにするとよい。 ・床面から浴槽の縁までの高さは、30cm以上50cm以下とする。 ・浴槽の出入りのための立ち上がり棒や、浴槽壁面の手すりをつける。 ・床は滑りにくい仕上材を使用する。 ・ハンドシャワーをつけるとよい。 ・転倒したときに危険な突出部、鋭角部のないようにする。 ・扉は外開きか引戸とし、転倒したときにガラスで怪我をしないように少なくとも腰高までは普通ガラスを避け、強化ガラス、アクリル板等の使用が望ましい。 ・非常用のブザーをつけることが望ましい。 ・脱衣室は、いすに座って脱ぎ着できるよう十分なスペースをとっておく。 ・浴室との急激な温度差を避けるため、脱衣室も暖房する。
洗 面 所	・洗面器は、体を支えても大丈夫なように堅固に取り付ける。 ・水栓コックは操作しやすいもの〈レバー式〉がよい。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・床は段差を解消し、滑りにくい仕上材を使用する。 ・コンセントを設ける。

14 完了報告等

住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付けの借受人に対しては、貸付金の使途の確認、貸付けに係る不動産についての行為の制限等のために、次のような報告等を要します。

(1) 完了報告

住宅貸付け・住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付けの借受人は、新築等が完了したときは直ちにその旨を「完了報告書」（様式細第3号）にて、次に掲げる書類を添えて支部長に報告してください。

申 込 事 由	添 付 書 類
住宅の新築、増築、改築又は移築	・所有権保存登記後の建物の登記事項証明書の原本（登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。）※貸付申請時から登記事項に変更がない場合は工事引渡書の写しとする。 ・住民票の写しの原本
住宅（土地付き住宅を含む。）の購入	・所有権移転登記後の建物及び土地の登記事項証明書の原本 ・住民票の写しの原本
敷 地 の 購 入	・所有権移転登記後の登記事項証明書の原本
住宅の修理、敷地の補修、住宅の10㎡以内の増改築	・領収書の写し ・該当箇所の写真数枚
住 宅 又 は 敷 地 の 借 入 れ	・領収書の写し
他共済への返済	・領収書の写し

※ 夫婦、親子又は兄弟姉妹とも京都支部の組合員で申込みをした場合は、添付書類については1組で結構です。その場合は、必ずどちらか一方でとりまとめの上、同時に支部長へ提出してください。

なお、やむを得ず完了までの期間が貸付日から6か月を超えるときは、その理由及び完了の予定年月日等を「完了遅延報告書」（様式細第4号）により支部長に報告してください。

(2) 住宅建築義務について

ア 住宅の敷地のみを購入又は借入れるために住宅貸付け又は住宅災害貸付けを受けたときは、貸付日から5年以内に住宅を建築しなければなりません。ただし、支部長が特別の事情があると認めるときは、さらに5年間期限が猶予されます。

当該事由の貸付けの申込人は、貸付けの申込時に、5年以内に住宅を建築する旨の建築計画に係る誓約書（様式細第5号）を支部長に提出してください。

イ アに該当する借受人が住宅を建築したときは、住宅建築届（様式細第6号）に当該住宅の登記事項証明書の原本を提出してください。

(3) 行為の制限

借受人は、償還を完了する以前にその貸付けにかかる不動産について、次の行為をしてはなりません。

ア 不動産の全部又は一部を他に貸付けること。

イ 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。

ウ 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。

(4) 貸付けの取り消し及び未償還元利金の返還

上記(1)～(2)の報告等を怠った場合又は上記(3)に該当する行為をした場合、支部長は貸付けの決定を取消し、借受人は直ちに未償還元利金の全額を返還しなければなりません。

〔貸付申込書等記入例〕

一般貸付け等申込書記入例

様式第1号(1) 借換えの場合は、欄外に
貸付振込月時点の未償還元金を記入してください。
未償還元金 1,079,863 円

給与の職員
コードを記入

申込番号 第 号		所属コード 7181000		職員番号 7103030		貸付区分 (○で囲む)		審査	
一般・特別・教育・災害 医療・結婚・葬祭 (○で囲む)		貸付申込書		新規・ (借換)					
申込金額 2,000,000 円	内訳	毎月償還 2,000,000 円	※決定金額	内訳	毎月償還	円	受付		
		ボーナス償還	円		ボーナス償還	円			
給料月額 395,561 円	借受中の貸付金の償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還	円	円			
給料月額 $\frac{3}{10}$ に相当する額 118,668 円		一般貸付け	13,452 円		円	円			
給料月額 $\frac{6}{10}$ に相当する額 237,336 円		特別貸付け			円	円			
希望する償還回数	毎月償還 120 回	住宅貸付け	6,627 円		39,216 円				
申込事由	毎月償還 $\frac{1}{6}$ 以内 車の購入	介護構造部分の貸付け			円	円			
対象者氏名	具体的に記入 続柄()	住宅災害貸付け			円	円			
入学又は修学する学校名 (教育貸付けの場合のみ記入)		教育貸付け			円	円			
		災害貸付け			円	円			
		医療貸付け			円	円			
		結婚貸付け			円	円			
		葬祭貸付け			円	円			
		合 計	20,079 円		39,216 円				
受取金融機関	△○ 銀行 ×× 支店 (口座番号 1123456 号)		給与支給機関		京都府教育庁管理部長				
団体信用生命保険 (教育貸付けの場合のみ○で囲む)		適用 ・ 非適用							
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を 借り受けたいので、申し込みます。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 公立学校共済組合 京都 支部長 殿 所属所名 京丹後市立○○小学校 (TEL)○○○-○○○-○○○ 現住所 〒○○○-○○○ 京丹後市○○○ (TEL)○○○-○○○-○○○ 組合員資格 昭和 15 年 4 月 1 日 取得年月日 (平成) 職名 教諭 フリガナ コウリツ ハナコ 氏名 公立 花子 満 41 歳 上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 所属所名 京丹後市立○○小学校 所属所長名 校長 山田 一郎									

(申込時点の金額を記入)
申込時点で借受中のもの

市京特府
町都別費
村市支支
費費援弁
支学の
弁校小
ののの
・教教中
職職職・
員員員高
等は・
場合は
は京都
都府教
市教育
町教育
(組合
会)学
教育
委員
会校
長
及
び
部
長

一般貸付け以外の場合に記入

P 2 参照

- 注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。
(2) 給料月額の欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。
(3) 対象者氏名の欄は、一般貸付け以外の貸付けで、申込事由対象者が申込人以外の人に記入すること。
(4) 申込人は、自書すること。
(5) 所属所長の印章は、公印とすること。

一般貸付け等貸付借用証書記入例

所属所コード

7181000

職員番号

7103030

貸付決定番号 第

号

証書番号 番号第

号

一般・特別・住宅・住宅災害

介護(住宅)・介護(住災)・教育

災害・医療・結婚・葬祭

特例住災・介護(特例住災)

特定住災・介護(特定住災) (○で囲む)

貸付借用証書

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金	¥	2	0	0	0	0	0	0

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

記入しないでください

※令和 年 月 日

公立学校共済組合 京 都 支部長 殿

借 受 人	所属所名	京丹後市立〇〇小学校 (TEL)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 京丹後市〇〇〇 (TEL)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	職 名	フリガナ	コウリツ ハナコ
	教諭	氏 名	公立 花子 (公印)

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自書すること。

一般貸付け等貸付資金・振込依頼書記入例

(様式 細第2号)

この振込依頼書により、貸付金を申込人名義の普通預金口座に振り込む手続きが行われますので、記入例及び注意をよく読んで、太線の枠内のみ間違いのないように記入してください。住宅・住宅災害・介護構造貸付以外は網掛け部分のみ記入してください。申込名義人以外の預金口座へは振込めません。十分御注意ください。

なお、この依頼書は貸付種別毎にそれぞれ作成してください。

一般・特別・教育・災害
医療・結婚・葬祭
住宅・住宅災害・介護構造
(○をつける)

貸付資金・振込依頼書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

公立学校共済組合京都支部長 様

私が今回借受ける貸付資金を、私名義の下記普通預金口座に貸付日に振り込んでください。
借換えの場合は貸付資金から未償還元金を控除した額を振込んでください。

共 済 コ ー ド	0 1		
職 員 番 号	0 7 1 0 3 0 3 0		
貸 付 種 別			
貸 付 番 号		カ ー ド No.	5 1 1 貸付申込書
貸 付 年 月 日	5	償還開始年月	5
償 還 方 法	1 元利均等償還		
償 還 区 分	0	毎月償還のみ「0」、ボーナス併用償還「1」	
団 信 区 分		加入「1」、非加入「0」 (住宅・教育貸付以外は記入不要)	
申 込 事 由		住宅・住宅災害・介護構造貸付以外は記入不要	
完了予定年月(土地)	5		
完了予定年月(建物)	5		
申 込 金 額	【 毎 月 】	申込金額	償還回数
2 0 0 0 0 0 0 0		2 0 0 0 0 0 0 0	1 2 0
	【 ボーナス 】	申込金額	償還回数
		0	0
金融機関コード	0 1 2 3		
支 店	1 3 3		
預 金 種 目	1 普通預金		
口 座 番 号	1 1 2 3 4 5 6		
氏 名 (カ ナ)	コウリツ ハナコ		
氏 名 (漢 字)	公立 花子		
生 年 月 日	3 5 5 0 9 0 9		
組合員資格取得年月日	4 1 5 0 4 0 1		
所 属 所 コー ド	0 7 1 8 1 0 0 0		
給 与 支 給 機 関			
給 料 月 額	3 9 5 5 6 1		

注1)・銀行コードは別紙参照のうえ記入してください。
・支店コード、口座番号は預金通帳を確認のうえ記入してください。
・口座は必ず申込人自身の口座であること。家族等の口座は不可。
・口座番号は右詰めで記入してください。

注2)・氏名のフリガナは左詰めで記入してください。
・氏と名の間は1字あけてください。
・漢字は1字1字で記入してください。
(記入例) キ ョ ウ ト サ フ ロ ウ

3. 昭和、4. 平成、5. 令和

金額に¥マークをつけないでください。

借入状況等申告書

公立学校共済組合 京都 支部長 殿

令和○年○月○日

申込 人	所属所名	京丹後市〇〇小学校 (TEL)) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	職 名	フリガナ	コウリツ ハナコ
	教諭	氏 名	公立 花子

※必ず本人が署名して下さい。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故(貸倒れ)が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

<当共済組合の借入状況>

(単位:円)

貸付種別	区 分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中	17,800	0
特別貸付け	新規・借換え・償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中	6,627	39,216
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借換え・償還中		
教育貸付け	新規・借換え・償還中		
災害貸付け	新規・借換え・償還中		
医療貸付け	新規・借換え・償還中		
結婚貸付け	新規・借換え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借換え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
合 計		(A) 24,427	(B) 39,216

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

- 2 「1回当たり償還額」欄には、借換えの場合は借替え後の1回当たり償還額を記入してください。
 3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。
 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位:円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
教職員互助組合	新規借入	〇〇年 〇月 〇日	1,000,000	120,000
	既借入	年 月 日		
〇〇銀行	新規借入	年 月 日		
	既借入	〇〇年 〇月 〇日	12,000,000	860,000
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計			13,000,000	(C) 980,000

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の

銀行、保険会社、信託会社、信用金庫、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例:4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例:4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

<申込人の給料月額>

(D)	395,561	円
-----	---------	---

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

給料月額の欄は、申込みの時ににおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること P2参照

必ず記入してください。
この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8
293,124	78,432	980,000	1,351,556		1,898,692

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合(債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。)は貸付申込みを受け付けることはできません。

高額医療貸付け申込書記入例

様式第1号(3)

(表)

高額療養費相当額の範囲内
(千円未満切り捨て)

組合員 任意継続組合員

所属所コード

7181234

職員番号

7102222

高額医療貸付申込書

申込金額

523 千円

※決定金額

千円

療養を受けた者

氏名

続柄

氏名

続柄

宇治 次郎

本人

保険医療機関等

所在地

宇治市〇〇町10

所在地

名称

△△病院

名称

T E L

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

T E L

受取金融
機関

〇△銀行

×△支店(口座番号

123331

号)

公立学校共済組合貸付規程に基づいて、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。

令和 〇年 〇月 〇日

公立学校共済組合 京都 支部長 殿

申込
人

組合員
又は
任意継続組合員

所属所名
組合員証又は任意継続
組合員証記号番号

宇治市立〇〇小学校(Tel)〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

公立京都 7102222

組合員又は任意継続組合員資格取得年月日

平成 〇年 4月 1日

現住所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 宇治市〇〇町20

(Tel) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

職名

フリガナ

ウジ ジロウ

教諭

氏名

宇治 次郎

宇治
印

満 〇 歳

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

令和 〇年 〇月 〇日

所属所名 宇治市立〇〇小学校

所属所長名 校長 鈴木 英二 印

公印

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)所属所長の印章は、公印とすること。(任意継続組合員は、この欄は必要としない。)

(3)申込人は、自書すること。

診療を受けた保険医療機関等

申込人本人の口座に限る

出産貸付け申込書記入例

出産費相当額の範囲内
(50万円の範囲内で千円単位)

様式第1号(4)

		組合員 任継組合員		所属所コード			
				職員番号			
出 産 貸 付 申 込 書							
申 込 金 額		500 千円		※ 決 定 金 額		千円	
出 産 者	氏 名	共済 組子		続 柄	本人	被扶養者認定日 (続柄が本人以外の場合に記入)	年 月 日
	出 産 日	○年 ○月 ○日		妊 娠	8 か月	単胎	多胎(胎児の数:)
申 込 事 由 (○で囲む)		1 出産予定日まで2月以内(多胎の場合は4月以内)で費用が必要なため 2 妊娠4月以上で、医療機関等へ一時的な支払が必要なため(1の場合を除く)					
貸付限度額		出産費・家族出産費(500 千円) × 胎児の数(1) = 500 千円					
受取金融機関		☐ ○銀行 × ◇支店 (口座番号 0123456 号)					
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。 令和 ○年 ○月 ○日 公立学校共済組合 京都 支部長 殿							
申 込 人	組 合 員 又は 任意継続組合員	所 属 所 名		京都市立○○小学校 (TEL) ○○○-○○○-○○○			
		組合員証又は任意継続組合員証記号番号		公立京都 7103040			
	組合員又は任意継続組合員資格取得年月			平成○年 4 月 1 日			
	現 住 所	〒○○○-○○○ 京都市○○区○○町○○番地 (TEL) ○○○-○○○-○○○					
	職 名	フリガナ	キョウサイ クミコ			満 ○ 歳	
	教諭	氏 名	共済 組子			満 ○ 歳	
上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。 令和 ○年 ○月 ○日 所属所名 京都市立○○小学校 所属所長名 山田 一郎 公印							

申込人本人の口座に限る

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)妊娠4月以上とは、85日以上をいう。

(3)所属所長の印章は、公印とすること。(任意継続組合員は、この欄は必要としない。)

(4)申込人は、自書すること。

住宅貸付け等申込書記入例

様式第1号(2)の1

5月希望

貸付希望月を記入してください。

給与の職員コードを記入

所属コード		0000111		職員番号		5000010		審査	
申込番号 第 号 (住宅)・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災)						貸付区分(○で囲む)		新規 (借換)	
貸付申込書 (○で囲む)		申込金額		12,000,000円		内 毎月償還		6,000,000円	
		内 ボーナス償還		6,000,000円		※決定金額		円	
給 料 月 額		467,353円		借 貸 付 種 別		毎月償還		ボーナス償還	
組 合 員 期 間		30年		一 般 貸 付 け		円		円	
給 料 の 月 数		45月		住 宅 貸 付 け		6,627円		39,216円	
給料月額 $\frac{3}{10}$ に相当する額		140,205円		介護構造部分の貸付け		円		円	
給料月額 $\frac{6}{10}$ に相当する額		280,411円		住 宅 災 害 貸 付 け		円		円	
希望する償還回数		毎月償還 360回		教 育 貸 付 け		円		円	
		ボーナス償還 60回		災 害 貸 付 け		円		円	
申 込 事 由 (○で囲む)		(住宅) の 新築・増築・改築・移築		医 療 貸 付 け		円		円	
		(敷地) の 修理(購入)・借入・補修		結 婚 貸 付 け		円		円	
				葬 祭 貸 付 け		円		円	
				合 計		6,627円		39,216円	
購入又は工事完了予定年月日		令和○年5月31日		給与支給機関		京都市教育委員会			
貸の付限度額		組合員期間による算出		給料月額		467,353円 × 45月 = 21,030,885円			
		在職年数		30年					
		申込時の退職手当額		(給料月額) (自己都合による退職手当支給率) (調整額)		467,353円 × 41.432 + 円 = 19,363,369円			
受取金融機関		○△ 銀行 ○× 支店 (口座番号 0123456 号)							
団体信用生命保険(○で囲む)		(加入) 適用 ・ (非適用) (非加入)							
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。									
令和 ○ 年 4 月 16 日									
公立学校共済組合 京都 支部長 殿									
申 込 人	所属所名	京都市立○×高等学校 (TEL)○○○-○○○-○○○○							
	現住所	〒○○○-○○○○ 京都市○○区○○町 (TEL)○○○-○○○-○○○○							
	組合員資格取得年月日	昭和 2 年 4 月 1 日							
	職名	教諭	フリガナ	キョウト タロウ	姓 名	京都 太郎	生 年 月 日	昭和41年10月25日(満52歳)	
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。									
令和 ○ 年 4 月 16 日									
所属所名 京都市立○×高等学校									
所属所長名 校長 山田 花子									

(申込時点の金額を記入)
申込時点で借受中のもの

P24参照
1/6以内の回数
毎月償還の

P24参照
本人口座に限る。

P8参照
同時に提出、適用の場合は「申込書」を

P2参照

- 注意
- (1) ※印の欄は、記入しないこと。
 - (2) 給料月額欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。
 - (3) 組合員期間の1年未満の端数は切り捨てること。
 - (4) 申込時の退職手当額の欄は、貸付規程第2条第7号に規定する退職手当の額を記入すること。
 - (5) 申込人は、自書すること。
 - (6) 所属所長の印章は、公印とすること。

借換えの場合
欄外に未償還元金をメモしてください。

5月 未償還元金 673,293円

現在の住宅状況 (具体的に記入すること)		現在 持家に住んでいるが、子どもの成長で 手狭になってきたので住宅を買いかえる。				
候補物件の状況	所在地 (登記簿上の地番)		宇治市広野町〇〇1丁目1番地			
	構造の 大要	一戸建住宅	1階面積 53.21 m ² 木造2階建 2階面積 35.42 m ² 室数 5室 畳 増改築部分の延面積 m ²			
		集合住宅 (マンション等)	造 階建の 階部分、専有 m ² 室数 室 畳			
	敷地の状況		所有地 ・地目 宅地 マンションの場合も持分を記入 購入地 ・地積 112.35 m ² 借地			
申込事由		貸付申込金 (必要額)	民間金融機関等 借入金	自己資金	その他の借入金	合計 (契約額)
		1,200万円 (1,133万)	1,600万円	1,077万円	妻共済 800万	4,677万円 (4,610万)
新物件に 居住する 家族構成	申込人との続柄		氏名	年齢	備考	
	本人		京都 太郎	52		
	妻		〃 一枝	47	□〇小学校教諭	
	子		〃 祐太郎	14	〇△中学校	
住宅及び敷地所在地の見取図 (最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること)						

売買・請負契約額(諸費用は含みません)と同額であること

注意 増改築の場合は、完成後の全体面積も記入すること。

住宅貸付け等貸付借用証書記入例

所属所コード 0000111

職員番号 5000010

貸付決定番号 第

号

証書番号 番号第

号

一般・特別・**住宅**・住宅災害

介護(住宅)・介護(住災)・教育

災害・医療・結婚・葬祭

特例住災・介護(特例住災)

特定住災・介護(特定住災) (○で囲む)

貸付借用証書

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金	1	2	0	0	0	0	0	0

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

記入しないでください

※令和 年 月 日

公立学校共済組合 京 都 支部長 殿

借 受 人	所属所名	京都市立〇×高等学校 (TEL)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						
	現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 京都市〇〇区〇〇町 (TEL)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						
	職名	フリガナ		キョウト タロウ				
	教諭	氏名	京都 太郎		京 都			

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自書すること。

住宅貸付け等貸付資金・振込依頼書記入例

(様式 細第2号)

この振込依頼書により、貸付金を申込人名義の普通預金口座に振り込む手続きが行われますので、記入例及び注意をよく読んで、太線の枠内のみ間違いのないように記入してください。住宅・住宅災害・介護構造貸付以外は網掛け部分のみ記入してください。申込名義人以外の預金口座へは振込めません。十分御注意ください。

なお、この依頼書は貸付種別毎にそれぞれ作成してください。

一般・特別・教育・災害
医療・結婚・葬祭
住宅・住宅災害・介護構造
(○をつける)

貸付資金・振込依頼書

令和〇 年 4 月 16 日

公立学校共済組合京都支部長 様

私が今回借受ける貸付資金を、私名義の下記普通預金口座に貸付日に振り込んでください。
借換えの場合は貸付資金から未償還元金を控除した額を振込んでください。

共 済 コ ー ド	0 1
職 員 番 号	0 5 0 0 0 0 1 0
貸 付 種 別	
貸 付 番 号	カード No. 5 1 1 貸付申込書
貸 付 年 月 日	5 償還開始年月 5
償 還 方 法	1 元利均等償還
償 還 区 分	1 毎月償還のみ「0」、ボーナス併用償還「1」
団 信 区 分	0 加入「1」、非加入「0」 (住宅・教育貸付以外は記入不要)
申 込 事 由	0 4
完了予定年月(土地)	5 〇 〇 〇 5
完了予定年月(建物)	5 〇 〇 〇 5

- [住宅]
- 01. 住宅新築
 - 02. 増築、改築、移築
 - 03. 修理
 - 04. 土地つき一戸建購入
 - 05. マンション購入
 - 06. 住宅借入
 - 12. 住宅のみ購入
[土地]
 - 07. 更地購入
 - 08. 底地購入
 - 09. 更地借入
 - 10. 底地借入
 - 11. 補修
 - [その他]
 - 13. 他共済への返済

申 込 金 額	【 毎 月 】	申込金額	償還回数	一回の償還額
1 2 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		6 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	3 6 〇	2 〇 1 9 3
申 込 金 額	【 ボーナス 】	申込金額	償還回数	一回の償還額
		6 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	6 〇	1 2 〇 7 6 5

金額に¥マーク
をつけないでく
ださい。

金融機関コード	〇 〇 〇 〇
支 店	〇 〇 〇
預 金 種 目	1 普通預金
口 座 番 号	0 1 2 3 4 5 6
氏 名 (カ ナ)	キ ョ ウ ト タ ロ ウ
氏 名 (漢 字)	京 都 太 郎
生 年 月 日	3 3 1 1 〇 2 5
組合員資格取得年月日	3 5 4 〇 4 〇 1
所 属 所 コー ド	0 〇 〇 〇 〇 1 1 1
給 与 支 給 機 関	
給 料 月 額	4 6 7 3 5 3

注1)・銀行コードは別紙参照のうえ記入してください。
・支店コード、口座番号は預金通帳を確認
のうえ記入してください。
・口座は必ず申込人自身の口座であること。
家族等の口座は不可。
・口座番号は右詰めで記入してください。

注2)・氏名のフリガナは左詰めで記入してくだ
さい。

・氏と名の間は1字あけてください。

(記入例) キ ョ ウ ト サ フ ロ ウ

3. 昭和、4. 平成、5. 令和

完了報告書記入例

(様式 細第3号)

完了報告書（提出用）

令和〇年〇月〇日

公立学校共済組合 京都 支部長 殿

下記のとおり貸付申込事由の新築等が完了したので、公立学校共済組合貸付規程第23条の規定により、必要書類を添えて報告します。

記

土地の登記事項証明書のとおりに入記してください。

- 1 物件の所在地 宇治市〇〇町1丁目1番地
- 2 物件の概要
 住 宅 : 構造 木造 階建 2 延床面積 88.63 m²
 敷 地 : 地目 宅地 面積 112.35 m²
- 3 完了(購入)年月日 〇年5月31日
- 4 登録名義人(申込時の登記予定者を記入し、組合員との続柄をカッコ書きすること。)
京都 太郎 1/2 京都 一枝(妻) 1/2

マンションの場合、
敷地権の割合も記入してください

地区区分	カードNo	職員番号	種別	貸付番号	事由	完了種別	完了年月日							
1	2	3 ~ 5	6 ~ 17	18 19	20 ~ 25	26	敷地	41	42	43	44	45	46	47
0	1	5	1	5	5000010	31	210123	5	〇	〇	0	5	3	1
							住宅	48	49	50	51	52	53	54
								5	〇	〇	0	5	3	1

貸付年月日	貸付金額	借受人氏名	完了予定	
令和〇年5月21日	12,000,000	京都 太郎	敷地	令和〇年5月
			住宅	令和〇年5月

所属所 京都市立〇×高等学校

氏名 京都 太郎

添付書類		住宅 新築	増改 移築	修理 倉庫等	土地付 一戸建 購入	マンション 購入	住宅 借入	更地 購入	底地 購入	更地 借入	底地 借入	敷地 補修	住宅 のみ 購入	他共済 返済
申込事由 (※印該当欄)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
必要書類	建物登記事項証明書の原本				※									
	土地登記事項証明書の原本				※									
	領収書の写し													

(注) 登記事項証明書は全部事項証明書又は現在事項証明書とする。

(参考)

京都地方法務局登記管轄区域等一覧

令和7年3月現在

庁 名	登 記 管 轄 区 域		郵便番号・所在地・電話番号
	不 動 産 登 記	商業・法人	
本 局	京都市の内 上京区、東山区、山科区、 中京区、下京区、北区、左京区	京都府全域	〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197 TEL 075-231-0131(代)
嵯 峨 (出)	京都市の内 右京区、西京区、 向日市、長岡京市、 乙訓郡大山崎町	各種証明書交付事務のみ取扱い	〒616-8373 京都市右京区嵯峨天龍寺車道町33-20 TEL 075-861-0742
伏 見 (出)	京都市の内 伏見区、南区	〃	〒612-0029 京都市伏見区深草西浦町4丁目54 TEL 075-645-6726
宇 治 (支)	宇治市、久世郡久御山町、 城陽市、八幡市、京田辺市、綴喜郡井手町、宇治田原町	〃	〒611-0021 宇治市宇治琵琶33-2 (宇治法務合同庁舎) TEL 0774-24-4121
木 津 (出)	木津川市、相楽郡笠置町、和束町、 精華町、南山城村	〃	〒619-0214 木津川市木津駅前1丁目50番地 (木津地方合同庁舎2階) TEL 0774-72-0265
園 部 (支)	南丹市、亀岡市 船井郡京丹波町	〃	〒622-0041 南丹市園部町小山東町平成台一号17 TEL 0771-62-0380
宮 津 (支)	宮津市、与謝郡伊根町、与謝野町	〃	〒626-0046 宮津市字中ノ丁2534 (宮津地方合同庁舎) TEL 0772-22-2561
京丹後 (支)	京丹後市	〃	〒627-0021 京丹後市峰山町吉原71 TEL 0772-62-0365
舞 鶴 (支)	舞鶴市	〃	〒624-0937 舞鶴市字西110-5 TEL 0773-76-0858
福知山 (支)	福知山市、綾部市	〃	〒620-0035 福知山市字内記10-29 (福知山地方合同庁舎) TEL 0773-22-3043

※庁名の(支)は支局、(出)は出張所の略。

第3 償 還

1 償還の種類

(1) 貸付金の償還には、次のア～ウがあります。(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。)

ア 定期償還

- ① 毎月償還・・・毎月元利均等額で償還する方法
- ② ボーナス併用償還・・・毎月償還と併用して6月及び12月の期末勤勉手当支給日にも元利均等額で償還する方法（特別貸付けを除く）

イ 繰上償還

- ① 一部繰上償還・・・借受人の希望により未償還元利金の一部を繰上げて償還する方法（年2回）
- ② 全額繰上償還・・・借受人の希望により未償還元利金の全額を繰上げて償還する方法（毎月）

ウ 即時償還・・・借受人が一定の事由に該当したときは、未償還元利金の全額を即時に償還しなければなりません。

(2) 高額医療費貸付金の償還

ア 共済組合が高額医療貸付けの対象となった医療に係る高額療養費等を支給する際に、当該高額療養費等から貸付金相当額を控除します。

イ 高額療養費として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該高額医療貸付けの対象となった高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除します。

(3) 出産貸付金の償還

ア 共済組合が出産貸付けの対象となった出産費等を支給する際に、当該出産費等から貸付金相当額を控除します。

イ 出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を当該出産貸付けの対象となった出産費等に係る出産費附加金又は家族出産費附加金から控除します。

《参考》元利均等による償還とは・・・

〔元金＋利息〕が毎回(原則として最終回は除く。)均等となるような償還方法です。

前月の定期償還後の未償還元金を基に利息を算定（P52参照）し、1回当たりの償還額（P52参照）から利息を差引いた額を元金の償還としていく方法です。したがって、利息分の償還額は毎回減っていくのに対して、元金の分の償還額は増えていくことになります。

《参考》償還表について

償還表は、貸付決定通知書とともに借受人あてに償還表を送付します。その償還表は大切に保管してください。（一部繰上償還した場合には、翌月中旬に繰上後の新償還表を送付します。）

なお、利率の変更（特例利率の適用等）があった場合には、変更後の新償還表を送付しますので、旧償還表と混同しないように管理してください。

償還表の見方については、51頁に掲載しましたので、参考にしてください。

償 還 表

2018年12月10日

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

1頁

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
01000099	(31) 住宅	300099	2018年12月21日	元利均等	貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
					6,000,000	4,000,000	2,000,000

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.32 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎 月	4,000,000	271,947	月利	0.1100 %	120	35,600	35547	2019年1月	2028年12月
ボーナス	2,000,000	141,476	半年利	0.6600 %	20	107,074	107070	2019年6月	2028年12月
(6,000,000		413,423)							

2019年6月の毎月償還額
31,372+4,228=35,600円

2019年6月のボーナス償還額
93,874+13,200=107,074円

ボーナス償還額で6月の定期
償還後の未償還元金
2,000,000-93,874=
1,906,126円

毎月償還で6月の定期償還後の
未償還元金 3,843,654-31,372
=3,812,282円

6月の定期償還後の未償還元金
3,812,282+1,906,126
=5,718,408円

単位:円

返済		毎月償還			ボーナス償還			未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金
2019 1	1	31200	4400	3968800	1	93,874	13200	2000000
2019 2	2	31235	4365	3937565				2000000
2019 3	3	31269	4331	3906296				2000000
2019 4	4	31304	4296	3874992				2000000
2019 5	5	31338	4262	3843654				2000000
2019 6	6	31372	4228	3812282				1906126
2019 7	7	31407	4193	3780875				1906126
2019 8	8	31442	4158	3749433				1906126
2019 9	9	31476	4124	3717957				1906126
2019 10	10	31511	4089	3686446				1906126
2019 11	11	31545	4055	3654901	2	94494	12580	1906126
2019 12	12	31580	4020	3623321				1811632
2020 1	13	31615	3985	3591706				1811632
2020 2	14	31650	3950	3560056				1811632
2020 3	15	31684	3916	3528372				1811632
2020 4	16	31719	3881	3496653				1811632
2020 5	17	31754	3846	3464899				1811632
2020 6	18	31789	3811	3433110				1716514
2020 7	19	31824	3776	3401286	3	95,118	11956	1716514
2020 8	20	31859	3741	3369427				1716514
2020 9	21	31894	3706	3337533				1716514
2020 10	22	31929	3671	3305604				1716514
2020 11	23	31964	3636	3273640				1716514
2020 12	24	31999	3601	3241641				1620768
2021 1	25	32035	3565	3209606				1620768
2021 2	26	32070	3530	3177536				1620768
2021 3	27	32105	3495	3145431	4	95,746	11328	1620768
2021 4	28	32141	3459	3113290				1620768
2021 5	29	32176	3424	3081114				1620768
2021 6	30	32211	3389	3048903				1524391
2021 7	31	32247	3353	3016656				1524391
2021 8	32	32282	3318	2984374				1524391
2021 9	33	32318	3282	2952056				1524391
2021 10	34	32353	3247	2919703	5	96,377	10697	1524391
2021 11	35	32389	3211	2887314				1524391
2021 12	36	32424	3176	2854890				1427377
								4282267

返済		毎月償還			ボーナス償還			未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金
2022 1	37	32460	3140	2822430	7	97,654	9420	1427377
2022 2	38	32496	3104	2789934				1427377
2022 3	39	32532	3068	2757402				1427377
2022 4	40	32567	3033	2724835				1427377
2022 5	41	32603	2997	2692232				1427377
2022 6	42	32639	2961	2659593				1329723
2022 7	43	32675	2925	2626918				1329723
2022 8	44	32711	2889	2594207				1329723
2022 9	45	32747	2853	2561460				1329723
2022 10	46	32783	2817	2528677				1329723
2022 11	47	32819	2781	2495858	8	98,298	8776	1329723
2022 12	48	32855	2745	2463003				1231425
2023 1	49	32891	2709	2430112				1231425
2023 2	50	32927	2673	2397185				1231425
2023 3	51	32964	2636	2364221				1231425
2023 4	52	33000	2600	2331221				1231425
2023 5	53	33036	2564	2298185				1231425
2023 6	54	33072	2528	2265113				1132478
2023 7	55	33109	2491	2232004	9	98,947	8127	1132478
2023 8	56	33145	2455	2198859				1132478
2023 9	57	33182	2418	2165677				1132478
2023 10	58	33218	2382	2132459				1132478
2023 11	59	33255	2345	2099204				1132478
2023 12	60	33291	2309	2065913				1032878
2024 1	61	33328	2272	2032585				1032878
2024 2	62	33365	2235	1999220				1032878
2024 3	63	33401	2199	1965819	10	99,600	7474	1032878
2024 4	64	33438	2162	1932381				1032878
2024 5	65	33475	2125	1898906				1032878
2024 6	66	33512	2088	1865394				932620
2024 7	67	33549	2051	1831845				932620
2024 8	68	33585	2015	1798260				932620
2024 9	69	33622	1978	1764638				932620
2024 10	70	33659	1941	1730979				932620
2024 11	71	33696	1904	1697283	11	100,258	6816	932620
2024 12	72	33733	1867	1663550				831701

2 定期償還（毎月償還）

(1) 償還方法

貸付日の翌月から原則として最終回の償還を除いて毎月元利均等額で償還する方法で、借受人が毎月受ける給与から控除します。

(2) 償還回数

貸付金の種類により定められた範囲内で借受人が希望する回数

(3) 1回当たりの償還額

それぞれの貸付けの利率に応じた賦金率表（※）により計算します

$$\text{貸付金額} \times \text{希望する回数の賦金率} = \text{1回当たりの償還額} \quad (\text{円未満四捨五入})$$

1人の組合員につき、**すべての貸付けの毎月の償還額の合計額が、その者の給料月額額の10分の3に相当する金額の範囲内**となるように設定してください。

なお、貸付金額・償還回数に応じた「償還額早見表」（平成29年12月5日付け事務連絡）がありますので参考にしてください。

賦金率表の種別

※「賦金率表(平成29年12月5日付け9公立京第501号の2添付又は公立学校共済組合本部HP掲載)」は貸付年月日・貸付種別により利率が異なります。

ア 平成19年3月以前の一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け用

イ 平成19年4月以降の一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け用

〔例：平成19年4月以降の一般貸付け〕

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

申込金額	2,000,000円	償還回数	120回
賦金率	0.0089000057	(年利1.32%※の場合)	
$2,000,000 \times 0.0089000057 = 17,800.01 \approx 17,800$ (円未満四捨五入)			
1回当たりの償還額 17,800円			

(4) 利息の算定

利息は貸付金交付日の属する月の翌月から徴することとし、月の初日から月末までを1か月として算定します。

ただし、1か月に満たない期間については、1か月として算定します。

〔例：平成19年4月以降の一般貸付け〕

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

未償還元金	2,000,000円
月利	0.1100% (年利1.32%※の場合)
$2,000,000 \times 0.001100 = 2,200$ (円未満切捨て)	
利息	2,200円

3 定期償還（ボーナス償還）

貸付金が100万円以上の場合は、ボーナス併用償還ができます。これは毎月償還と併用して6月及び12月の期末勤勉手当からも償還（以下「ボーナス償還」という。）する方法です。ボーナス償還の対象とすることができる貸付金額は、当該貸付金（貸付金の全額）の2分の1以内で、50万円単位です。

(1) 償還方法

6月、12月の期末勤勉手当支給日に、原則として最終回の償還額を除いて元利均等額で償還する方法で、借受人が受ける期末勤勉手当から控除します。

(2) 償還回数

60回以内で、借受人が希望する回数。ただし、毎月償還の期間の範囲内（毎月償還の償還回数を6で除して得た回数の範囲内）で設定してください。

(3) 1回当たりの償還額

それぞれの貸付けの利率に応じた賦金率表（平成29年12月5日付け9公立京第501号の2添付又は公立学校共済組合本部HP掲載）により計算します。（賦金率は貸付月（申込月ではありません。）によって異なります。）

$$\text{貸付金額} \times \text{希望する回数の賦金率} = \text{1回当たりの償還額} \quad (\text{円未満四捨五入})$$

1人の組合員につき、**すべての貸付けのボーナス償還額の合計額が、その者の給料月額額の10分の6に相当する金額の範囲内**となるように設定してください。

なお、貸付金額・貸付月・償還回数に応じた「償還額早見表」（平成29年12月5日付け事務連絡）がありますので参考にしてください。

〔例：平成19年4月以降の教育貸付け〕

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

申込金額	2,500,000円	償還回数	30回
貸付月	4月貸付		
賦金率	0.0366906003（年利1.32%※の場合）		
$2,500,000 \times 0.0366906003 = 91,726.50 \div 91,727$			
1回当たりの償還額		91,727円	（円未満四捨五入）

(4) 利息の算定

利息は貸付金交付日の属する月の翌月から徴することとし、6か月の半年利（月利×6か月）として算定します。ただし、6か月に満たない期間については、1か月を単位として算定します。

$$\text{ボーナス償還に係る未償還元金} \times \text{半年利} = \text{6か月の利息} \quad (\text{円未満切捨て})$$

（注） 「半年利」の利率は、計算上は月利の6倍の利率を使用します。

例：平成 19 年 4 月以降の一般貸付け]

未償還元金 2,411,433円

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

半 年 利 0.6600% (年利1.32%※の場合)

$2,411,433 \times 0.0006600 = 15,915.45 \div 15,915$

利 息 15,915円 (6 か月分の利息) (円未満切捨て)

4 繰上償還（一部繰上償還）

(1) 一部繰上償還の概要

一部繰上償還は、貸付未償還額の一部を一定額以上償還する制度です。

毎月償還の場合は、その償還額のすべてが、ボーナス償還の場合は償還額から1か月分の経過利息を除いた金額が元金の返済に充てられます。申出期限等は下記のとおりです。

ア 入金 は 7 月 及び 1 月 の年 2 回 です。

イ 申出期限日

申出の期限及び提出先並びに繰上償還金の納付期限は次のとおりです。

		期 限 日		提出先
		7 月繰上償還	1 月繰上償還	
申 出	京都市内の所属所・府立学校・ 府教育機関	6 月 16 日	前年の 12 月 13 日	支部 (福利課)
	各支所管内の所属所	6 月 13 日	前年の 12 月 10 日	各支所 (各教育局)
繰上償還金の納付期限		7 月 20 日	1 月 20 日	

＊申出期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

＊繰上償還金の納付期限が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

ウ 提出書類

一部繰上償還申出書（様式細第10号）

一部繰上償還に係る計算書（様式第16号）

償還表の写し（最新のもの）

給与明細書の写し（最新のもの）

エ 納付方法

繰上償還月の上旬に振込通知書を送付しますので、それにより決められた納付期限までに振り込んでください。

納付期限を過ぎてからの入金や入金額が振込通知書の額より少ない場合は、繰上償還の扱いとはならないので注意してください。

京都銀行以外の金融機関からの振込には、振込手数料が必要となります。

オ その他

- ・育児休業等による償還猶予金の残高がある場合は、繰上償還希望額に償還猶予金の残額を加えて償還しなければなりません。
- ・一部繰上償還後の償還方法の変更はできません。（ボーナス併用償還者が、ボーナス償還に係る未償還元利金の全て償還した場合、以後の償還は毎月償還のみとなります。）
- ・一部繰上償還月の前月又は同月に同種別の借替えを受けているときは、繰上償還はできません。

(2) 「毎月償還」のみの場合の一部繰上償還

ア 一部繰上償還できる金額は10万円以上1円単位とします。

イ 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還月の定期償還後の残回数の範囲内で希望する回数とします。

なお、一部繰上償還後の償還方法をボーナス併用償還に変更することはできません。

〔例〕 当初の償還回数が120回であり40回目で一部繰上償還したい場合は、80回〔120回－40回＝80回〕の範囲内で償還回数を決めることとなります。

ウ 一部繰上償還後の1回当たりの償還額については、繰上償還後の未償還元金を新たな貸付金額とみなし、前記イより決めた回数に応じた賦金率を乗じた額となります。

この場合の償還額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて給料月額 $\frac{3}{10}$ を超えることはできません。

(3)「ボーナス併用償還」の場合の一部繰上償還

ア 一部繰上償還できる金額は20万円以上1円単位とします。ただし、その金額の $\frac{1}{2}$ 以上（ボーナス併用償還者が一部繰上償還でボーナス償還に掛かる未償還元利金をすべて償還する場合を除く。）をボーナス償還額に充てることとなります。（ボーナス償還分のみの繰上償還はできますが、毎月償還分のみの繰上償還はできません。）

イ 償還額には、ボーナス償還に係る未償還元金に対する前回定期償還月（6月、12月）の翌月から繰上償還月までの経過月数に係る利息が加わります。

ウ 経過利息の算定

前回ボーナス償還後の		経過月数			
未償還元金残	×	月 利	×	1	= 経過利息
					(円未満切捨て)

〔例：平成19年3月以前の住宅貸付け〕

未償還元金	3,869,626円	月 利	0.1050%	(年利1.26%の場合)	
	3,869,626	×	0.001050	×	1 = 4,063.10 ≒ 4,063
経過利息	4,063円				
					(円未満切捨て)

〔例：平成19年4月以降の住宅貸付け〕

				※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算	
未償還元金	3,869,626円	月 利	0.1100%	(年利1.32%※の場合)	
	3,869,626	×	0.001100	×	1 = 4,256.58 ≒ 4,256
経過利息	4,256円				
					(円未満切捨て)

エ 一部繰上償還後のボーナス償還の回数は、繰上償還月の直前のボーナス償還後の未償還回数の範囲内で希望する回数かつ償還後の毎月償還の回数を6で除して得た回数の範囲内とします。

オ 一部繰上償還後の毎月の償還回数及び1回当たりの償還額については、「毎月償還」の場合と同様とします。

カ 一部繰上償還後のボーナス償還にかかる1回当たりの償還額については、「毎月償還」の場合と同様の方法で算出した額となります。この場合の償還額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて給料月額の $\frac{6}{10}$ を超えることはできません。

キ ボーナス償還分のみを繰上償還した場合、毎月償還の償還回数及び1回当たりの償還額の変更はできません。

5 繰上償還（全額繰上償還）

(1) 全額繰上償還の概要

ア 申出期限日

全額繰上償還を希望される場合は、**返済を希望する月の前月の期限日まで**に申し出てください。申出の期限及び提出先並びに繰上償還金の納付期限は次のとおりです。

		期 限 日				提 出 先
		入金月	2～10月入金	11月入金	12月入金	
申 出	京都市内の所属所・府立学校 ・府教育機関	前月の16日	10月16日	11月13日	12月13日	支部 (福利課)
	各支所管内の所属所	前月の13日	10月13日	11月10日	12月10日	各支所 (各教育局))
繰上償還金の納付期限		20日	11月13日	12月13日	1 月20日	

* 申出期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

* 繰上償還金の納付期限が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

イ 提出書類

全額繰上償還申出書（様式細第9号）

ウ 納付方法

繰上償還月の上旬に振込通知書を送付しますので、それにより決められた納付期限までに振り込んでください。

納付期限を過ぎてからの入金や入金額が振込通知書の額より少ない場合は、繰上償還の扱いとはならないので注意してください。

なお、京都銀行以外の金融機関からの振込には、振込手数料が必要となります。

(2) 毎月償還の場合

繰上償還月の定期償還後の未償還元金が繰上償還額になります。

なお、育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、残額を加えて償還しなければなりません。

(3) ボーナス併用償還の場合

ア 毎月償還分については、前記(2)と同様に繰上償還月の定期償還後の未償還元金が繰上償還額になります。

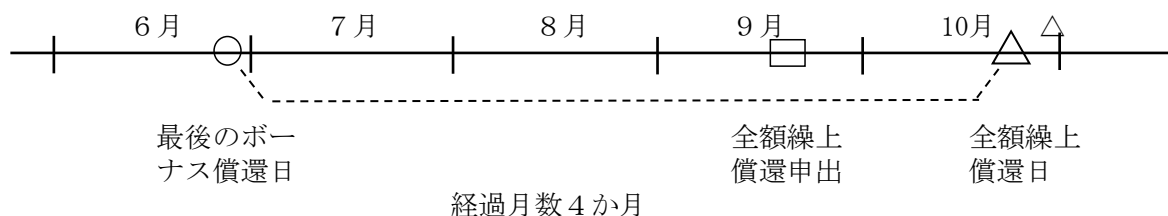
イ ボーナス償還分については、既に払い込まれた最後のボーナス償還後の未償還元金に償還月までの経過利息が加わります。

なお、育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、残額を加えて償還しなければなりません。

ウ 経過利息の算定（10月に全額繰上償還する場合）

〔例：平成19年3月以前の住宅貸付け〕					
前回ボーナス償還後の	月 利				
未償還元金残	× (年利1.26%)	×	経過日数	=	経過利息
3,869,626	× 0.001050	×	4	=	16,252.42 ≒ 16,252
経過利息 16,252円					(円未満切捨て)

〔例：平成19年4月以降の住宅貸付け〕					
※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算					
前回ボーナス償還後の	月 利				
未償還元金残	× (年利1.32%)	×	経過月数	=	経過利息
3,869,626	× 0.001100	×	4	=	17,026.35 ≒ 17,026
経過利息 17,026円					(円未満切捨て)



〈全額繰上償還スケジュール〉

	前 月	償 還 月	翌 月
例月	16日 △申出 〆切	上旬 送付 振込通知書の	20日 △納期限 △給料日 (定期償還あり) △給料日 (控除ストップ)
11月	10/16 △申出 〆切	上旬 送付 振込通知書の	11/13 △納期限 △給料日 (定期償還あり) △給料日 (控除ストップ)
12月	11/13 △申出 〆切	上旬 送付 振込通知書の	12/13 △納期限 △給料日 (定期償還あり) △給料日 (控除ストップ)
1月	12/13 △申出 〆切	上旬 送付 振込通知書の	1/20 △納期限 △給料日 (定期償還あり) △給料日 (控除ストップ)

— 納 付 期 限 —

繰上償還金の納付期限は、原則として毎月20日(11、12月は13日)ですが、期限日が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

なお、変更となる場合がありますので、入金に当たっては振込通知書で確認をお願いします。

〔平成19年 3 月以前の貸付け用記入例〕

※平成 29 年 12 月までに貸付けを受けたものは、平成 30 年

償還表

2018年 1月 1日

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

一部繰上償還の記入例(平成19年3月以前の貸付け)

〔例1〕 毎月償還のみの場合

この償還表により償還している者が、令和元年〔2019年〕7月に一部繰上償還をする場合

繰上償還額 100,000円

様

1頁

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
01234567	(31) 住宅	120999	2001年1月22日	元利均等	貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
					2,300,000	2,300,000	0

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.26 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎月	433,325	8,679	月利	0.1050 %	37	11,947	11,912	2018年1月	2021年1月
ボーナス			半年利	%					

(433,325 8,679)

2018年 1月利率變動

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金
年	月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金	
2018	1	204	11493	454	421832	19回				421832
2018	2	205	11505	442	410327					410327
2018	3	206	11517	430	398810					398810
2018	4	207	11529	418	387281					387281
2018	5	208	11541	406	375740					375740
2018	6	209	11553	394	364187					364187
2018	7	210	11565	382	352622					352622
2018	8	211	11577	370	341045					341045
2018	9	212	11589	358	329456					329456
2018	10	213	11602	345	317854					317854
2018	11	214	11614	333	306240	※1				306240
2018	12	215	11626	321	294614					294614
2019	1	216	11638	309	282976					282976
2019	2	217	11650	297	271326					271326
2019	3	218	11663	284	259663					259663
2019	4	219	11675	272	247988					247988
2019	5	220	11687	260	236301					236301
2019	6	221	11699	248	224602					224602
2019	7	222	11712	235	212890					212890
2019	8	223	11724	223	201166					201166
2019	9	224	11736	211	189430				189430	
2019	10	225	11749	198	177681				177681	
2019	11	226	11761	186	165920				165920	
2019	12	227	11773	174	154147				154147	
2020	1	228	11786	161	142361				142361	
2020	2	229	11798	149	130563				130563	
2020	3	230	11810	137	118753				118753	
2020	4	231	11823	124	106930				106930	
2020	5	232	11835	112	95095				95095	
2020	6	233	11848	99	83247				83247	
2020	7	234	11860	87	71387				71387	
2020	8	235	11873	74	59514				59514	
2020	9	236	11885	62	47629				47629	
2020	10	237	11897	50	35732				35732	
2020	11	238	11910	37	23822				23822	
2020	12	239	11922	25	11900				11900	

単位:円

[illegible]

共済	カードNO
1 2 3 4 5	
0 1 5 2 2	

一部繰上償還申出書

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職員番号	種別	貸付番号
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21	
0 1 2 3 4 5 6 7 3 1	1 2 0 9 9 9	

区分	未償還元金 (R1年7月現在)	一部繰上償還額	一部繰上償還後の償還方法 一回の償還額
毎月償還	※1 212,890 円	22 29 30 32 33 39 1 0 0 0 0 0 1 0 1 1 3 5 4	
ボーナス償還	0 円	40 47 48 50 51 57 0 0 0 0 0	
一部繰上償還時の償還猶予額	0 円	給料月額	*NO
経過利息	0 円	2 8 2 9 0 0	64 78 80
合計(入金額)	100,000 円		

*の欄は、記入しないこと。

※給料月額(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること P2参照

給料月額	282,900 円	貸付種別	毎月償還額	ボーナス償還額
給料月額の3/10に相当する額	84,870 円	一般貸付	17,800 円	円
給料月額の6/10に相当する額	169,740 円	住宅災害貸付	円	円
毎月分	17,800 + 11,354	特例住宅災害貸付	円	円
	= 29,154 円	住宅貸付	11,947 円	円
給料月額の3/10を超えないこと。		教育貸付	円	円
		災害貸付	円	円
		医療貸付	円	円
		結婚貸付	円	円
		葬祭貸付	円	円
		介護構造貸付	円	円
		合計	29,747 円	0 円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和 01

年 07 月に一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりしたいので申し出ます。

令和 元 年 6 月 2 日

公立学校共済組合京都支部長様

所属所名 ○○市立○○小学校 (TEL) ○○○-○○○-○○○

現住所 ○○市○○町○○番地 (TEL) ○○○-○○○-○○○

職名 教諭

氏名 上京 一郎

一部繰上償還に係る計算書

所属所	○○小
氏名	上京 一郎

貸付規程第16条第9項及び第10項に基づき一部繰上償還する場合は、下記の表の空白の欄に借受中の貸付け

に係る数値を記入し、繰上償還額及び繰上償還後の一回当たり償還額を算出して、返済計画をたててください。

繰上償還申出年月	令 0 1 年 6 月	区分	貸付金額	償還回数	繰上償還予定月の未償還回数	繰上償還前の1回当たりの償還額	繰上償還予定月の未償還元金残
繰上償還予定年月 (申出の翌月)	令 0 1 年 7 月	毎月償還	200 万円	240 回	18 回	11,947 円	212,890 円
		ボーナス償還	万円	回	回	円	円

1. 繰上償還する場合の繰上償還額(未償還元金残の取崩分)の算出方法

①繰上償還したい金額 (毎月) 1 0 0 0 0 0 円 -

②経過利息(ボーナスのみ) (ボーナス) 円 -

③償還猶予残高 円 -

④繰上償還額(元金残の取崩分) 円 = 1 0 0 0 0 0 円

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残 円 -

⑥繰上償還後の未償還元金残 円 =

⑦希望する償還回数に対する賦金率 (10回) = 1 1 3 5 4 円

⑧1回当たりの償還額 (円未満四捨五入)

ただし、次の条件の償還金額以上でなければならない。

(1) 毎月償還だけ償還中の者の場合

④繰上償還額 (元金残の取崩分)
(毎月) 1 0 0 0 0 0 円 ≥ 10万円

(2) ボーナス併用償還中の者の場合

④繰上償還額 ⑥繰上償還後の未償還元金残
(毎月) 円 + 円 = 円 ≥ 20万円
(ボーナス) 円 + 円 = 円

2. 繰上償還後の未償還元金残の算出方法

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残	⑥繰上償還後の未償還元金残	⑦希望する償還回数に対する賦金率	⑧1回当たりの償還額
(毎月) 2 1 2 8 9 0 円 -	(毎月) 1 0 0 0 0 0 円 =	0 1 0 0 5 7 8 4 0 9 1 (10回)	1 1 3 5 4 円
(ボーナス) 円 -	(ボーナス) 円 =	(回)	円

3. 繰上償還後の未償還元金残及び希望する償還回数に基づく、今後の1回当たりの償還額の算出方法

⑥繰上償還後の未償還元金残	⑦希望する償還回数に対する賦金率	⑧1回当たりの償還額
(毎月) 1 1 2 8 9 0 円 ×	0 1 0 0 5 7 8 4 0 9 1 (10回)	1 1 3 5 4 円
(ボーナス) 円 ×	(回)	円

※ボーナス償還については、「1・7月貸付月」で賦金率表を見ること。

償 還 表

2018年 1月 1日

一部繰上償還の記入例(平成19年3月以前の貸付け)

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

〔例2〕 ボーナス併用償還の場合

この償還表により償還している者が、令和元年〔2019年〕7月に一部繰上償還をする場合

繰上償還額 毎月償還分 400,000円
ボーナス償還分 500,000円

様

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
03000099	(31) 住宅	139999	2001年5月21日	元利均等	貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
					13,700,000	8,700,000	5,000,000

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.26 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎 月	4,697,958	410,659	月利	0.1050 %	161	31,731	31,657	2018年1月	2031年5月
ボーナス	2,601,213	227,006	半年利	0.6300 %	26	108,778	108,769	2018年6月	2030年12月
	(7,299,171	637,665)							

2018年 1月利率変動

単位:円

返済		毎月償還			ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金	未償還元金
2018 1	200	26799	4932	4671159				2601213	7272372
2018 2	201	26827	4904	4644332				2601213	7245545
2018 3	202	26855	4876	4617477				2601213	7218690
2018 4	203	26883	4848	4590594				2601213	7191807
2018 5	204	26911	4820	4563683				2601213	7164896
2018 6	205	26940	4791	4536743	35	92,391	16387	2508822	7045565
2018 7	206	26968	4763	4509775				2508822	7018597
2018 8	207	26996	4735	4482779				2508822	6991601
2018 9	208	27025	4706	4455754				2508822	6964576
2018 10	209	27053	4678	4428701				2508822	6937523
2018 11	210	27081	4650	4401620	36	92973	15805	2508822	6910442
2018 12	211	27110	4621	4374510				2415849	6790359
2019 1	212	27138	4593	4347372	19回		3回	2415849	6763221
2019 2	213	27167	4564	4320205				2415849	6736054
2019 3	214	27195	4536	4293010				2415849	6708859
2019 4	215	27224	4507	4265786				2415849	6681635
2019 5	216	27252	4479	4238534				2415849	6654383
2019 6	217	27281	4450	4211253	37	93,559	15219	2322290	6533543
2019 7	218	27310	4421	4183943				2322290	6506233
2019 8	219	27338	4393	4156605	*1			2322290	6478895
2019 9	220	27367	4364	4129238				2322290	6451528
2019 10	221	27396	4335	4101842				2322290	6424132
2019 11	222	27425	4306	4074417				2322290	6396707
2019 12	223	27453	4278	4046964	38	94,148	14630	2228142	6275106
2020 1	224	27482	4249	4019482				2228142	6247624
2020 2	225	27511	4220	3991971				2228142	6220113
2020 3	226	27540	4191	3964431				2228142	6192573
2020 4	227	27569	4162	3936862				2228142	6165004
2020 5	228	27598	4133	3909264				2228142	6137406
2020 6	229	27627	4104	3881637	39	94,741	14037	2133401	6015038
2020 7	230	27656	4075	3853981				2133401	5987382
2020 8	231	27685	4046	3826296				2133401	5959697
2020 9	232	27714	4017	3798582				2133401	5931983
2020 10	233	27743	3988	3770839				2133401	5904240
2020 11	234	27772	3959	3743067				2133401	5876468
2020 12	235	27801	3930	3715266	40	95,338	13440	2038063	5753329

単位:円

返済		毎月償還			ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金	未償還元金
2021 1	236	27830	3901	3687436				2038063	5725499
2021 2	237	27860	3871	3659576				2038063	5697639
2021 3	238	27889	3842	3631687				2038063	5669750
2021 4	239	27918	3813	3603769				2038063	5641832
2021 5	240	27948	3783	3575821				2038063	5613884
2021 6	241	27977	3754	3547844	41	95,939	12839	1942124	5489968
2021 7	242	28006	3725	3519838				1942124	5461962
2021 8	243	28036	3695	3491802				1942124	5433926
2021 9	244	28065	3666	3463737				1942124	5405861
2021 10	245	28095	3636	3435642				1942124	5377766
2021 11	246	28124	3607	3407518				1942124	5349642
2021 12	247	28154	3577	3379364	42	96,543	12235	1845581	5224945
2022 1	248	28183	3548	3351181				1845581	5196762
2022 2	249	28213	3518	3322968				1845581	5168549
2022 3	250	28242	3489	3294726				1845581	5140307
2022 4	251	28272	3459	3266454				1845581	5112035
2022 5	252	28302	3429	3238152				1845581	5083733
2022 6	253	28331	3400	3209821	43	97,151	11627	1748430	4958251
2022 7	254	28361	3370	3181460				1748430	4929890
2022 8	255	28391	3340	3153069				1748430	4901499
2022 9	256	28421	3310	3124648				1748430	4873078
2022 10	257	28451	3280	3096197				1748430	4844627
2022 11	258	28480	3251	3067717				1748430	4816147
2022 12	259	28510	3221	3039207	44	97,763	11015	1650667	4689874
2023 1	260	28540	3191	3010667				1650667	4661334
2023 2	261	28570	3161	2982097				1650667	4632764
2023 3	262	28600	3131	2953497				1650667	4604164
2023 4	263	28630	3101	2924867				1650667	4575534
2023 5	264	28660	3071	2896207				1650667	4546874
2023 6	265	28690	3041	2867517	45	98,379	10399	1552288	4419805
2023 7	266	28721	3010	2838796				1552288	4391084
2023 8	267	28751	2980	2810045				1552288	4362333
2023 9	268	28781	2950	2781264				1552288	4333552
2023 10	269	28811	2920	2752453				1552288	4304741
2023 11	270	28841	2890	2723612				1552288	4275900
2023 12	271	28872	2859	2694740	46	98,999	9779	1453289	4148029

(様式 細第10号)

共済	カードNO
1 2 3 4 5	
0 1 5 2 2	

一部繰上償還申出書

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職員番号	種別	貸付番号
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21		
0 3 0 0 0 0 9 9 3 1 1 3 9 9 9 9		

区分	未償還元金 (R1年7月現在)	一部繰上償還額	一部繰上償還後の償還方 一回の償還額
毎月償還	※1 4,183,943 円	22 29 30 32 33 39 4 0 0 0 0 0 1 3 0 1 2 3 9 6	
ボーナス償還	※2 2,322,290 円	40 47 48 50 51 57 4 9 7 5 6 2 2 0 6 3 4 2 3	
一部繰上償還時の償還猶予額	0 円	58 64 78 80	
経過利息	2,438 円	3 6 3 3 0 0	
合計(入金額)	900,000 円		

※給料月額(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること P2参照

給料月額	363,300 円	貸付種別	毎月償還額	ボーナス償還額
給料月額の3/10に相当する額	108,990 円	一般貸付	17,800 円	円
給料月額の6/10に相当する額	217,980 円	住宅災害貸付	円	円
毎月分	17,800+31,154 =48,954 円	特例住宅災害貸付	円	円
給料月額の3/10を超えないこと。		住宅貸付	31,731 円	108,778 円
ボーナス分	97,290 円	教育貸付	円	円
給料月額の6/10を超えないこと。		災害貸付	円	円
		医療貸付	円	円
		結婚貸付	円	円
		葬祭貸付	円	円
		介護構造貸付	円	円
		合計	49,531 円	108,778 円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和 元 年 6 月 3 日
年 0 7 月に一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

公立学校共済組合京都支部長様

所属所名 △△市立△△小学校 (TEL) △△△-△△△-△△△△
現住所 △△市△△町△△番地 (TEL) △△△-△△△-△△△△
職 名 教諭
氏 名 中京 二郎

様式第16号

一部繰上償還に係る計算書

所属所	△△小
氏 名	中京 二郎

貸付規程第16条第9項及び第10項に基づき一部繰上償還する場合は、下記の表の空白の欄に借受中の貸付けに係る数値を記入し、繰上償還額及び繰上償還後の一回当たり償還額を算出して、返済計画をたててください。

161+200-1=360回 記 161-19=142回

繰上償還申出年月	令 1 年 6 月	区分	貸付金額	償還回数	繰上償還予定月の未償還回数	繰上償還前の1回の償還額	繰上償還予定月の未償還元金残
繰上償還予定年月(申出の翌月)	令 1 年 7 月	毎月償還	340 万円	360 回	142 回	31,731 円	##### 円 ※1
		ボーナス償還	300 万円	60 回	23 回	108,778 円	##### 円 ※2

1. 繰上償還する場合の繰上償還額(未償還元金残の取崩分)の算出方法

①繰上償還したい金額	②経過利息(ボーナスのみ)	③償還猶予残高	④繰上償還額(元金残の取崩分)
(毎月) 4 0 0 0 0 0 0 円	2 4 3 8 円	0 円	4 0 0 0 0 0 0 円
(ボーナス) 5 0 0 0 0 0 0 円	2 4 3 8 円	0 円	4 9 7 5 6 2 円

②経過利息 (円未満切り捨て) 2 4 3 8

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残 月利 経過月数

2 3 2 2 2 9 0 × (0.00105) × 1

ただし、次の条件の償還金額以上でなければならない。

- (1) 毎月償還だけ償還中の者の場合
- ④繰上償還額 (元金残の取崩分)
- (毎月) 円 ≥ 10万円
- (2) ボーナス併用償還中の者の場合
- ④繰上償還額 ②経過利息 (合計額)
- (毎月) 4 0 0 0 0 0 0 円 + 2 4 3 8 円 = 9 0 0 0 0 0 0 円 ≥ 20万円
- (ボーナス) 4 9 7 5 6 2 円 + 2 4 3 8 円 =

2. 繰上償還後の未償還元金残の算出方法

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残	④繰上償還額(元金残の取崩分)	⑥繰上償還後の未償還元金残
(毎月) 4 1 8 3 9 4 3 円	4 0 0 0 0 0 0 円	3 7 8 3 9 4 3 円
(ボーナス) 2 3 2 2 2 9 0 円	4 9 7 5 6 2 円	1 8 2 4 7 2 8 円

3. 繰上償還後の未償還元金残及び希望する償還回数に基づく、今後の1回当たりの償還額の算出方法

⑥繰上償還後の未償還元金残	⑦希望する償還回数に対する賦金率	⑧1回当たりの償還額
(毎月) 3 7 8 3 9 4 3 円 × 0 0 0 8 2 3 3 2 7 9 2 (130回) =		3 1 1 5 4 円
(ボーナス) 1 8 2 4 7 2 8 円 × 0 0 5 3 3 1 7 5 6 9 2 (20回) =		9 7 2 9 0 円

※ボーナス償還については、「1・7月貸付月」で賦金率表を見ること。毎月償還の1/6以内の回数

償 還 表

2018年 1月 1日

一部繰上償還の記入例(平成19年3月以前の貸付け)

〔例3〕 ボーナス併用償還の場合

この償還表により償還している者が、令和元年〔2019年〕7月にボーナス償還のみ
全額繰上償還をする場合

繰上償還額 毎月償還分 0円
ボーナス償還分 771,479円

(この場合、毎月償還分の償還回数、償還金額等の変更はできません。)

様

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

1頁

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
03000199	(31) 住宅	069999	1994年11月21日	元利均等	貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
					7,900,000	4,400,000	3,500,000

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.26 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎 月	1,339,982	59,894	月利	0.1050 %	83	16,867	16,782	2018年1月	2024年11月
ボーナス	993,633	44,362	半年利	0.6300 %	13	79,846	79,843	2018年6月	2024年6月
	(2,333,615	104,256)							

2018年 1月利率変動

単位:円

返済	毎月償還				ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金	未償還元金
2018 1	278	15461	1406	1324521				993633	2318154
2018 2	279	15477	1390	1309044				993633	2302677
2018 3	280	15493	1374	1293551				993633	2287184
2018 4	281	15509	1358	1278042				993633	2271675
2018 5	282	15526	1341	1262516				993633	2256149
2018 6	283	15542	1325	1246974	48	73,587	6259	920046	2167020
2018 7	284	15558	1309	1231416	19回			920046	2151462
2018 8	285	15575	1292	1215841				920046	2135887
2018 9	286	15591	1276	1200250				920046	2120296
2018 10	287	15607	1260	1184643				920046	2104689
2018 11	288	15624	1243	1169019				920046	2089065
2018 12	289	15640	1227	1153379	49	74050	5796	845996	1999375
2019 1	290	15656	1211	1137723				845996	1983719
2019 2	291	15673	1194	1122050				845996	1968046
2019 3	292	15689	1178	1106361				845996	1952357
2019 4	293	15706	1161	1090655				845996	1936651
2019 5	294	15722	1145	1074933				845996	1920929
2019 6	295	15739	1128	1059194	50	74,517	5329	771479	1830673
2019 7	296	15755	1112	1043439	※1			771479	1814918
2019 8	297	15772	1095	1027667				771479	1799146
2019 9	298	15788	1079	1011879				771479	1783358
2019 10	299	15805	1062	996074				771479	1767553
2019 11	300	15822	1045	980252				771479	1751731
2019 12	301	15838	1029	964414	51	74,986	4860	696493	1660907
2020 1	302	15855	1012	948559				696493	1645052
2020 2	303	15872	995	932687				696493	1629180
2020 3	304	15888	979	916799				696493	1613292
2020 4	305	15905	962	900894				696493	1597387
2020 5	306	15922	945	884972				696493	1581465
2020 6	307	15938	929	869034	52	75,459	4387	621034	1490068
2020 7	308	15955	912	853079				621034	1474113
2020 8	309	15972	895	837107				621034	1458141
2020 9	310	15989	878	821118				621034	1442152
2020 10	311	16005	862	805113				621034	1426147
2020 11	312	16022	845	789091				621034	1410125
2020 12	313	16039	828	773052	53	75,934	3912	545100	1318152

単位:円

返済	毎月償還				ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金	未償還元金
2021 1	314	16056	811	756996				545100	1302096
2021 2	315	16073	794	740923				545100	1286023
2021 3	316	16090	777	724833				545100	1269933
2021 4	317	16106	761	708727				545100	1253827
2021 5	318	16123	744	692604				545100	1237704
2021 6	319	16140	727	676464	54	76,412	3434	468688	1145152
2021 7	320	16157	710	660307				468688	1128995
2021 8	321	16174	693	644133				468688	1112821
2021 9	322	16191	676	627942				468688	1096630
2021 10	323	16208	659	611734				468688	1080422
2021 11	324	16225	642	595509				468688	1064197
2021 12	325	16242	625	579267	55	76,894	2952	391794	971061
2022 1	326	16259	608	563008				391794	954802
2022 2	327	16276	591	546732				391794	938526
2022 3	328	16293	574	530439				391794	922233
2022 4	329	16311	556	514128				391794	905922
2022 5	330	16328	539	497800				391794	889594
2022 6	331	16345	522	481455	56	77,378	2468	314416	795871
2022 7	332	16362	505	465093				314416	779509
2022 8	333	16379	488	448714				314416	763130
2022 9	334	16396	471	432318				314416	746734
2022 10	335	16414	453	415904				314416	730320
2022 11	336	16431	436	399473				314416	713889
2022 12	337	16448	419	383025	57	77,866	1980	236550	619575
2023 1	338	16465	402	366560				236550	603110
2023 2	339	16483	384	350077				236550	586627
2023 3	340	16500	367	333577				236550	570127
2023 4	341	16517	350	317060				236550	553610
2023 5	342	16535	332	300525				236550	537075
2023 6	343	16552	315	283973	58	78,356	1490	158194	442167
2023 7	344	16569	298	267404				158194	425598
2023 8	345	16587	280	250817				158194	409011
2023 9	346	16604	263	234213				158194	392407
2023 10	347	16622	245	217591				158194	375785
2023 11	348	16639	228	200952				158194	359146
2023 12	349	16657	210	184295	59	78,850	996	79344	263639

(様式 細第10号)

共済	カードNO
1 2 3 4 5	
0 1 5 2 2	

一部繰上償還申出書

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職員番号	種別	貸付番号	
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21			
0 3 0 0 0 1 9 9 3 1 0 6 9 9 9 9			
区分	未償還元金 (R1年7月現在)	一部繰上償還額	一部繰上償還後の償還方 一回の償還額
毎月償還	※1 1,043,439 円	22 29 30 32 33 39	0 0 0
ボーナス償還	※2 771,479 円	※2 40 47 48 50 51 57	7 7 1 4 7 9 0 0
0	0 円	58 64 78 80	給料月額 *NO
経過利息	810 円	3 6 3 3 0 0	
合計(入金額)	772,289 円		

*の欄は、記入しないこと。

※給料月額(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること P2参照

給料月額	363,300 円	貸付種別	毎月償還額	ボーナス償還額
給料月額の3/10に相当する額	108,990 円	一般貸付	17,800 円	円
給料月額の6/10に相当する額	217,980 円	住宅災害貸付	円	円
		特例住宅災害貸付	円	円
		住宅貸付	16,867 円	79,843 円
		教育貸付	円	円
		災害貸付	円	円
		医療貸付	円	円
		結婚貸付	円	円
		葬祭貸付	円	円
		介護構造貸付	円	円
		合計	34,667 円	79,843 円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令 和 0 1

年 0 7 月に一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和 元 年 6 月 3 日

公立学校共済組合京都支部長様

所属所名 ××市立××小学校 (TEL) ×××-×××-××××

現住所 ××市××町××番地 (TEL) ×××-×××-××××

職 名 教諭

氏 名 下京 三郎

様式第16号

一部繰上償還に係る計算書

所属所	××小
氏 名	下京 三郎

貸付規程第16条第9項及び第10項に基づき一部繰上償還する場合は、下記の表の空白の欄に借受中の貸付け

に係る数値を記入し、繰上償還額及び繰上償還後の一回当たり償還額を算出して、返済計画をたててください。

繰上償還申出年月	令 1 年 6 月	区分	貸付金額	償還回数	繰上償還予定月の未償還回数	繰上償還前の1回当たりの償還額	繰上償還予定月の未償還元金残
繰上償還予定年月 (申出の翌月)	令 1 年 7 月	毎月償還	440 万円	360 回	64 回	16,867 円	##### 円 ※1
		ボーナス償還	350 万円	60 回	10 回	79,846 円	771,479 円 ※2

83+278-1=360回 記 83-19=64回

1. 繰上償還する場合の繰上償還額(未償還元金残の取崩分)の算出方法

①繰上償還したい金額 (毎月) 0 円 - ②経過利息(ボーナスのみ) 810 円 - ③償還猶予残高 0 円 = ④繰上償還額(元金残の取崩分) 0 円

(ボーナス) 7 7 2 2 8 9 円 - ②経過利息 810 円 - ③償還猶予残高 0 円 = ④繰上償還額(元金残の取崩分) 7 7 1 4 7 9 円 ※2

②経過利息 810 円 (円未満切り捨て)

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残 7 7 1 4 7 9 円 × (0.00105) × 経過月数 1 月 = 7 7 1 4 7 9 円 ※2

繰上償還月の月利 (別途通知します。)

ただし、次の条件の償還金額以上でなければならない。

(1) 毎月償還だけ償還中の者の場合

④繰上償還額 (元金残の取崩分)
(毎月) 円 ≥ 10万円

(2) ボーナス併用償還中の者の場合

④繰上償還額 (合計額) ②経過利息
(毎月) 0 円 + 810 円 = 7 7 2 2 8 9 円 ≥ 20万円
(ボーナス) 7 7 1 4 7 9 円 + 810 円 = 7 7 1 4 7 9 円

2. 繰上償還後の未償還元金残の算出方法

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残	④繰上償還額(元金残の取崩分)	⑥繰上償還後の未償還元金残
(毎月) 1 0 4 3 4 3 9 円 - 0 円 = 1 0 4 3 4 3 9 円		
(ボーナス) 7 7 1 4 7 9 円 - 7 7 1 4 7 9 円 = 0 円		

3. 繰上償還後の未償還元金残及び希望する償還回数に基づく、今後の1回当たりの償還額の算出方法

⑥繰上償還後の未償還元金残	⑦希望する償還回数に対する賦金率	⑧1回当たりの償還額
(毎月) 円 × (回) = 円		
(ボーナス) 円 × (回) = 円		

※ボーナス償還については、「1・7月貸付月」で賦金率表を見ること。
(円未満四捨五入)

毎月償還分の償還回数、償還金額の変更ができないため記入不要です。

償 還 表

2018年 1月 1日

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

〒

全額繰上償還の記入例(平成19年3月以前の貸付け)

この償還表により償還している者が、令和元年〔2019年〕

8月に全額繰上償還をする場合

様

1頁

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
					貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
03000299	(31) 住宅	100999	1998年12月21日	元利均等	12,000,000	6,000,000	6,000,000

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.26 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎 月	1,794,693	69,603	月利	0.1050 %	72	25,893	25,893	2018年1月	2023年12月
ボーナス	1,794,074	74,306	半年利	0.6300 %	12	155,699	155,691	2018年6月	2023年12月

(3,588,767 143,909)

2018年 1月利率変動

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金	未償還元金	
2018	1	229	24009	1884				1794074	3564758	
2018	2	230	24034	1859				1794074	3540724	
2018	3	231	24060	1833				1794074	3516664	
2018	4	232	24085	1808				1794074	3492579	
2018	5	233	24110	1783				1794074	3468469	
2018	6	234	24135	1758	39	144,397	11302	1649677	3299937	
2018	7	235	24161	1732				1649677	3275776	
2018	8	236	24186	1707				1649677	3251590	
2018	9	237	24211	1682				1649677	3227379	
2018	10	238	24237	1656				1649677	3203142	
2018	11	239	24262	1631				1649677	3178880	
2018	12	240	24288	1605	40	145307	10392	1504370	3009285	
2019	1	241	24313	1580				1504370	2984972	
2019	2	242	24339	1554				1504370	2960633	
2019	3	243	24364	1529				1504370	2936269	
2019	4	244	24390	1503				1504370	2911879	
2019	5	245	24416	1477				1504370	2887463	
2019	6	246	24441	1452	41	146,222	9477	1358148	2716800	
2019	7	247	24467	1426				1358148	2692333	
2019	8	248	24493	1400	※1			1358148	2667840	
2019	9	249	24518	1375				1358148	2643322	
2019	10	250	24544	1349				1358148	2618778	
2019	11	251	24570	1323				1358148	2594208	
2019	12	252	24596	1297	42	147,143	8556	1211005	2422469	
2020	1	253	24621	1272				1211005	2397848	
2020	2	254	24647	1246				1211005	2373201	
2020	3	255	24673	1220				1211005	2348528	
2020	4	256	24699	1194				1211005	2323829	
2020	5	257	24725	1168				1211005	2299104	
2020	6	258	24751	1142	43	148,070	7629	1062935	2126283	
2020	7	259	24777	1116				1062935	2101506	
2020	8	260	24803	1090				1062935	2076703	
2020	9	261	24829	1064				1062935	2051874	
2020	10	262	24855	1038				1062935	2027019	
2020	11	263	24881	1012				1062935	2002138	
2020	12	264	24907	986	44	149,003	6696	913932	1828228	

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金			
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金					
2021	1	265	24933	960	889363	45	149,942	5757	913932	1803295			
2021	2	266	24960	933	864403				913932	1778335			
2021	3	267	24986	907	839417				913932	1753349			
2021	4	268	25012	881	814405				913932	1728337			
2021	5	269	25038	855	789367				913932	1703299			
2021	6	270	25065	828	764302				763990	1528292			
2021	7	271	25091	802	739211				763990	1503201			
2021	8	272	25117	776	714094				763990	1478084			
2021	9	273	25144	749	688950				763990	1452940			
2021	10	274	25170	723	663780				763990	1427770			
2021	11	275	25197	696	638583	46	150,886	4813	763990	1402573			
2021	12	276	25223	670	613360				613104	1226464			
2022	1	277	25249	644	588111				613104	1201215			
2022	2	278	25276	617	562835				613104	1175939			
2022	3	279	25303	590	537532				613104	1150636			
2022	4	280	25329	564	512203				613104	1125307			
2022	5	281	25356	537	486847				613104	1099951			
2022	6	282	25382	511	461465				47	151,837	3862	461267	922732
2022	7	283	25409	484	436056							461267	897323
2022	8	284	25436	457	410620							461267	871887
2022	9	285	25462	431	385158	461267	846425						
2022	10	286	25489	404	359669	48	152,794	2905	461267	820936			
2022	11	287	25516	377	334153				461267	795420			
2022	12	288	25543	350	308610				308473	617083			
2023	1	289	25569	324	283041				308473	591514			
2023	2	290	25596	297	257445				308473	565918			
2023	3	291	25623	270	231822				308473	540295			
2023	4	292	25650	243	206172				308473	514645			
2023	5	293	25677	216	180495				308473	488968			
2023	6	294	25704	189	154791				49	153,756	1943	154717	309508
2023	7	295	25731	162	129060				50	154,717	974	154717	283777
2023	8	296	25758	135	103302	154717	258019						
2023	9	297	25785	108	77517	154717	232234						
2023	10	298	25812	81	51705	154717	206422						
2023	11	299	25839	54	25866	154717	180583						
2023	12	300	25866	27	0	0	0						

(様式 細第9号)

共済	カードNO
1 2 3 4 5	
0 1 5 2 1	

全額繰上償還申出書

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職員番号	種別	貸付番号	*NO
6 7 8 9 10 11 12 13	14 15	16 17 18 19 20 21	22 23 24
0 3 0 0 0 2 9 9	3 1 1 0 0 9 9 9		
区 分	未償還元金 (1年8月現在)	貸付年月日	
毎月償還①	※1 1,309,692 円	昭和 平成 10年12月21日 令和	
ボーナス償還②	※2 1,358,148 円		
繰上償還時の 償還猶予額③	0 円		
経過利息④	2,852 円		
計 (①+②+③+④)	2,670,692 円		

*の欄は、記入しないこと。

ボーナス償還の経過利息(経過月数:2か月)

$1,358,148 \times 0.001050 \times 2 = 2,852$
(円未満切り捨て)

繰上償還時に適用されている月利

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和

01年08月に全額繰上償還したいので申し出ます。

令和 元 年 7 月 7 日

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所名 ◇◇市立◇◇小学校 (TEL) ◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇

現住所 ◇◇市◇◇町◇◇番地 (TEL) ◇◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇

職 名 教諭

氏 名 右京 四郎

ー繰上償還に関する注意事項ー

1. 最新の償還表について

平成30年1月に実際に適用されている貸付利率が変更されました。

ア 平成29年12月までに貸付けを受けた方は、平成30年1月に所属を通して配付しました「2018年1月1日」の月日が記載されたものが最新の償還表です。

イ 平成30年1月以降に一部繰上償還した方は、一部繰上償還した翌月の月日が記載されたものが最新の償還表です。

2. 未償還元金の年月について

申出書の「○年○月現在」は申込月ではなく、償還する月を記入してください。

3. 経過利息の計算について

ア 平成19年3月以前に貸付けを受けたものは、月利0.1050%(注)（介護構造部分に係る貸付けは、月利0.0833%）に前回のボーナス償還からの経過月数を乗じてください。

イ 平成19年4月以降に貸付けを受けたものは、月利0.1100%(注)（介護構造部分に係る貸付けは、月利0.0883%）に前回のボーナス償還からの経過月数を乗じてください。

ウ 経過月数は、最後に償還した月の翌月から起算してください。

（例：9月に償還する場合は、6月ボーナス償還の翌月7月から3か月経過）

（注）詳しくは、〈貸付利率の特例について〉（4頁）を参照してください。

4. 賦金率について

賦金率は、貸付年月・貸付種別によって異なります。

特にボーナス償還の賦金率は、介護構造部分に係る賦金率との間違いがありますので、注意してください。

詳しくは、「賦金率表の種別」（52頁）を参照してください。

5. 申出の締切について

償還したい当月に申し出ることはできませんので、償還したい月の前月に申し出てください。

締切については、貸付事務の手引きを参照してください。

ア 一部繰上償還申出書提出締切・・・・・・55頁

イ 全額繰上償還申出書提出締切・・・・・・57頁

〔平成19年 4 月以降の貸付け用記入例〕

※平成 29 年 12 月までに貸付けを受けたものは、平成 30 年
1 月利率変動のため、償還表が更新されています。

償 還 表

2018年 1月 10日

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

一部繰上償還の記入例(平成19年4月以降の貸付け)

〔例1〕 毎月償還のみの場合

この償還表により償還している者が、令和元年〔2019年〕7月に
一部繰上償還をする場合

繰上償還額 200,000円

様

1頁

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
					貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
01234567	(11) 一般	299999	2018年1月22日	元利均等	2,000,000	2,000,000	

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.32 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎 月	2,000,000	135,939	月利	0.1100 %	120	17,800	17,739	2018年2月	2028年1月
ボ－ナス			半年利	%					

(2,000,000 135,939)

単位:円

返済		毎月償還				ボ－ナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金		
2018	2	1	15600	2200	1984400					1984400
2018	3	2	15618	2182	1968782					1968782
2018	4	3	15635	2165	1953147					1953147
2018	5	4	15652	2148	1937495					1937495
2018	6	5	15669	2131	1921826					1921826
2018	7	6	15686	2114	1906140					1906140
2018	8	7	15704	2096	1890436					1890436
2018	9	8	15721	2079	1874715					1874715
2018	10	9	15738	2062	1858977					1858977
2018	11	10	15756	2044	1843221					1843221
2018	12	11	15773	2027	1827448					1827448
2019	1	12	15790	2010	1811658					1811658
2019	2	13	15808	1992	1795850					1795850
2019	3	14	15825	1975	1780025					1780025
2019	4	15	15842	1958	1764183					1764183
2019	5	16	15860	1940	1748323					1748323
2019	6	17	15877	1923	1732446					1732446
2019	7	18	15895	1905	1716551					1716551
2019	8	19	15912	1888	1700639					1700639
2019	9	20	15930	1870	1684709					1684709
2019	10	21	15947	1853	1668762					1668762
2019	11	22	15965	1835	1652797					1652797
2019	12	23	15982	1818	1636815					1636815
2020	1	24	16000	1800	1620815					1620815
2020	2	25	16018	1782	1604797					1604797
2020	3	26	16035	1765	1588762					1588762
2020	4	27	16053	1747	1572709					1572709
2020	5	28	16071	1729	1556638					1556638
2020	6	29	16088	1712	1540550					1540550
2020	7	30	16106	1694	1524444					1524444
2020	8	31	16124	1676	1508320					1508320
2020	9	32	16141	1659	1492179					1492179
2020	10	33	16159	1641	1476020					1476020
2020	11	34	16177	1623	1459843					1459843
2020	12	35	16195	1605	1443648					1443648
2021	1	36	16212	1588	1427436					1427436

単位:円

返済		毎月償還				ボ－ナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金		
2021	2	37	16230	1570	1411206					1411206
2021	3	38	16248	1552	1394958					1394958
2021	4	39	16266	1534	1378692					1378692
2021	5	40	16284	1516	1362408					1362408
2021	6	41	16302	1498	1346106					1346106
2021	7	42	16320	1480	1329786					1329786
2021	8	43	16338	1462	1313448					1313448
2021	9	44	16356	1444	1297092					1297092
2021	10	45	16374	1426	1280718					1280718
2021	11	46	16392	1408	1264326					1264326
2021	12	47	16410	1390	1247916					1247916
2022	1	48	16428	1372	1231488					1231488
2022	2	49	16446	1354	1215042					1215042
2022	3	50	16464	1336	1198578					1198578
2022	4	51	16482	1318	1182096					1182096
2022	5	52	16500	1300	1165596					1165596
2022	6	53	16518	1282	1149078					1149078
2022	7	54	16537	1263	1132541					1132541
2022	8	55	16555	1245	1115986					1115986
2022	9	56	16573	1227	1099413					1099413
2022	10	57	16591	1209	1082822					1082822
2022	11	58	16609	1191	1066213					1066213
2022	12	59	16628	1172	1049585					1049585
2023	1	60	16646	1154	1032939					1032939
2023	2	61	16664	1136	1016275					1016275
2023	3	62	16683	1117	999592					999592
2023	4	63	16701	1099	982891					982891
2023	5	64	16719	1081	966172					966172
2023	6	65	16738	1062	949434					949434
2023	7	66	16756	1044	932678					932678
2023	8	67	16775	1025	915903					915903
2023	9	68	16793	1007	899110					899110
2023	10	69	16811	989	882299					882299
2023	11	70	16830	970	865469					865469
2023	12	71	16848	952	848621					848621
2024	1	72	16867	933	831754					831754

(様式 細第10号)

共済カードNO	1	2	3	4	5
0	1	5	2	2	

一部繰上償還申出書

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職員番号															種別	貸付番号										72. 葬祭		81. 介護構造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

※給料月額(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること P2参照

給料月額	282,900 円	貸付種別	毎月償還額	ボーナス償還額
給料月額の3/10に相当する額	84,870 円	一般貸付	17,800 円	円
給料月額の6/10に相当する額	169,740 円	住宅災害貸付	円	円
毎月分 16,023 + 27,603 = 43,626 円		特例住宅災害貸付	円	円
給料月額3/10を超えないこと。		住宅貸付	27,603 円	112,076 円
		教育貸付	円	円
		災害貸付	円	円
		医療貸付	円	円
		結婚貸付	円	円
		葬祭貸付	円	円
		介護構造貸付	円	円
		合計	45,403 円	112,076 円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和 01 年 07 月に一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和 元 年 6 月 2 日

公立学校共済組合京都支部長様

所属所名 ○○市立○○小学校 (TEL) ○○○-○○○-○○○○
現住所 ○○市○○町○○番地 (TEL) ○○○-○○○-○○○○
職名 教諭
氏名 上京 一郎

様式第16号

一部繰上償還に係る計算書

所属所	○○小
氏名	上京 一郎

貸付規程第16条第9項及び第10項に基づき一部繰上償還する場合は、下記の表の空白の欄に借受中の貸付けに係る数値を記入し、繰上償還額及び繰上償還後の一回当たり償還額を算出して、返済計画をたててください。

記			120-18=102回	
繰上償還申出年月	令 01 年 6 月	区分	貸付金額	償還回数
繰上償還予定年月 (申出の翌月)	令 01 年 7 月	毎月償還	200 万円	18 回
		ボーナス償還	万円	回
		繰上償還予定月の未償還回数	102 回	繰上償還前の1回の償還額
				17,800 円
				繰上償還予定月の未償還元金残
				1,716,551 円

1. 繰上償還する場合の繰上償還額(未償還元金残の取崩分)の算出方法

①繰上償還したい金額	②経過利息(ボーナスのみ)	③償還猶予残高	④繰上償還額(元金残の取崩分)
(毎月) 200,000 円	円	円	200,000 円
(ボーナス) 円	円	円	円
②経過利息		⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残	月利 経過月数
(円未満切り捨て)		=	× () × 1

ただし、次の条件の償還金額以上でなければならない。

(1) 毎月償還だけ償還中の者の場合

④繰上償還額 (元金残の取崩分)
(毎月) 200,000 円 ≥ 10万円

(2) ボーナス併用償還中の者の場合

④繰上償還額	②経過利息	(合計額)
(毎月) 円 +	円	円 ≥ 20万円
(ボーナス) 円 +	円	

2. 繰上償還後の未償還元金残の算出方法

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残	④繰上償還額(元金残の取崩分)	⑥繰上償還後の未償還元金残
(毎月) 1,716,551 円	200,000 円	1,516,551 円
(ボーナス) 円	円	円

3. 繰上償還後の未償還元金残及び希望する償還回数に基づく、今後の1回当たりの償還額の算出方法

⑥繰上償還後の未償還元金残	⑦希望する償還回数に対する賦金率	⑧1回当たりの償還額
(毎月) 1,516,551 円 ×	0.0105655748 (100回)	16,023 円
(ボーナス) 円 ×	円	円
※ボーナス償還については、「1・7月貸付月」で賦金率表を見ること。		(円未満四捨五入)

償 還 表

2018年 1月 10日

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

一部繰上償還の記入例(平成19年4月以降の貸付け)

〔例2〕 ボーナス併用償還の場合

この償還表により償還している者が、令和元年〔2019年〕7月に
一部繰上償還をする場合

繰上償還額 毎月償還分 400,000円
ボーナス償還分 500,000円

様

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
					貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
03000099	(11) 一般	299999	2018年1月22日	元利均等	2,000,000	1,000,000	1,000,000

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.32 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎 月	1,000,000	39,501	月利	0.1100 %	70	14,851	14782	2018年2月	2023年11月
ボーナス	1,000,000	38,892	半年利	0.6600 %	11	94,445	94442	2018年6月	2023年6月

(2,000,000 78,393)

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金		
2018 2	1	13751	1100	986249	1	88,945	5500	1000000	18回	1986249
2018 3	2	13767	1084	972482				1000000		1972482
2018 4	3	13782	1069	958700				1000000		1958700
2018 5	4	13797	1054	944903				1000000		1944903
2018 6	5	13812	1039	931091				1000000		1931091
2018 7	6	13827	1024	917264				911055		1828319
2018 8	7	13843	1008	903421				911055		1814476
2018 9	8	13858	993	889563				911055		1800618
2018 10	9	13873	978	875690				911055		1786745
2018 11	10	13888	963	861802				911055		1772857
2018 12	11	13904	947	847898	2	88,433	6012	822622	3回	1670520
2019 1	12	13919	932	833979				822622		1656601
2019 2	13	13934	917	820045	3	89,016	5429	822622	※1	1642667
2019 3	14	13949	902	806096				822622		1628718
2019 4	15	13965	886	792131				822622		1614753
2019 5	16	13980	871	778151				822622		1600773
2019 6	17	13996	855	764155				733606		1497761
2019 7	18	14011	840	750144				733606		1483750
2019 8	19	14026	825	736118				733606		1469724
2019 9	20	14042	809	722076	4	89,604	4841	733606	10	1455682
2019 10	21	14057	794	708019				733606		1441625
2019 11	22	14073	778	693946				733606		1427552
2019 12	23	14088	763	679858				644002		1323860
2020 1	24	14104	747	665754				644002		1309756
2020 2	25	14119	732	651635				644002		1295637
2020 3	26	14135	716	637500				644002		1281502
2020 4	27	14150	701	623350				644002		1267352
2020 5	28	14166	685	609184	4	90,195	4250	644002	10	1253186
2020 6	29	14181	670	595003				553807		1148810
2020 7	30	14197	654	580806				553807		1134613
2020 8	31	14213	638	566593				553807		1120400
2020 9	32	14228	623	552365	6	90,790	3655	553807	10	1106172
2020 10	33	14244	607	538121				553807		1091928
2020 11	34	14260	591	523861				553807		1077668
2020 12	35	14275	576	509586				463017		972603
2021 1	36	14291	560	495295				463017		958312

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金		
2021 2	37	14307	544	480988	7	91,390	3055	463017	18回	944005
2021 3	38	14322	529	466666				463017		929683
2021 4	39	14338	513	452328				463017		915345
2021 5	40	14354	497	437974				463017		900991
2021 6	41	14370	481	423604				371627		795231
2021 7	42	14386	465	409218				371627		780845
2021 8	43	14401	450	394817				371627		766444
2021 9	44	14417	434	380400				371627		752027
2021 10	45	14433	418	365967				371627		737594
2021 11	46	14449	402	351518				371627		723145
2021 12	47	14465	386	337053	8	91,993	2452	279634	10	616687
2022 1	48	14481	370	322572				279634		602206
2022 2	49	14497	354	308075				279634		587709
2022 3	50	14513	338	293562				279634		573196
2022 4	51	14529	322	279033				279634		558667
2022 5	52	14545	306	264488				279634		544122
2022 6	53	14561	290	249927				187034		436961
2022 7	54	14577	274	235350	9	92,600	1845	187034	10	422384
2022 8	55	14593	258	220757				187034		407791
2022 9	56	14609	242	206148				187034		393182
2022 10	57	14625	226	191523				187034		378557
2022 11	58	14641	210	176882				187034		363916
2022 12	59	14657	194	162225				93823		256048
2023 1	60	14673	178	147552	10	93,211	1234	93823	10	241375
2023 2	61	14689	162	132863				93823		226686
2023 3	62	14705	146	118158				93823		211981
2023 4	63	14722	129	103436				93823		197259
2023 5	64	14738	113	88698				93823		182521
2023 6	65	14754	97	73944				0		73944
2023 7	66	14770	81	59174						59174
2023 8	67	14786	65	44388						44388
2023 9	68	14803	48	29585						29585
2023 10	69	14819	32	14766						14766
2023 11	70	14766	16	0						0

共済カードNO	1	2	3	4	5
	0	1	5	2	2

一部繰上償還申出書

貸付種別	11. 一般
	21. 住宅災害
	23. 特例住宅災害
	31. 住宅
	41. 教育
	51. 災害
	61. 医療
	71. 結婚
	72. 葬祭
	81. 介護構造

職員番号	種別	貸付番号
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21	
0 3 0 0 0 0 9 9 1 1 2 9 9 9 9 9		

区分	未償還元金 (R1年7月現在)	一部繰上償還額	一部繰上償還後の償還方法 一回の償還額
毎月償還	※1 750,144 円	22 29 30 32 33 39 4 0 0 0 0 0 5 0 7 2 0 1	
ボーナス償還	※2 733,606 円	40 47 48 50 51 57 4 9 9 1 9 4 8 3 0 1 4 5	
一部繰上償還時の償還猶予額	0 円	58 64 78 80	
経過利息	806 円	3 6 3 3 0 0	
合計(入金額)	900,000 円		

※給料月額(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること P2参照

給料月額	363,300 円
給料月額の3/10に相当する額	108,990 円
給料月額の6/10に相当する額	217,980 円

毎月分 7,201 + 13,825
= 21,026 円
給料月額の3/10を超えないこと。

ボーナス分 30,145 + 73,458
= 103,603 円
給料月額の6/10を超えないこと。

貸付種別	毎月償還額	ボーナス償還額
一般貸付	14,851 円	94,445 円
住宅災害貸付	円	円
特例住宅災害貸付	円	円
住宅貸付	13,825 円	73,458 円
教育貸付	円	円
災害貸付	円	円
医療貸付	円	円
結婚貸付	円	円
葬祭貸付	円	円
介護構造貸付	円	円
合計	28,676 円	167,903 円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和

年 07 月に一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和 元 年 6 月 3 日

公立学校共済組合京都支部長様

所属所名 △△市立△△小学校 (TEL) △△△-△△△-△△△△
 現住所 △△市△△町△△番地 (TEL) △△△-△△△-△△△△
 職 名 教諭
 氏 名 中京 二郎

一部繰上償還に係る計算書

所属所	△△小
氏 名	中京 二郎

貸付規程第16条第9項及び第10項に基づき一部繰上償還する場合は、下記の表の空白の欄に借受中の貸付け

に係る数値を記入し、繰上償還額及び繰上償還後の一回当たり償還額を算出して、返済計画をたててください。

記 70-18=52回

繰上償還申出年月	令 0 1 年 6 月	区分	貸付金額	償還回数	繰上償還予定月の未償還回数	繰上償還前の1回当たりの償還額	繰上償還予定月の未償還元金残
繰上償還予定年月 (申出の翌月)	令 0 1 年 7 月	毎月償還	100 万円	70 回	52 回	14,851 円	750,144 円
		ボーナス償還	100 万円	11 回	9 回	94,445 円	733,606 円

1. 繰上償還する場合の繰上償還額(未償還元金残の取崩分)の算出方法

①繰上償還したい金額	②経過利息(ボーナスのみ)	③償還猶予残高	④繰上償還額(元金残の取崩分)
(毎月) 4 0 0 0 0 0 円 -	-	0 円 =	4 0 0 0 0 0 円
(ボーナス) 5 0 0 0 0 0 円 -	8 0 6 円 -	0 円 =	4 9 9 1 9 4 円
②経過利息 8 0 6 (円未満切り捨て)			
⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残 7 3 3 6 0 6			
⑥繰上償還後の未償還元金残 3 5 0 1 4 4			

ただし、次の条件の償還金額以上でなければならない。

(1) 毎月償還だけ償還中の者の場合

④繰上償還額 (元金残の取崩分)
(毎月) 円 ≥ 10万円

(2) ボーナス併用償還中の者の場合

④繰上償還額 ②経過利息 (合計額)
(毎月) 4 0 0 0 0 0 円 + 8 0 6 円 = 9 0 0 0 0 0 円 ≥ 20万円
(ボーナス) 4 9 9 1 9 4 円 + 8 0 6 円 = 5 0 0 0 0 0 0 円

2. 繰上償還後の未償還元金残の算出方法

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残	④繰上償還額(元金残の取崩分)	⑥繰上償還後の未償還元金残
(毎月) 7 5 0 1 4 4 円 -	4 0 0 0 0 0 円 =	3 5 0 1 4 4 円
(ボーナス) 7 3 3 6 0 6 円 -	4 9 9 1 9 4 円 =	2 3 4 4 1 2 円

3. 繰上償還後の未償還元金残及び希望する償還回数に基づく、今後の1回当たりの償還額の算出方法

⑥繰上償還後の未償還元金残	⑦希望する償還回数に対する賦金率	⑧1回当たりの償還額
(毎月) 3 5 0 1 4 4 円 ×	0.02025660366 (50回) =	7 2 0 1 円
(ボーナス) 2 3 4 4 1 2 円 ×	0.1286003044 (8回) =	3 0 1 4 5 円

※ボーナス償還については、「1・7月貸付月」で賦金率表を見ること。

毎月償還の
1/6以内の回数

一部繰上償還の記入例(平成19年4月以降の貸付け)

〔例3〕 ボーナス併用償還の場合

この償還表により償還している者が、令和元年〔2019年〕7月にボーナス償還のみ
全額繰上償還をする場合

繰上償還額 毎月償還分 0円
ボーナス償還分 754,041円

(この場合、毎月償還分の償還回数、償還金額等の変更はできません。)

様

償 還 表

2018年 4月 10日

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

1頁

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
03000199	(41) 教育	300009	2018年4月23日	元利均等	貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
					2,500,000	1,500,000	1,000,000

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.32 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎 月	1,500,000	60,972	月利	0.1100 %	72	21,681	21,621	2018年5月	2024年4月
ボーナス	1,000,000	38,852	半年利	0.6600 %	12	86,571	86,571	2018年6月	2023年12月

(2,500,000 99,824)

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金		
2018 5	1	20031	1650	1479969	1	84,371	2200	1000000	2479969	
2018 6	2	20054	1627	1459915				915629	2375544	
2018 7	3	20076	1605	1439839				915629	2355468	
2018 8	4	20098	1583	1419741				915629	2335370	
2018 9	5	20120	1561	1399621				915629	2315250	
2018 10	6	20142	1539	1379479				915629	2295108	
2018 11	7	20164	1517	1359315				915629	2274944	
2018 12	8	20186	1495	1339129				835101	2174230	
2019 1	9	20208	1473	1318921				835101	2154022	
2019 2	10	20231	1450	1298690				835101	2133791	
2019 3	11	20253	1428	1278437	3	81,060	5511	835101	2113538	
2019 4	12	20275	1406	1258162				835101	2093263	
2019 5	13	20298	1383	1237864				835101	2072965	
2019 6	14	20320	1361	1217544				754041	1971585	※2
2019 7	15	20342	1339	1197202				754041	1951243	
2019 8	16	20365	1316	1176837				754041	1930878	
2019 9	17	20387	1294	1156450				754041	1910491	
2019 10	18	20409	1272	1136041				754041	1890082	
2019 11	19	20432	1249	1115609				754041	1869650	
2019 12	20	20454	1227	1095155				672446	1767601	
2020 1	21	20477	1204	1074678	5	82,133	4438	672446	1747124	
2020 2	22	20499	1182	1054179				672446	1726625	
2020 3	23	20522	1159	1033657				672446	1706103	
2020 4	24	20544	1137	1013113				672446	1685559	
2020 5	25	20567	1114	992546				672446	1664992	
2020 6	26	20590	1091	971956				590313	1562269	
2020 7	27	20612	1069	951344				590313	1541657	
2020 8	28	20635	1046	930709				590313	1521022	
2020 9	29	20658	1023	910051				590313	1500364	
2020 10	30	20680	1001	889371				590313	1479684	
2020 11	31	20703	978	868668	6	82675	3896	590313	1458981	
2020 12	32	20726	955	847942				507638	1355580	
2021 1	33	20749	932	827193				507638	1334831	
2021 2	34	20772	909	806421				507638	1314059	
2021 3	35	20794	887	785627				507638	1293265	
2021 4	36	20817	864	764810				507638	1272448	

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金
年 月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金		
2021 5	37	20840	841	743970	7	83221	3350	507638	1251608	
2021 6	38	20863	818	723107				424417	1147524	
2021 7	39	20886	795	702221				424417	1126638	
2021 8	40	20909	772	681312				424417	1105729	
2021 9	41	20932	749	660380				424417	1084797	
2021 10	42	20955	726	639425				424417	1063842	
2021 11	43	20978	703	618447				424417	1042864	
2021 12	44	21001	680	597446				340647	938093	
2022 1	45	21024	657	576422				340647	917069	
2022 2	46	21047	634	555375				340647	896022	
2022 3	47	21071	610	534304	9	84323	2248	340647	874951	
2022 4	48	21094	587	513210				340647	853857	
2022 5	49	21117	564	492093				340647	832740	
2022 6	50	21140	541	470953				256324	772777	
2022 7	51	21163	518	449790				256324	706114	
2022 8	52	21187	494	428603				256324	684927	
2022 9	53	21210	471	407393				256324	663717	
2022 10	54	21233	448	386160				256324	642484	
2022 11	55	21257	424	364903				256324	621227	
2022 12	56	21280	401	343623				171444	515067	
2023 1	57	21304	377	322319	11	85440	1131	171444	493763	
2023 2	58	21327	354	300992				171444	472436	
2023 3	59	21350	331	279642				171444	451086	
2023 4	60	21374	307	258268				171444	429712	
2023 5	61	21397	284	236871				171444	408315	
2023 6	62	21421	260	215450				86004	301454	
2023 7	63	21445	236	194005				86004	280009	
2023 8	64	21468	213	172537				86004	258541	
2023 9	65	21492	189	151045				86004	237049	
2023 10	66	21515	166	129530				86004	215534	
2023 11	67	21539	142	107991	12	86004	562	86004	193995	
2023 12	68	21563	118	86428				0	86428	
2024 1	69	21586	95	64842					64842	
2024 2	70	21610	71	43232					43232	
2024 3	71	21634	47	21598					21598	
2024 4	72	21598	23	0					0	

(様式 細第10号)

共済	カードNO
1	2
3	4
5	
0	1
5	2
2	

一部繰上償還申出書

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職員番号	種別	貸付番号	
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21			
0 3 0 0 0 1 9 9 4 1 3 0 0 0 0 9			
区分	未償還元金 (R1年7月現在)	一部繰上償還額	一部繰上償還後の償還方 一回の償還額
毎月償還	※1 1,197,202 円	22 29 30 32 33 39	0 0 0 0 0
ボーナス償還	※2 754,041 円	※2 7 5 4 0 4 1	0 0 0 0 0
一部繰上償還時の償還猶予額	0 円	58 64 78 80	
経過利息	829 円	3 6 3 3 0 0	
合計(入金額)	754,870 円		

*の欄は、記入しないこと。

給料月額	363,300 円	借受中の貸付金の一回当たり償還額
給料月額の3/10に相当する額	108,990 円	
給料月額の6/10に相当する額	217,980 円	
貸付種別	毎月償還額	ボーナス償還額
一般貸付	円	円
住宅災害貸付	円	円
特例住宅災害貸付	円	円
住宅貸付	32,122 円	104,618 円
教育貸付	21,681 円	86,571 円
災害貸付	円	円
医療貸付	円	円
結婚貸付	円	円
葬祭貸付	円	円
介護構造貸付	円	円
合計	53,803 円	191,189 円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和 01 年 07 月に一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたの
で申し出ます。

令和 元 年 6 月 3 日

公立学校共済組合京都支部長様

所属所名 ××市立××小学校 (TEL) ×××-×××-××××
現住所 ××市××町××番地 (TEL) ×××-×××-××××
職名 教諭
氏名 下京 三郎

様式第16号

一部繰上償還に係る計算書

所属所	××小
氏名	下京 三郎

貸付規程第16条第9項及び第10項に基づき一部繰上償還する場合は、下記の表の空白の欄に借受中の貸付けに係る数値を記入し、繰上償還額及び繰上償還後の一回当たり償還額を算出して、返済計画をたててください。

記 72-15=57回

繰上償還申出年月	令 01 年 6 月	区分	貸付金額	償還回数	繰上償還予定月の未償還回数	繰上償還前の1回当たりの償還額	繰上償還予定月の未償還元金残
繰上償還予定年月(申出の翌月)	令 01 年 7 月	毎月償還	150 万円	72 回	57 回	21,681 円	1,197,202 円 ※1
		ボーナス償還	100 万円	12 回	9 回	86,571 円	754,041 円 ※2

1. 繰上償還する場合の繰上償還額(未償還元金残の取崩分)の算出方法

①繰上償還したい金額 (毎月)	0 円	②経過利息(ボーナスのみ)	0 円	③償還猶予残高	0 円	④繰上償還額(元金残の取崩分)	0 円
(ボーナス)	7 5 4 8 7 0 円	8 2 9 円	0 円	0 円	7 5 4 0 4 1 円 ※2		
				⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残	月利	経過月数	
				7 5 4 0 4 1	0.0011	1	

(円未満切り捨て)

ただし、次の条件の償還金額以上でなければならない。

(1) 毎月償還だけ償還中の者の場合
④繰上償還額 (元金残の取崩分)
(毎月) 円 ≥ 10万円

(2) ボーナス併用償還中の者の場合
④繰上償還額 ②経過利息 (合計額)
(毎月) 0 円 + 8 2 9 円 = 7 5 4 8 7 0 円 ≥ 20万円
(ボーナス) 7 5 4 0 4 1 円 + 8 2 9 円

2. 繰上償還後の未償還元金残の算出方法

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残	④繰上償還額(元金残の取崩分)	⑥繰上償還後の未償還元金残
(毎月) 1 1 9 7 2 0 2 円	0 円	1 1 9 7 2 0 2 円
(ボーナス) 7 5 4 0 4 1 円	7 5 4 0 4 1 円	0 円

③ 繰上償還後の未償還元金残及び希望する償還回数に基づく、今後の1回当たりの償還額の算出方法

⑥繰上償還後の未償還元金残	⑦希望する償還回数に対する賦金率	⑧1回当たりの償還額
(毎月) 円	円 × (回)	円
(ボーナス) 円	円 × (回)	円

※ボーナス償還については、「1・7月貸付月」で賦金率表を見ること。
(円未満四捨五入)

毎月償還分の償還回数、償還金額の変更ができないため記入不要です。

繰上償還月の月利
(別途通知します。)

償 還 表

2018年12月10日

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

〒

全額繰上償還の記入例

この償還表により償還している者が、令和元年

〔2019年〕8月に全額繰上償還をする場合

様

1頁

職員番号	貸付種別	貸付番号	貸付年月日	償還方法	当初貸付内訳		
03000399	(31) 住宅	300099	2018年12月21日	元利均等	貸付金額	毎月償還額	ボーナス償還額
					6,000,000	4,000,000	2,000,000

定期償還区分	未償還元金	利息合計	年利	1.32 %	未償還回数	一回の償還額	最終償還額	開始年月	終了年月
毎 月	4,000,000	271,947	月利	0.1100 %	120	35,600	35547	2019年1月	2028年12月
ボーナス	2,000,000	141,676	半年利	0.6600 %	20	107,074	107270	2019年6月	2028年12月

(6,000,000 413,623)

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金			
年	月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金				
2019	1	1	31200	4400	3968800	※1	93,874	13200	2000000	5968800			
2019	2	2	31235	4365	3937565				2000000	5937565			
2019	3	3	31269	4331	3906296				2000000	5906296			
2019	4	4	31304	4296	3874992				2000000	5874992			
2019	5	5	31338	4262	3843654				※2	2000000	5843654		
2019	6	6	31372	4228	3812282				1906126	5718408			
2019	7	7	31407	4193	3780875				1906126	5687001			
2019	8	8	31442	4158	3749433				1906126	5655559			
2019	9	9	31476	4124	3717957				1906126	5624083			
2019	10	10	31511	4089	3686446				1906126	5592572			
2019	11	11	31545	4055	3654901	2	94494	12580	1906126	5561027			
2019	12	12	31580	4020	3623321				1811632	5434953			
2020	1	13	31615	3985	3591706				1811632	5403338			
2020	2	14	31650	3950	3560056				1811632	5371688			
2020	3	15	31684	3916	3528372				1811632	5340004			
2020	4	16	31719	3881	3496653				1811632	5308285			
2020	5	17	31754	3846	3464899				1811632	5276531			
2020	6	18	31789	3811	3433110				3	95,118	11956	1716514	5149624
2020	7	19	31824	3776	3401286				1716514	5117800			
2020	8	20	31859	3741	3369427				1716514	5085941			
2020	9	21	31894	3706	3337533	4	95,746	11328	1716514	5054047			
2020	10	22	31929	3671	3305604				1716514	5022118			
2020	11	23	31964	3636	3273640				1716514	4990154			
2020	12	24	31999	3601	3241641				1620768	4862409			
2021	1	25	32035	3565	3209606				1620768	4830374			
2021	2	26	32070	3530	3177536				1620768	4798304			
2021	3	27	32105	3495	3145431				1620768	4766199			
2021	4	28	32141	3459	3113290				1620768	4734058			
2021	5	29	32176	3424	3081114				1620768	4701882			
2021	6	30	32211	3389	3048903				5	96,377	10697	1524391	4573294
2021	7	31	32247	3353	3016656	6	97,014	10060	1524391	4541047			
2021	8	32	32282	3318	2984374				1524391	4508765			
2021	9	33	32318	3282	2952056				1524391	4476447			
2021	10	34	32353	3247	2919703				1524391	4444094			
2021	11	35	32389	3211	2887314				1524391	4411705			
2021	12	36	32424	3176	2854890				1427377	4282267			

単位:円

返済		毎月償還				ボーナス償還				未償還元金			
年	月	回数	元金	利息	未償還元金	回数	元金	利息	未償還元金				
2022	1	37	32460	3140	2822430	7	97,654	9420	1427377	4249807			
2022	2	38	32496	3104	2789934				1427377	4217311			
2022	3	39	32532	3068	2757402				1427377	4184779			
2022	4	40	32567	3033	2724835				1427377	4152212			
2022	5	41	32603	2997	2692232				1427377	4119609			
2022	6	42	32639	2961	2659593				1329723	3989316			
2022	7	43	32675	2925	2626918				1329723	3956641			
2022	8	44	32711	2889	2594207				1329723	3923930			
2022	9	45	32747	2853	2561460				1329723	3891183			
2022	10	46	32783	2817	2528677				1329723	3858400			
2022	11	47	32819	2781	2495858	8	98,298	8776	1329723	3825581			
2022	12	48	32855	2745	2463003				1231425	3694428			
2023	1	49	32891	2709	2430112				1231425	3661537			
2023	2	50	32927	2673	2397185				1231425	3628610			
2023	3	51	32964	2636	2364221				1231425	3595646			
2023	4	52	33000	2600	2331221				1231425	3562646			
2023	5	53	33036	2564	2298185				1231425	3529610			
2023	6	54	33072	2528	2265113	9	98,947	8127	1132478	3397591			
2023	7	55	33109	2491	2232004				1132478	3364482			
2023	8	56	33145	2455	2198859				1132478	3331337			
2023	9	57	33182	2418	2165677	10	99,600	7474	1132478	3298155			
2023	10	58	33218	2382	2132459				1132478	3264937			
2023	11	59	33255	2345	2099204				1132478	3231682			
2023	12	60	33291	2309	2065913				1032878	3098791			
2024	1	61	33328	2272	2032585				1032878	3065463			
2024	2	62	33365	2235	1999220				1032878	3032098			
2024	3	63	33401	2199	1965819				1032878	2998697			
2024	4	64	33438	2162	1932381				1032878	2965259			
2024	5	65	33475	2125	1898906	11	100,258	6816	1032878	2931784			
2024	6	66	33512	2088	1865394				932620	2798014			
2024	7	67	33549	2051	1831845				932620	2764465			
2024	8	68	33585	2015	1798260				932620	2730880			
2024	9	69	33622	1978	1764638				932620	2697258			
2024	10	70	33659	1941	1730979				932620	2663599			
2024	11	71	33696	1904	1697283				932620	2629903			
2024	12	72	33733	1867	1663550				12	100,919	6155	831701	2495251

(様式 細第9号)

共済	カードNO
1 2 3 4 5	
0 1 5 2 1	

全額繰上償還申出書

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職員番号	種別	貸付番号	*NO
6 7 8 9 10 11 12 13	14 15	16 17 18 19 20 21	22 23 24
0 3 0 0 0 3 9 9	3 1 3 0 0 0 9 9		
区 分	未償還元金 (1年8月現在)	貸付年月日	
毎月償還①	※1 3,749,433 円	昭和 平成 30年12月21日 令和	
ボーナス償還②	※2 1,906,126 円		
繰上償還時の 償還猶予額③	0 円		
経過利息④	4,193 円		
計 (①+②+③+④)	5,659,752 円		

*の欄は、記入しないこと。

ボーナス償還の経過利息(経過月数:2か月)

$$1,906,126 \times 0.001100 \times 2 = 4,193$$

(円未満切り捨て)

繰上償還時に適用されている月利

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和

01年08月に全額繰上償還したいので申し出ます。

令和 元 年 7 月 8 日

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所名 〇〇市立〇〇小学校 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

現住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

職 名 教諭

氏 名 右京 五郎

6 償還の猶予

次のような場合で申出をしたときは定期償還を猶予します。

(1) 猶予できる場合

ア 住宅貸付け及び住宅災害貸付けの対象となった住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき

- 対象貸付種別：住宅貸付け及び住宅災害貸付け（介護構造部分に係る貸付けを含む。）
（両貸付けとも借受中の場合は、両貸付けとも償還猶予の扱いとなります。）
- 猶予期間：申出のあった日の属する月の翌月から12か月の範囲内

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業の承認を受けたとき又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第5条の規定による育児休業の申出をしたとき

- 対象貸付種別：すべての貸付け（特別貸付け・高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）
（複数の貸付けを借受中の場合は、借受中の全ての貸付けが償還猶予の扱いとなります。）
- 猶予期間：育児休業期間の範囲内

ウ 育児・介護休業法第61条第6項において準用する同条第3項の規定による介護休業の承認を受けたとき又は同法第11条の規定による介護休業の申出をしたとき

- 対象貸付種別：すべての貸付け（特別貸付け・高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）
（複数の貸付けを借受中の場合は、借受中の全ての貸付けが償還猶予の扱いとなります。）
- 猶予期間：介護休業期間の範囲内

エ 疾病による無給休職のとき。ただし、傷病手当金及び傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除かれます。（傷病手当金等からの控除を希望される方は、貸付金控除依頼書（様式第19号）を提出してください。）

- 対象貸付種別：すべての貸付け（特別貸付け・高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）
（複数の貸付けを借受中の場合は、借受中の全ての貸付けが償還猶予の扱いとなります。）
- 猶予期間：無給休職期間の範囲内

オ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けたとき

- 対象貸付種別：すべての貸付け（特別貸付け・高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）
（複数の貸付けを借受中の場合は、借受中の全ての貸付けが償還猶予の扱いとなります。）
- 猶予期間：配偶者同行休業期間の範囲内（3年を限度とする。）

(2) 申出期限等

ア 猶予申出期限日

償還猶予を希望される場合は、**猶予を希望する月の前月の期限日まで**に申し出てください。

申出の期限及び提出先は次のとおりです。期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

	猶予開始月	申 出 期 限 日			提出先
		2～11月 猶予開始	12月 猶予開始	1 月 猶予開始	
京都市内の所属所・府立学校・府教育機関		前月の16日	11月13日	12月13日	支部（福利課）
各 支 所 管 内 の 所 属 所		前月の13日	11月10日	12月10日	各支所(各教育局)

イ 提出書類

償還猶予申出書（様式細第7号）

ウ 注意事項

期限までに猶予の申出書が提出されない場合は、猶予することができません。給与から償還金が控除できない場合は、振込通知書を送付しますので、期限までに入金してください。

(3) 猶予期間中の償還金の扱い

猶予された償還金は原則として、償還猶予期間が終わった月の翌月（ボーナス償還の場合は直後の6月又は12月）から、定期償還と併せて猶予された償還回数により均等額で返済することとなります。したがって、当該月の**控除金額は通常の定期償還額の約2倍**となります。

猶予した償還金の金額を一括して返済する（別途送付する「振込通知書」により入金する。）こともできますが、この場合も均等額によることとしたときの返済期間内（例えば、猶予が7か月ならば7か月以内）に返済することになります。

また、猶予期間中の償還金については遅延利息を徴しません。

〔例〕 令和元年10月から2年3月までの6か月間の償還猶予を申し出た場合

		毎月償還		ボーナス償還	
年 月		償還猶予額		償還猶予額	
元. 10	※10月から3月までの6か月猶予 ↑ 猶 予 期 間 ↓	44,724			
11		44,724			
12		44,724		101,191	
～		～			
R2. 3		44,724			
		償還猶予合計	268,344	償還猶予合計	101,191

年 月	定期償還額	猶予された償還回数による均等額	定期償還額	猶予された償還回数による均等額	当該月の控 除 額
R2. 4	44,724	44,724			89,448
5	44,724	44,724			89,448
6	44,724	44,724	101,191	101,191	291,830
～	～	～			89,448
9	44,724	44,724			89,448

※一括償還を希望する場合もこの期間内の希望月で償還できる。（申出書により指定した月）

(4) 猶予された償還金の全額繰上返済

猶予された償還金の返済方法が「毎月均等額で償還」の場合、猶予された償還金の全部を繰り上げて返済できます。

ア 申出期限等

猶予された償還金の全額繰上返済を希望される場合は、**返済を希望する月の前月の期限日**までに申し出てください。申出の期限及び提出先並びに繰上返済金の納付期限は次のとおりです。

		申 出 期 限 日				提 出 先
		入金月	2～10月入金	11月入金	12月入金	
申 出	京都市内の所属所・府立学校 ・府教育機関	前月の16日	10月16日	11月13日	12月13日	支部(福利課)
	各支所管内の所属所	前月の13日	10月13日	11月10日	12月10日	各支所(各教育局)
繰上返済金の納付期限		20日	11月13日	12月13日	1月20日	

＊申出期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

＊繰上返済金の納付期限が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

イ 提出書類

全額繰上償還申出書(様式細第9号)

償還猶予金控除開始通知書(様式細第8号)の写し

ウ 記入上の注意

全額繰上償還申出書のタイトルの下に「猶予繰上」と朱書きしてください。

毎月償還の未償還元金の欄に猶予された毎月償還のうち未返済の額を、ボーナス償還の未償還元金の欄に猶予されたボーナス償還のうち未返済の額を、計の欄にその合計を記入してください。繰上償還時の償還猶予額及び経過利息の欄は空欄となります。

エ 納付方法

繰上返済月の上旬に振込通知書を送付しますので、それにより決められた納付期限までに振り込んでください。

納付期限を過ぎてからの入金や入金額が振込通知書の額より少ない場合は、繰上返済の扱いとはならないので注意してください。

京都銀行以外の金融機関からの振込には、振込手数料が必要となります。

(5) 猶予された償還金の一部繰上返済

猶予された償還金の返済方法が「毎月均等額で償還」の場合、猶予された償還金の一部を繰り上げて返済できます。

ア 毎月償還の場合

- ① 一部繰上返済できる金額は10万円以上、1円単位とし、猶予された償還金に係る1回当たりの償還額（償還猶予金控除開始通知書で確認してください。）の整数倍とします。
- ② 猶予された償還金の一部繰上返済後の償還回数は、一部繰上返済する直前の未償還回数から①の1回当たりの償還額の整数倍の倍数を除いた回数とします。

イ ボーナス併用償還の場合

- ① 一部繰上返済できる金額は20万円以上、1円単位とします。一部繰上返済額のうちボーナス償還に充当できる金額は、ボーナス償還に係る猶予された償還金の1回当たりの償還

額の整数倍とし、この金額に毎月償還に係る猶予された償還金の1回当たりの償還額の整数倍を加えた金額を一部繰上返済額とします。ただし、一部繰上返済額の2分の1以上（一部繰上返済でボーナス償還に係る猶予された償還金全てを返済する場合を除く。）をボーナス償還に係る猶予された償還金に充当するものとします。

- ② 猶予された償還金の一部繰上返済後の償還回数は、一部繰上返済する直前の未償還回数から①の1回当たりの償還額の整数倍の倍数を除いた回数とします。
- ③ ボーナス併用償還者で、ボーナス償還に係る猶予された償還金の返済を完了した後に一部繰上返済を希望する場合は、「ア 毎月償還の場合」により取り扱うものとします。

ウ 申出期限等

猶予された償還金の一部繰上返済を希望される場合は、**返済を希望する月の前月の期限日までに**申し出てください。申出の期限及び提出先並びに繰上返済金の納付期限は次のとおりです。

		申 出 期 限 日					提 出 先
		入金月	2～10月入金	11月入金	12月入金	1月入金	
申 出	京都市内の所属所・府立学校 ・府教育機関	前月の16日	10月16日	11月13日	12月13日	支部 (福利課)	
	各支所管内の所属所	前月の13日	10月13日	11月10日	12月10日	各支所(各教育局)	
繰上返済金の納付期限		20日	11月13日	12月13日	1月20日		

* 申出期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

* 繰上返済金の納付期限が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

エ 提出書類

一部繰上償還申出書(様式細第10号)

償還猶予金控除開始通知書(様式細第8号)の写し

オ 記入上の注意

一部繰上償還申出書のタイトルの下に「猶予繰上」と朱書きしてください。

- ・「未償還元金」の欄に猶予された毎月償還及びボーナス償還のうち未返済額を記入
- ・「一部繰上償還額」欄に猶予された毎月償還及びボーナス償還の未返済額のうち、一部繰上返済する額を記入。

※「一部繰上償還後の償還方法」、「一部繰上償還時の償還猶予額」及び「経過利息」の欄は記入不要

カ 納付方法

繰上返済月の上旬に振込通知書を送付しますので、それにより決められた納付期限までに振り込んでください。

納付期限を過ぎてからの入金や入金額が振込通知書の額より少ない場合は、繰上返済の扱いとはならないので注意してください。

京都銀行以外の金融機関からの振込には、振込手数料が必要となります。

(6) 猶予期間を延長する場合

期間を延長する場合は、「償還猶予申出書」（様式細第7号）を延長を希望する月の前月の償還猶予申出期限日までに再度提出してください。返済方法については前回申出と同じ方法とします。延長申出時は「延長」と朱書きしてください。

(7) 猶予を途中で打切る場合

速やかに支部に連絡し、復職時期と猶予を打切る月を明記した申出書（様式自由）を送付してください。また、この場合、復職辞令の写しを送付してください。（辞令の写しは後日でも可。）

(8) 激甚災害による住宅災害貸付けにかかる元金猶予

ア 猶予できる場合

理事長の指定する地域において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第2条第1項に規定する政令による激甚災害の指定があり、自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅災害貸付けを借り受けたとき

イ 対象貸付種別 住宅災害貸付け

ウ 猶予期間 3年を限度とする。

エ 提出書類 住宅災害貸付に係る元金猶予申出書（様式第3号の3）

オ 貸付の申出期限等

元金の償還猶予の有無にかかわらず、激甚災害を理由とする住宅災害貸付の申込期限日については、激甚災害の期間終了後3年以内とする。

カ 元金猶予期間における利息の償還

貸付金の額に月利を乗じて得た額とする。（1円未満の端数切り捨て）

※貸付金の額：ボーナス併用償還の場合は、毎月償還に係る元金とボーナス償還に係る元金を合算した額

利 率：年0.99%（月利0.0825%）

※特例期間にあつては、年0.78%（月利0.065%）

キ 償還方法

利息の償還について、毎月の給与から控除する。

ただし、給与の全部又は一部が支給されないため、利息を給与から控除できない場合は借受人が払い込むものとする。

償還猶予の記入例

(様式 細第7号)

償 還 猶 予 申 出 書

令和 元 年 9 月 12 日

公立学校共済組合京都支部長 様

公立学校共済組合貸付規程第17条の規定に基づいて、償還の猶予を希望しますので、下記により申し出ます。また、償還猶予金額は、償還猶予期間終了後、猶予された期間の範囲内で償還します。

記

1 申出人氏名

共済 桃子

職 員 番 号						
0	7	0	0	0	0	3

2 猶予事由及び返済方法

事由
2

1. 住宅等の被災
2. 育児休業
3. 介護休業
4. 疾病等による無給休職
5. 配偶者同行休業

返済
1

1. 毎月均等額で償還
2. 一回で償還 (年 月)

3 償還猶予期間

開 始 年 月				終 了 年 月			
5	0	1	1	0	5	0	3

4 借受中の全貸付け

貸 付 種 別	貸 付 番 号	1 回 の 償 還 額		償還猶予額
		毎 月 償 還	ボーナス償還	
住宅貸付	301123	26,924 円	101,191 円	262,735 円
結婚貸付	301111	17,800	0	106,800
合 計		44,724	101,191	369,535

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

令和 元 年 9 月 12 日

償還猶予期間に対応する金額
(例：令和元年10月から令和2年3月の6カ月)

所 属 所 名 ○○市立○○○小学校
所属所長名 校長 山田 太郎 公印

償還猶予延長の記入例

(様式 細第7号)

「延長」

償 還 猶 予 申 出 書

(朱書きしてください。)

令和 2 年 3 月 6 日

公立学校共済組合京都支部長 様

公立学校共済組合貸付規程第17条の規定に基づいて、償還の猶予を希望しますので、下記により申し出ます。また、償還猶予金額は、償還猶予期間終了後、猶予された期間の範囲内で償還します。

記

1 申出人氏名

共済 桃子

職 員 番 号
0 7 0 0 0 0 0 3

2 猶予事由及び返済方法

事由
2

1. 住宅等の被災
2. 育児休業
3. 介護休業
4. 疾病等による無給休職
5. 配偶者同行休業

返済
1

前回申出と同じ方法としてください。

1. 毎月均等額で償還
2. 一回で償還 (年 月)

3 償還猶予期間

開 始 年 月	終 了 年 月
5 0 2 0 4	5 0 2 0 8

延長期間に対応する金額
(例：令和2年4月から令和2年8月の5カ月)

4 借受中の全貸付け

延長する期間を記入

貸 付 種 別	貸 付 番 号	1 回 の 償 還 額		償還猶予額
		毎 月 償 還	ボーナス償還	
住宅貸付	301123	26,924円	101,191円	235,811円
結婚貸付	301111	17,800	0	89,000
合 計		44,724	101,191	324,811

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

令和 2 年 3 月 6 日

所属所名 ○○市立○○○小学校

所属所長名 校長 山田 一郎

公 印

猶予された償還金の全額繰上返済の記入例

(様式 細第9号)

共通カードNO				
1	2	3	4	5
0	1	5	2	1

(朱書きしてください)

全額繰上償還申出書
猶予繰上

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職員番号													種別	貸付番号							*NO										
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24													
0	7	1	2	3	4	5	6	3	1	1	2	3	4	5	6																
区 分								未償還元金 (○年3月現在)								貸付年月日															
毎月償還①								24,877円								昭和 平成 令和 年 月 日															
ボーナス償還②								93,286円																							
繰上償還時の 償還猶予額③																															
経過利息④																															
計 (①+②+③+④)								118,163円																							

*の欄は、記入しないこと。

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和

○年○月03月に全額繰上償還したいので申し出ます。

令和 ○年 2月 10日

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所名 ○○市立○○小学校 (TEL) ○○○-○○○-○○○○
現住所 ○○市○○町○○番地 (TEL) ○○○-○○○-○○○○
職 名 教諭
氏 名 京都 花子

(様式 細第8号)

令和○年7月1日

〒

京都 花子 様
7111111-*****456

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

償還猶予金控除開始通知書

あなたの償還猶予期間中における償還猶予金額は下記1のとおりです。
なお、猶予金については、下記2に掲げる額を定期償還額に合わせて、毎月の給料等から源泉控除します。

記

1 償還猶予金額

貸付種別	貸付番号	毎月償還		ボーナス償還		猶予合計
		回数	猶予額	回数	猶予額	
(31)住宅	123456	10	248,770	2	186,572	453,342
計			248,770		186,572	453,342

2 給与源泉控除内訳

償還年月	毎月償還		ボーナス償還		不足金 (猶予)残合計
		残		残	
令和○年 7月	24,877	223,893	0	186,572	410,465
令和○年 8月	24,877	199,016	0	186,572	385,588
令和○年 9月	24,877	174,139	0	186,572	360,711
令和○年10月	24,877	149,262	0	186,572	335,834
令和○年11月	24,877	124,385	0	186,572	310,957
令和○年12月	24,877	99,508	93,286	93,286	192,794
令和○年 1月	24,877	74,631	0	93,286	167,917
令和○年 2月	24,877	49,754	0	93,286	143,040
令和○年 3月	24,877	① 24,877	0	② 93,286	118,163
令和○年 4月	24,877	0	0	93,286	93,286

No.

猶予された償還金の一部繰上返済の記入

(様式 細第10号)

(朱書きしてください)

共済	カードNO
1	2
3	4
5	6
7	8
9	0

一部繰上償還申出書

猶予繰上

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職 員 番 号								種 別		貸 付 番 号							
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
0	7	6	5	4	3	2	1	3	1	6	5	4	3	2	1		

7 退職及び異動に伴う償還

(1) 退職したとき(死亡の場合を含む。)

退職手当が支給される場合は、当該退職手当からの控除により償還金の払込みを受けます。

死亡退職の場合は、退職手当等から未償還貸付元利金を控除する場合に、退職手当等の受給権者である遺族から未償還貸付元利金の控除に関する承諾書(様式第16号)を提出いただく必要がありますので、所属所等を通じて提出してください。

また、退職手当等が支給されない場合や、支給されてもなお未償還元利金の残額がある場合には、償還金の残額を支部の発行する振込通知書により払込んでください。

なお、償還中の組合員が死亡したとき、借受中の貸付金について団体信用生命保険に加入している場合は残存債務額が団体信用生命保険で支払われます。(退職金が支給されるまでの間に団体信用生命保険の適用の有無が確定しない場合は、一旦退職金から控除し、支部へ保険料が入金された後、返金します。)

(2) 公立学校共済組合の他支部(他府県)への転出する場合(貸付金の移管)

京都支部から他支部へ転出する場合は、転出先の支部で引き続き償還することができますので、速やかに支部に連絡し、借受人転出報告書(様式第17号)を提出してください。

(3) 他の共済組合へ転出する場合

公立学校共済組合を除く地方公務員等共済組合法に基づく共済組合(地方職員、警察、指定都市職員及び市町村職員の各共済組合等)又は国家公務員共済組合法に基づく共済組合(文部科学省共済組合等)へ転出する場合は、貸付残高証明交付申請書(様式第15号)の申請に基づき、貸付金残高証明書を支部で発行しますので、転出先の共済組合で該当する貸付けを受けて全額返済してください。

ただし、地方公務員等共済組合法第115条第4項の規定に基づき、当該共済組合に対し、転出先の共済組合との申し合わせにより徴収の嘱託を行うことができます。この場合は、後記(4)及び(5)以外の共済組合であるときは本部と協議の上、当該申し合わせの内容に準じて改めて定める申し合わせに基づくものとします。

(4) 地方職員共済組合へ転出する場合

○京都府支部へ転出する場合

全額返済の必要はなく、徴収嘱託制度により、毎月の償還金が新所属から地方職員共済組合を経由して公立学校共済組合へ振込まれます。

○京都府支部以外へ転出する場合

借受人が次のア又はイに掲げる事由に該当するときは、借受人の申出により、転出先の組合員となった日から5年間の範囲内で徴収嘱託の取扱いができます。

ア 当共済組合へ復帰する可能性があると思われるとき

イ 転出先の共済組合から未償還元利金相当額の貸付を受けることができないとき

(5) 全国市町村職員共済組合連合会へ転出する場合

借受人が次の各号に掲げる事由に該当するときは、借受人の申出により、転出先の組合員となった日から5年間の範囲内で徴収嘱託の取扱いができます。

ア 近い将来において、元の組合へ復帰する可能性があると思われるとき

イ 組合の貸付条件の違いにより、貸付けを受けようとする組合員が著しく不利な取扱いになるとと思われるとき

ウ 借換えにより、元の組合が著しく不利な取扱いになるとと思われるとき

(6) 公益法人等への派遣者となった場合

既貸付分については、所定の手続を行うことにより、引き続き定期償還を続けることができますので、速やかに支部へ連絡してください。

《注》日本私立学校振興・共済事業団等へ転出する場合は退職時と同じ取扱いとなり、退職手当等から未償還元利金を控除することになります。

8 即時償還

(1) 即時償還の事由

次の場合は、貸付未償還元利金の全額を即時償還してください。

ア 組合員の資格を喪失したとき

イ 退職手当の支給を受けることができるとき

ウ 申込の内容に偽りのあることが認められたとき

エ 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの場合で、貸付申込書に記載した完了予定日より遅延した場合で、その工事等が完了する確実性がないと認められるとき

オ 住宅貸付け等の貸付けを受けた者が貸付対象となった住宅に居住しなくなったとき

カ その他貸付規程又は貸付規則に違反したとき

ただし、理事長がやむを得ないと認めたときは、その定めるところにより、支払うことができます。その場合は、借受人に対し、貸付け(高額医療貸付け・出産貸付けを除く。)の制限を行います。

(2) 償還金の払込み

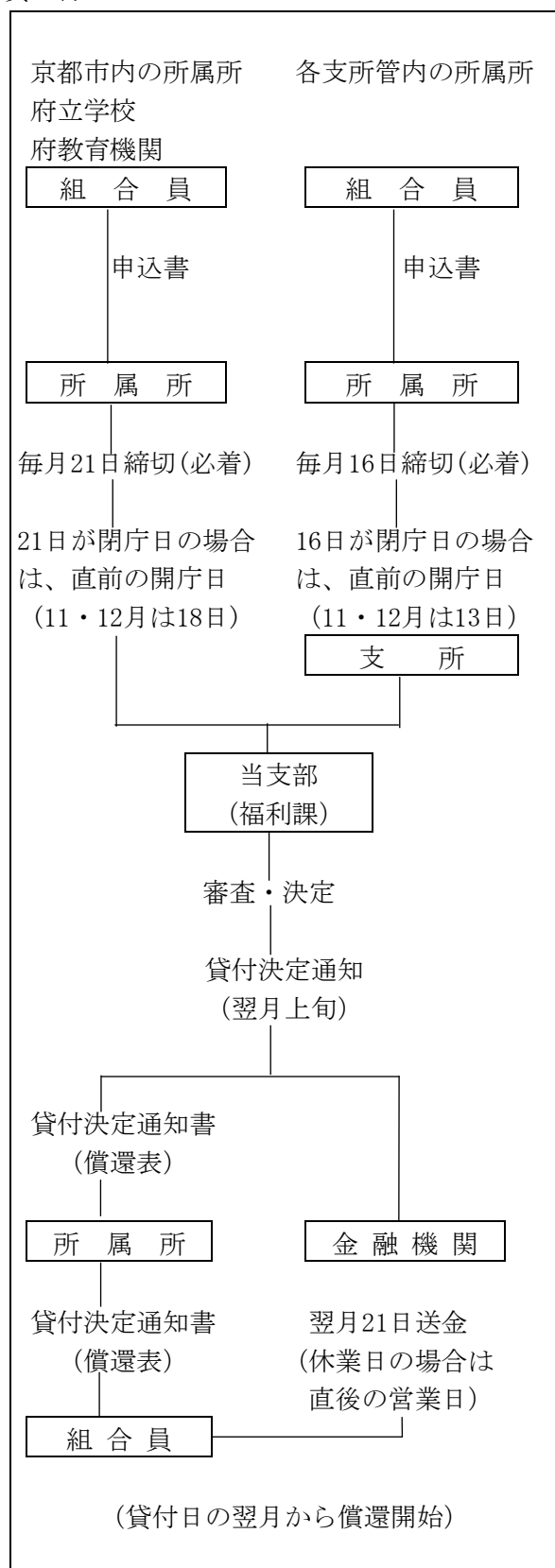
ア 退職手当が支給される場合は、当該退職手当からの控除により払込みを受けます。

イ アによる払込みを受けてもなお、未償還元利金の残額がある場合には、借受人から、償還金の残額を支部の発行する振込通知書により払込んでいただきます。

ウ 借受人である組合員が死亡された場合は、退職手当等から未償還貸付元利金を控除する場合に、退職手当等の受給権者である遺族から未償還貸付元利金の控除に関する承諾書(様式第16号)を提出いただく必要がありますので、所属所等を通じて提出してください。

9 貸付け事務の流れ

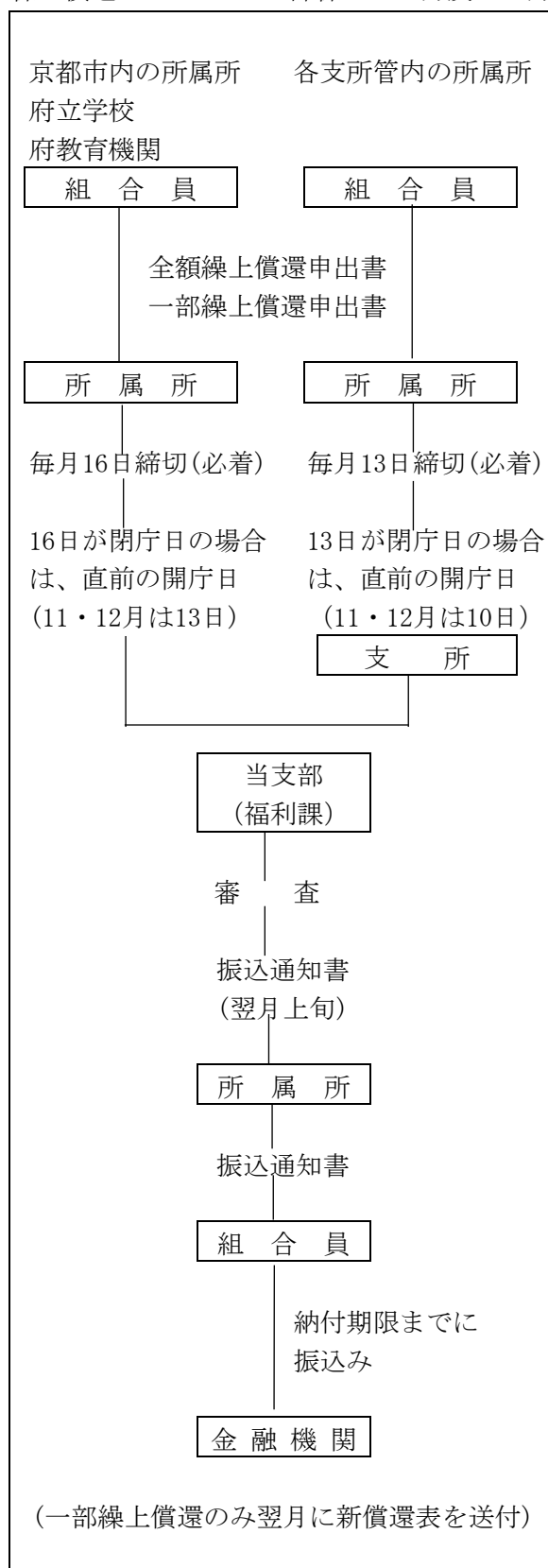
貸 付



繰上償還

全額繰上：毎月

一部繰上：7月及び1月



様 式 一 覧 (抜粋)

	様式番号	様 式 名	ページ	コピー	組合員の押印
貸付規程実施に関する規則で定める様式	様式第1号(1)～(4)	貸付申込書	91～	不可	必要
	様式第2号(1)・(2)	貸付決定通知書	98～	—	—
	様式第3号	償還表	100	—	—
	様式第4号(1)・(2)	借用証書	101～	不可	必要
貸付事業事務処理基準で定める様式	様式第3号の2	特例住宅災害・特例既住宅貸付けに係る償還猶予等申出書（特例の猶予等申出書）	103	可	—
	様式第3号の3	住宅災害貸付けに係る元金猶予申出書	104	可	—
	様式第16号	未償還貸付元利金の控除に関する承諾書	105	可	必要
	様式第17号	在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書	106	可	—
	様式第18号	証明書(外国の教育機関の教育課程等の確認書)	107	可	—
	様式第19号	貸付金控除依頼書	108	可	—
	様式第21号	出産貸付けに係る医療機関の証明書	109	可	—
	様式第22号	貸付事業における個人情報に関する同意書	110～	可	—
京都支部貸付細則で定める様式	様式細第1号	欠番	—	—	—
	様式細第2号	貸付資金・振込依頼書	113	不可	—
	様式細第3号	完了報告書	114	不可	—
	様式細第4号	完了遅延報告書	115	可	—
	様式細第5号	建築計画に係る誓約書	116	可	必要
	様式細第6号	住宅建築届	117	可	—
	様式細第7号	償還猶予申出書	118	可	—
	様式細第8号	償還猶予金控除開始通知書	119	—	—
	様式細第9号	全額繰上償還申出書	120	可	—
	様式細第10号	一部繰上償還申出書	121	可	—
	様式細第11号	貸付金償還金内訳書	122	—	—
貸付事務の手引で定める様式	様式第12号	同意書	123	可	必要
	様式第13号	住宅・住宅災害貸付申込書の添付書類の省略について	124	可	—
	様式第14号	貸付予定証明交付申請書	125	可	—
	様式第15号	貸付残高証明交付申請書	126	可	—
	様式第15号の2	償還表再交付申請書	127	可	—
	様式第15号の3	貸付金償還金内訳書交付申請書	128	可	—
	様式第16号	一部繰上償還に係る計算書	129	可	—
	様式第17号	借受人転出報告書	130	可	—

＊ コピー可とあるものは、次ページ以降の様式をコピーして使用してください。

コピー不可のものは、支部又は支所に請求してください。

コピー不可

様式第1号(1)

		所属コード			
		職員番号			
申込番号 第 号 一般・特別・教育・災害 医療・結婚・葬祭 (○で囲む)				貸付区分 (○で囲む) 新規・借換	
貸付申込書				審査	
申込金額	円	内訳	毎月償還	円	※決定金額
			ボーナス償還	円	円
給料月額	円	借受中の貸付金の償還額	貸付種別	毎月償還	円
給料月額の $\frac{3}{10}$ に相当する額	円		一般貸付け	円	円
給料月額の $\frac{6}{10}$ に相当する額	円		特別貸付け	円	円
			住宅貸付け	円	円
			介護構造部分の貸付け	円	円
			住宅災害貸付け	円	円
希望する償還回数	毎月償還 回		教育貸付け	円	円
	ボーナス償還 回		災害貸付け	円	円
申込事由			医療貸付け	円	円
対象者氏名	続柄 ()		結婚貸付け	円	円
			葬祭貸付け	円	円
			合計	円	円
入学又は修学する学校名 (教育貸付けの場合のみ記入)		給与支給機関			
受取金融機関		銀行 支店 (口座番号 号)			
団体信用生命保険 (教育貸付けの場合のみ○で囲む)		適用・非適用			
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合 支部長 殿					
申込 人	所属所名	(TEL)			
	現住所	(TEL)			
	組合員資格 取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			
	職名	フリガナ		満	歳
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所名 所属所長名					
印					

- 注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。
 (2) 給料月額の欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。
 (3) 対象者氏名の欄は、一般貸付け以外の貸付けで、申込事由が対象者が申込人以外の人に記入すること。
 (4) 申込人は、自書すること。
 (5) 所属所長の印章は、公印とすること。

コピー不可

様式第1号(2)の1

										所属コード								
										職員番号								
申込番号 第 号 住宅・住宅災害・介護(住宅)・介護(住災)										貸付区分(○で囲む)				審査				
貸付申込書 (○で囲む)										新規・借換								
申込金額		円		内訳		毎月償還		円		※決定金額		内訳		毎月償還		円		受付
						ボーナス償還		円						ボーナス償還		円		
給料月額		円		借受中の貸付金の償還額		貸付種別		毎月償還		ボーナス償還								
組合員期間		年				一般貸付け		円		円								
給料の月数		月				住宅貸付け		円		円								
給料月額の $\frac{3}{10}$ に相当する額		円				介護構造部分の貸付け		円		円								
給料月額の $\frac{6}{10}$ に相当する額		円				住宅災害貸付け		円		円								
希望する償還回数		毎月償還		回		教育貸付け		円		円								
		ボーナス償還		回		災害貸付け		円		円								
申込事由 (○で囲む)		住宅		新築・増築・改築・移築		医療貸付け		円		円								
		敷地		修理・購入・借入・補修		結婚貸付け		円		円								
						葬祭貸付け		円		円								
						合計		円		円								
購入又は工事完了予定年月日				令和 年 月 日				給与支給機関										
貸の付 限算 度 額定	組合員期間による算出			(給料の月数)														
	給料月額			円 × 月 =			円											
	在職年数			年														
申込時の退職手当額			(給料月額) (自己都合による退職手当支給率) (調整額)															
			円 × 十			円 = 円												
受取金融機関				銀行 支店 (口座番号 号)														
団体信用生命保険(○で囲む)				適用 ・ 非適用														
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けた いので、申し込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合 支部長 殿																		
申 込 人	所属所名			(TEL)														
	現住所			(TEL)														
	組合員資格 取得年月日			昭和・平成・令和 年 月 日														
	職 名	フリガナ			生 年 月 日													
氏 名			年 月 日(満 歳)															
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所名 所属所長名																		
印																		

- 注意
- (1) ※印の欄は、記入しないこと。
 - (2) 給料月額欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。
 - (3) 組合員期間の1年未満の端数は切り捨てること。
 - (4) 申込時の退職手当額の欄は、貸付規程第2条第7号に規定する退職手当の額を記入すること。
 - (5) 申込人は、自書すること。
 - (6) 所属所長の印章は、公印とすること。

様式第1号(2)の2

現在の住宅状況 (具体的に記入すること)						
候補物件の状況	所在地 (登記簿上の地番)					
	構造の 大要	一戸建住宅	階面積 造 階建 階面積 増改築部分の延面積	m ² m ² m ²	室数	室 畳
		集合住宅 (マンション等)	造 階建の 階部分、専有	m ²	室数	室 畳
	敷地の状況		所有地 購入地 借地	・地目 ・地積	m ²	
申込事由		貸付申込金 (必要額)	民間金融機関等 借入金	自己資金	その他の借入金	合計 (契約額)
		円	円	円	円	円
新物件に 居住する 家族構成	申込人との続柄		氏 名	年齢	備 考	
	本人					
住宅及び敷地所在地の見取図（最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること）						

注意 増改築の場合は、完成後の全体面積も記入すること。

様式第1号(2)の3

○住宅・住宅災害貸付申込書に添付する書類

申 込 事 由		必 要 書 類
土地付住宅 【マンション等中高層住宅を含む】	新築購入 (建築中のものを含む)	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書 ③確認済証の写し ④住宅の平面図
	中古購入	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書 ③住宅の登記事項証明書 ④住宅の平面図
住 宅	新 築	①工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ②敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し ③確認済証の写し ③確認済証の写し
	増築、改築、移築	①工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ②敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し ③住宅の登記事項証明書 ④確認済証の写し ⑤住宅の平面図
	購 入	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し ③住宅の登記事項証明書（新築中のもので未登記の場合は確認済証の写し） ④住宅の平面図
	修 理	①工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。） ②住宅の登記事項証明書及び住宅の名義人の工事承諾書の写し ③修理箇所の図面又は写真
	借 入 れ	①賃貸借契約書の写し ②住宅の平面図
敷 地	購 入	①売買契約書の写し
		②敷地の登記事項証明書
		③住宅新築工事に係る誓約書
	借 入 れ	①賃貸借契約書の写し
		②住宅新築工事に係る誓約書
	補 修	①工事請負契約書の写し（契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもってこれに代えることができる。）
		②補修箇所の図面又は写真
		③敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書の写し
④市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書（水震その他の非常災害により損害を受けた場合に敷地を補修するとき。）		
住宅災害貸付け又は貸付規程第8条第3項（住宅貸付けの特例）による住宅貸付けの申込人は、上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書を添付すること。		

※ 上記の書類のほか実情に応じて、支部長が必要と認めた書類

コピー不可	組合員・任意継続組合員		所属所コード	
			職員番号	

高 額 医 療 貸 付 申 込 書				
申 込 金 額	千円		※ 決 定 金 額	千円
療 養 を 受 け た 者				
氏 名	続 柄	氏 名	続 柄	
保 険 医 療 機 関 等				
所 在 地			所 在 地	
名 称			名 称	
T E L			T E L	
受取金融機関	銀行 支店 (口座番号 号)			
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合 支部長 殿				
申 込 人	組 合 員 又は 任意継続組合員	所 属 所 名	(Tel)	
		組 合 員 証 又は 任意継続組合員証記号番号		
	組合員又は任意継続組合員資格取得年月日		年 月 日	
	現 住 所	〒 (Tel)		
	職 名	フリガナ		
		氏 名	印	満 歳
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所名 _____ 所属所長名 _____ 印				

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)所属所長の印章は、公印とすること。(任意継続組合員は、この欄は必要としない。)

(3)申込人は、自書すること。

(裏)

審 査	貸 付	受 付

※高額療養費相当額の算定等

保険医療機関等の
請求(領収)金額

控 除 額

高額療養費相当額

円

円

円

[] — [] = []

様式第1号(4)

コピー不可		組合員・任意継続組合員		所属所コード			
				職員番号			
出 産 貸 付 申 込 書							
申込金額		千円			※決定金額		千円
出 産 者	氏名		続柄		被扶養者認定日 (続柄が本人以外の場合に記入)	年 月 日	
	出 産 日	年 月 日	妊 娠	か月	単胎・多胎(胎児の数:)		
申込事由 (○で囲む)		1 出産予定日まで2月以内(多胎の場合は4月以内)で費用が必要なため 2 妊娠4月以上で、医療機関等へ一時的な支払が必要なため(1の場合を除く)					
貸付限度額		出産費・家族出産費(千円) × 胎児の数() = 千円					
受取金融機関		銀行 支店 (口座番号 号)					
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合 支部長 殿							
申 込 人	組 合 員 又は 任意継続組合員	所 属 所 名		(TEL)			
		組合員証又は任意継続組合員証記号番号					
	組合員又は任意継続組合員資格取得年月			年 月 日			
	現 住 所	〒 (TEL)					
	職 名	フリガナ				満 歳	
		氏 名	印				
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所名 _____ 所属所長名 _____ 印							

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)妊娠4月以上とは、85日以上をいう。

(3)所属所長の印章は、公印とすること。(任意継続組合員は、この欄は必要としない。)

(4)申込人は、自書すること。

公立学校共済組合

京都 支部長

貸付決定通知書

さきにお申し込みのありました貸付けは、公立学校共済組合貸付規程第12条の規定により下記のとおり決定いたしましたので通知します。

なお、住宅貸付け(住宅災害貸付け及び特例住宅災害貸付を含む。)の場合には、新築等が完了したとき直ちに別添工事等完了報告書を提出してください。

所 属 所				
氏 名			団 信 区 分	
貸 付 種 別			償 還 方 法	
貸 付 番 号		号		
		控除内訳	毎月償還	ボーナス償還
貸 付 金 額		円	未償還元金	円
控 除 額		円	利 息	円
送 金 額		円	猶 予 金	円
送 金 日		令和 年 月 日	計	円
償 還 方 法		毎月償還		ボーナス償還
	貸 付 金 額	円		円
	一回の償還額	円		円
	(最終償還額)	円		円
	利 率	%		%
	償 還 回 数	回		回
	開 始 年 月	令和 年 月		
終 了 年 月	令和 年 月			
送 金 先	金 融 機 関			
	支 店			
	口 座 番 号			

No.

高額医療・出産貸付決定通知書

令和 年 月 日

殿

公立学校共済組合 京都 支部長



令和 年 月 日付けで申込みのありました貸付けは、公立学校共済組合貸付規程第35条の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 貸付決定番号	第 号
2 貸付種別	高額医療・出産
3 貸付金額	, 000円
4 送金年月日	令和 年 月 日
5 貸付金の償還	高額医療貸付けにあつては共済組合から支給される高額療養費から、出産貸付けにあつては同じく出産費又は家族出産費から、貸付金に相当する金額を控除します。

注意 この通知書を受理したときは、直ちに借用証書を支部長あて送付すること。

償 還 表

毎 月 償 還

1 回 当 た り 償 還 額	円
最 終 回 償 還 額	円

ボーナス償還

1 回 当 た り 償 還 額	円
最 終 回 償 還 額	円

[illegible]

コピー不可

所属所コード

職員番号

貸付決定番号 第

号

証書番号 番号第

号

一般・特別・住宅・住宅災害

介護(住宅)・介護(住災)・教育

災害・医療・結婚・葬祭

特例住災・介護(特例住災)

特定住災・介護(特定住災) (○で囲む)

貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日

公立学校共済組合

支部長 殿

借 受 人	所属所名	(TEL)						
	現住所	〒 (TEL)						
	職名	フリガナ						
		氏名		(印)				

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自書すること。

コピー不可

組合員・任継組合員

所属所コード

職員番号

貸付決定番号 第

号

証書番号 番号第

号

高額医療・出産 貸付借用証書

(○で囲む)

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金					0	0	0

公立学校共済組合貸付規程の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 無利息とします。
- 2 貸付金は、高額医療貸付けにあつては高額療養費、出産貸付けにあつては出産費又は家族出産費からの控除をもって償還するものとします。
- 3 上記2による控除後もなお貸付金に残金がある場合は、これらの給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しをもって償還するものとし、なお残金がある場合には支部長の定めるところにより償還するものとします。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日

公立学校共済組合

支部長 殿

借 受 人	組 合 員 又は 任意継続組合員	所 属 所 名		(TEL)
		組合員証又は任意継続組合員証記号番号		
	現 住 所	〒 (TEL)		
	職 名	フリガナ		
		氏 名	印	

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自書すること。

特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅貸付け等 に係る償還猶予等申出書（特例の猶予等申出書）

申 出 事 由 (該当する番号を○で囲む)	1. 第2条第1項 (元金の猶予)	2. 第 5 条 (元利金の猶予)	3. 第6条第2項 (利率の低減)
貸 付 種 別 (該当する番号を○で囲む)	特例住宅災害貸付け	(特例の既住宅貸付け等) 住宅貸付け 住宅災害貸付け	(特例の既住宅貸付け等) 住宅貸付け 住宅災害貸付け
猶 予 等 の 期 間	償還開始月から60月の 範囲内で希望する期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで	申出日の属する月の翌月 から60月の範囲内で希 望する期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで	申出日の属する月の翌月 から償還の終了する期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで
特 例 事 項	利率は、年0.60%	償還期間は猶予期間分だ け延長となる	利率は下記のとおり 住宅貸付け 年0.94% 住宅災害貸付け 年0.72%

「阪神・淡路大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程」に基づいて、
「特例住宅災害貸付け」の元金の償還猶予又は「特例の既住宅貸付け等」の元利金の償還猶予若し
くは利率の低減を希望しますので、り災証明書を添えて上記のとおり申し出ます。

公立学校共済組合 支部長 殿

令和 年 月 日

所属所名 _____ TEL _____
 申出者 現住所 _____ TEL _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

住宅災害貸付けに係る元金猶予申出書

公立学校共済組合貸付規程第18条の規定に基づいて、住宅災害貸付けの元金の償還猶予を希望しますので、下記のとおり申し出ます。

記

元金猶予期間 令和 年 月から令和 年 月まで
(償還開始月から3年の範囲内で希望する期間)

※月利 0.0600% (特例期間においては該当利率)

公立学校共済組合 支部長 殿

令和 年 月 日

所属所名 TEL

現住所 TEL

職 名

氏 名

未償還貸付元利金の控除に関する承諾書

組 合 員	氏 名	
	所 属 所 名	
	死亡年月日	令和 年 月 日

上記組合員の死亡に伴う未償還貸付元利金の返還については、地方公務員等共済組合法第 115 条第 2 項の規定の例により、当該組合員の退職に伴い支給される退職手当その他の給与からその返還金相当額を控除することを承諾します。

公立学校共済組合 支部長 殿

令和 年 月 日

承 諾 者	氏 名	⑩
[退職手当の受給 権者である遺族]	組合員との続柄	
	住 所	
法定代理人	氏 名	⑩
[承諾者が未成年の 場合は記入する]	組合員との続柄	
	住 所	
[両親の場合は 両名記入する]	氏 名	⑩
	組合員との続柄	
	住 所	

在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書

申 込 番 号	所 属 コ ー ド	職 員 番 号
第 号		

1. 介護構造工事の内容

2. 介護構造工事に係る見積り額 _____ 円

公立学校共済組合貸付規程第 7 条第 5 項に規定する在宅介護対応住宅の新築等に係る貸付けの限度額の加算部分の借受けに当たり、上記のとおり申し立てます。

公立学校共済組合 支部長 殿

令和 年 月 日

所属所名 _____ TEL _____

申出者 現住所 _____ TEL _____

職 名 _____

氏 名 _____

証 明 書
C E R T I F I C A T E

氏 名

NAME

生年月日

DATE OF BIRTH

1. 当校（教育機関）の正規の教育課程の修業年限は _____ 年間である。

Required years of our school's studying course is regularly for _____ years.

2. 上記の者の入学（修学又は受講）するコースの名称は、

The title of course that the person mentioned above will enter(study or attend)is

_____ であり、修業年限は

_____ and to complete the course

_____ 年間である。

_____ years of study are required.

上記の事を証明します。

This is to certify that the person mentioned above is right.

日 _____ 月 _____ 年 _____
DATE _____ MONTH _____ YEAR _____

学 校 名

NAME OF SCHOOL

(SEAL)

職 氏 名

NAME

(SIGNATURE)

※ この証明書は、標記の者の保護者が所属する団体から学資を借用するために提出するものです。

This certificate is submitted to have a loan of the tuition fee from the organization that the protector of the person mentioned above belongs to.

貸付金控除依頼書

貴共済組合から借り受けた下記貸付金については、公立学校共済組合貸付規程第 17 条の規定に基づき給料その他の給与から償還していますが、この度、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する心身の故障のため長期の休養を要する場合に該当し、休職することとなりました。つきましては、傷病手当金又は傷病手当金附加金（公務又は通勤災害におけるこれに類する給付を含む。）から定期償還額を控除してください。

記

貸付種別	貸付番号	貸付年月日	定期償還額	
			毎月償還額	ボーナス償還額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計			円	円

公立学校共済組合 支部長 殿

令和 年 月 日

所属所名 _____ TEL _____
 申出者 現住所 _____ TEL _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

証 明 書

1 出産者の氏名 (年 月 日生)

2 妊娠中の場合

出 産 予 定 日 令和 年 月 日

3 妊娠4か月以上で異常分娩等した場合

死産・早流産等した日 令和 年 月 日

4 単胎・多胎の別 ☐単胎 ☐多胎（胎児の数： ）

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

所 在 地 _____ TEL _____

医師又は助産師氏名 _____ 印

本同意書は、署名、捺印のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込を受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取り扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸付種別	
貸付申込金額	円
貸付申込年月日	令和 年 月 日

公立学校共済組合 支部長 殿

令和 年 月 日

同意者

借 受 人	所属所名		
	現住所		
	職名	フリガナ	
		氏名	

※必ず本人が署名・捺印して下さい。
※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

＜貸付事業における個人情報の取扱いについて＞

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

＜提供時期＞
当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
＜提供先＞
金融機関
＜提供先における個人情報の利用目的＞
貸付金を借受人の口座へ送金するため
＜提供される個人情報の内容＞
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）
＜提供の手段又は方法＞
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

＜提供時期＞
当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき
＜提供先＞
組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等
＜提供先における個人情報の利用目的＞
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため
＜提供される個人情報の内容＞
「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）
＜提供の手段又は方法＞
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

＜提供時期＞
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）
＜提供先＞
損害保険ジャパン株式会社（共同取扱会社を含む）
＜提供先における個人情報の利用目的＞
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社上記目的の範囲内で提供するため
＜提供される個人情報の内容＞
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

<提供の手段又は方法>

帳票を交付

- ※ 上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。
- ※ 再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。
- ※ 共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
- ※ 損害保険ジャパン株式会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください。

（４）団体信用生命保険関連

<提供時期>

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- 保険金請求時又は事前査定時
- その他生命保険会社が必要と認める時期

<提供先>

明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>

団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- 保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

- ※ 上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前照会時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。
- ※ 再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。
- ※ 共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
- ※ 明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

（５）債務返済支援保険関連

<提供時期>

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- その他損害保険会社が必要と認める時期

<提供先>

明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

- ※ 再保険会社について
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。
- ※ 共同取扱いについて
この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。
- ※ 明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

３ その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp>）をご覧ください。

【通信欄】

借入状況等申告書

公立学校共済組合 京 都 支部長 殿

令和 年 月 日

申 込 人	所属所名	(TEL) - -	
	職 名	フリガナ	
		氏 名	

※必ず本人が署名して下さい。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故(貸倒れ)が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

＜当共済組合の借入状況＞ (単位:円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借換え・償還中		
特別貸付け	新規・借換え・償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借換え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借換え・償還中		
教育貸付け	新規・借換え・償還中		
災害貸付け	新規・借換え・償還中		
医療貸付け	新規・借換え・償還中		
結婚貸付け	新規・借換え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借換え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借換え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借換え・償還中		
合 計		(A)	(B)

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「1回当たり償還額」欄には、借換えの場合は借替え後の1回当たり償還額を記入してください。
- 3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
- 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。
- 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

＜当共済組合以外の借入状況＞ (単位:円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

＜金融機関等の例＞

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例: 4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例: 4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額)

＜申込人の給料月額＞

(D) 円

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

＜償還限度額の算出＞

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合(債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。)は貸付申込みを受け付けることができません。

(様式 細第2号)

コピー不可

この振込依頼書により、貸付金を申込人名義の普通預金口座に振り込む手続きが行われますので、記入例及び注意をよく読んで、太線の枠内のみ間違いのないように記入してください。住宅・住宅災害・介護構造貸付以外は網掛け部分のみ記入してください。申込名義人以外の預金口座へは振込めません。十分御注意ください。

なお、この依頼書は貸付種別毎にそれぞれ作成してください。

〔一般・特別・教育・災害
医療・結婚・葬祭
住宅・住宅災害・介護構造
(○をつける)〕

貸付資金・振込依頼書

令和 年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

私が今回借受ける貸付資金を、私名義の下記普通預金口座に貸付日に振り込んでください。
借換えの場合は貸付資金から未償還元金を控除した額を振り込んでください。

共 済 コ ー ド	0 1										
職 員 番 号	0										
貸 付 種 別											
貸 付 番 号		カ ー ド No. 5 1 1 貸付申込書									
貸 付 年 月 日	5	償還開始年月 5									
償 還 方 法	1	元利均等償還									
償 還 区 分		毎月償還のみ「0」、ボーナス併用償還「1」									
団 信 区 分		加入「1」、非加入「0」 (住宅・教育貸付以外は記入不要)									
申 込 事 由											
完了予定年月(土地)	5										
完了予定年月(建物)	5										
申 込 金 額	【 毎 月 】	申込金額 償還回数 一回の償還額									
	【 ボーナス 】	申込金額 償還回数 一回の償還額									
金融機関コード											
支 店											
預 金 種 目	1	普通預金									
口 座 番 号											
氏 名 (カ ナ)											
氏 名 (漢 字)											
生 年 月 日											
組合員資格取得年月日											
所 属 所 コード											
給 与 支 給 機 関											
給 料 月 額											

注1)・銀行コードは別紙参照のうえ記入してください。
・支店コード、口座番号は預金通帳を確認のうえ記入してください。
・口座は必ず申込人自身の口座であること。家族等の口座は不可。
・口座番号は右詰めで記入してください。

注2)・氏名のフリガナは左詰めで記入してください。
・氏と名の間は1字あけてください。
(記入例) キ ヨ ウ ト サ フ ロ ウ

3. 昭和、4. 平成、5. 令和

(様式 細第3号)

完了報告書（提出用）

年 月 日

公立学校共済組合 京都 支部長 殿

下記のとおり貸付申込事由の新築等が完了したので、公立学校共済組合貸付規程第23条の規定により、必要書類を添えて報告します。

記

- 1 物件の所在地 _____
- 2 物件の概要
住 宅 : 構造 _____ 階建 _____ 延床面積 _____ m²
敷 地 : 地目 _____ 面積 _____ m²
- 3 完了（購入）年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 登録名義人（申込時の登記予定者を記入し、組合員との続柄をカッコ書きすること。）

地区区分	カードNo	職 員 番 号	種別	貸付番号	事由	完了種別	完 了 年 月 日							
1	2	3 ~ 5	6 ~ 17	18 19	20 ~ 25	26	敷 地	41	42	43	44	45	46	47
0 1	5 1 5							5						
							住 宅	48	49	50	51	52	53	54
								5						

貸 付 年 月 日	貸 付 金 額	借 受 人 氏 名	完 了 予 定	
年 月 日			敷地	年 月
			住宅	年 月

所属所

氏名

必 要 書 類		住宅 新築	増改 移築	修理 倉庫等	土地付 一戸建 購入	マンショ ン 購入	住宅 借入	更地 購入	底地 購入	更地 借入	底地 借入	敷地 補修	住宅 のみ 購入	他共済 返済
申 込 事 由 (※ 印 該 当 欄)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
必要 書類	登記事項証明書の原本													
	領 収 書 の 写 し													

(注) 登記事項証明書は全部事項証明書又は現在事項証明書とする。

No

完了遅延報告書

年 月 日

私は住宅（住宅災害）貸付金を借受けましたが、

〔 住宅の新築・増築・改築・修理・借入 〕 が下記の理由により、
敷地の購入・借入

予定期間内に完了しませんでしたので報告します。

なお、完了次第完了報告書を提出します。

記

1. 貸付年月日 年 月 日

2. 貸付番号等

職 員 番 号	種別	貸 付 番 号

3. 貸付金額 _____ 円

4. 遅延理由

5. 完了予定年月日 年 月 日（予定）

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所名

借受人氏名

上記について記載のとおり確認します。

年 月 日

所属所名

所属所長名

公印

建 築 計 画 に 係 る 誓 約 書

年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所名

現住所

氏 名

⑩

私は、住宅貸付金 万円(敷地購入)を借受け、貸付けの対象となった下記物件に、貸付けを受けた日から5年以内に自己の用に供する住宅を建築することを誓約します。

なお、上記のことに違約したときは、貸付け未償還元利金を即時償還することを併せて誓約します。

記

1. 物件の所在地

2. 地 目

3. 地 積

m² (坪)

住 宅 建 築 届

年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所名
現 住 所
氏 名

公立学校共済組合貸付規程第 2 4 条の規定により、住宅を建築
しましたので、登記事項証明書の原本
組合員の住民票等を添付して届けます。

記

1. 貸 付 年 月 日 年 月 日

2. 貸 付 番 号 等

職 員 番 号							種 別	貸 付 番 号					

3. 貸 付 金 額 _____ 円

4. 購入地の所在地

上記について記載のとおり確認します。

年 月 日

所属所名

所属所長名

公印

(様式 細第7号)

償還猶予申出書

年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

公立学校共済組合貸付規程第17条の規定に基づいて、償還の猶予を希望しますので、下記により申し出ます。また、償還猶予金額は、償還猶予期間終了後、猶予された期間の範囲内で償還します。

記

1 申出人氏名 _____

職 員 番 号					
0					

2 猶予事由及び返済方法

事由

1. 住宅等の被災
2. 育児休業
3. 介護休業
4. 疾病等による無給休職
5. 配偶者同行休業

返済

1. 毎月均等額で償還
2. 一回で償還（ 年 月）

3 償還猶予期間

開 始 年 月				終 了 年 月			
5				5			

4 借受中の全貸付け

貸 付 種 別	貸 付 番 号	1 回 の 償 還 額		償還猶予額
		毎 月 償 還	ボーナス償還	
		円	円	円
合 計				

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所属所名 _____

所属所長名 _____ 印

〒

様

公立学校共済組合 京都 支部長
(公印省略)

償還猶予金控除開始通知書

あなたの償還猶予期間中における償還猶予金額は下記1のとおりです。
 なお、猶予金については、下記2に掲げる額を定期償還額に合わせて、毎月の給料等から源泉控除します。

記

1 償還猶予金額

貸付種別	貸付番号	毎月償還		ボーナス償還		猶予合計
		回数	猶予額	回数	猶予額	
計						

2 給与源泉控除内訳

償還年月	毎月償還		ボーナス償還		不足金 (猶予)残合計
		残		残	

No.

(様式 細第9号)

共済		カードNO		
1	2	3	4	5
0	1	5	2	1

全額繰上償還申出書

貸付種別
11. 一般
21. 住宅災害
23. 特例住宅災害
31. 住宅
41. 教育
51. 災害
61. 医療
71. 結婚
72. 葬祭
81. 介護構造

職 員 番 号								種 別		貸 付 番 号								*NO			
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
0																					
区 分								未 償 還 元 金 (年 月現在)								貸 付					
毎 月 償 還 ①																昭和 平成 令和					
ボ ー ナ ス 償 還 ②								円													
繰 上 償 還 時 の ③ 償 還 猶 予 額								円													
経 過 利 息 ④								円													
計 (①+②+③+④)								円													

*の欄は、記入しないこと。

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を令和

年 月 に全額繰上償還したいので申し出ます。

令和 年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所名 (TEL)

現住所 (TEL)

職 名

氏 名

(様式 細第10号)

共済		カードNO		
1	2	3	4	5
0	1	5	2	2

一部繰上償還申出書

貸付種別

- 11. 一般
- 21. 住宅災害
- 23. 特例住宅災害
- 31. 住宅
- 41. 教育
- 51. 災害
- 61. 医療
- 71. 結婚
- 72. 葬祭
- 81. 介護構造

職 員 番 号					種 別		貸 付 番 号				
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0											

区 分	未 償 還 元 金 (年 月現在)	一 部 繰 上 償 還 額	一 部 繰 上 償 還 後 の 償 還 方 法	
			回 数	一 回 の 償 還 額
毎 月 償 還	円	22 29	30 32	33 39
ボ ー ナ ス 償 還	円	40 47	48 50	51 57
一 部 繰 上 償 還 時 の 償 還 猶 予 額		円	給 料 月 額	* NO
経 過 利 息		円	58 64	78 80
合 計 (入 金 額)		円	* の 欄 は、記 入 し な い こ と。	

給 料 月 額	円	借 受 中 の 貸 付 金 の 償 還 額	貸 付 種 別	毎 月 償 還 額	ボ ー ナ ス 償 還 額
給料月額3/10に相当する額	円		一 般 貸 付	円	円
給料月額6/10に相当する額	円		住 宅 災 害 貸 付	円	円
			特 例 住 宅 災 害 貸 付	円	円
			住 宅 貸 付	円	円
			教 育 貸 付	円	円
			災 害 貸 付	円	円
			医 療 貸 付	円	円
			結 婚 貸 付	円	円
			葬 祭 貸 付	円	円
			介 護 構 造 貸 付	円	円
			合 計	円	円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を、令和 年 月 に一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和 年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所名 (TEL)

現住所 (TEL)

職 名

氏 名

(様式 細第11号)

貸付金償還金内訳書

令和 年 月

頁

給与支給機関:
所属所 :

[illegible]

京都支部

同意書

私名義の下記物件に_____が
ことに同意します。

新	築
その他（	）

する

記

1 物件の所在地

2 家屋又は地目

3 面積（地積）

年 月 日

所有者
住所

氏名

印

住宅 ・ 住宅災害 貸付申込書の添付書類の省略について
(○で囲む)

このたび、住宅貸付けを申込みますが、私の貸付申込書の下記添付書類については、

氏 名

所属所名

の貸付申込書の添付書類と重複しますので省略します。

記

省略書類

1

2

3

4

5

6

7

年 月 日

申込人 所属所名

氏 名

貸付予定証明交付申請書

年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

(所属所名)

(所属所コード)

(氏 名)

(職員番号)

さきに申込みました下記貸付金について、次の理由により貸付予定証明の交付を申請します。

記

1 貸付種類 _____貸付け

2 貸付予定日 年 月 日

3 貸付予定額 金_____万円

4 証明書の提出先 _____

5 証明書を必要とする理由_____

貸付残高証明交付申請書

年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

(所属所名)

(所属所コード)

(氏 名)

(職員番号)

さきに借受けました下記貸付金について、次の理由により貸付残高証明の交付を申請します。

記

1 貸付種類 _____ 貸付け

2 貸付番号 _____

3 貸付日 _____ 年 月 日

4 貸付額 金 _____ 万円

5 残高証明 令和 _____ 年 月 日現在

6 証明書の提出先 _____

7 証明書を必要とする理由 _____

償還表再交付申請書

年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

(所属所名)

(所属所コード)

(氏 名)

(職員番号)

さきに借受けました下記貸付金について、次の理由により償還表の再交付を申請します。

記

1 貸付種類 _____貸付け

2 貸付番号

3 貸付日 年 月 日

4 貸付額 金_____万円

5 償還表を必要とする理由_____

年 月 日

公立学校共済組合京都支部長 様

所属所長 (所属所名)
(職名・氏名)

印

貸付金償還金内訳書交付申請書

給与等から控除された共済組合貸付金について、次の理由により貸付金償還金内訳書の交付を申請します。

記

1 所属所名 _____

所属所コード _____

2 必要とする貸付金償還金内訳書

(1) 毎月償還 年 月分 (府費 ・ 市町村費)

(2) ボーナス償還 年 月分 (府費 ・ 市町村費)

3 貸付金償還金内訳書を必要とする理由

一部繰上償還に係る計算書

所属所	
氏名	

貸付規程第16条第1項及び第2項に基づき一部繰上償還する場合は、下記の表の空白の欄に借受中の貸付に係る数値を記入し、繰上償還額及び繰上償還後の一回当たり償還額を算出して、返済計画をたててください。

記

繰上償還申出年月	令	年	月	区分	貸付金額	償還回数	繰上償還予定月の未償還回数	繰上償還前の1回当たりの償還額	繰上償還予定月の未償還元金残
繰上償還予定年月 (申出の翌月)	令	年	月	毎月償還	万円	回	回	円	円
				ボーナス償還	万円	回	回	円	円

1. 繰上償還する場合の繰上償還額(未償還元金残の取崩分)の算出方法

①繰上償還したい金額 (毎月) 円 - ②経過利息(ボーナスのみ) 円 - ③償還猶予残高 円 = ④繰上償還額(元金残の取崩分) 円

(ボーナス) 円 - 円 - 円 = 円

②経過利息 (円未満切り捨て) = ⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残 × (月利) × 経過月数

ただし、次の条件の償還金額以上でなければならない。

(1) 毎月償還だけ償還中の者の場合

④繰上償還額 (元金残の取崩分)

(毎月) 円 ≥ 10万円

(2) ボーナス併用償還中の者の場合

④繰上償還額 円 + ②経過利息 (合計額) 円 ≥ 20万円

(ボーナス) 円 + 円 = 円

2. 繰上償還後の未償還元金残の算出方法

⑤繰上償還予定月の月末未償還元金残 円 - ④繰上償還額(元金残の取崩分) 円 = ⑥繰上償還後の未償還元金残 円

(ボーナス) 円 - 円 = 円

3. 繰上償還後の未償還元金残及び希望する償還回数に基づく、今後の1回当たりの償還額の算出方法

⑥繰上償還後の未償還元金残 円 × ⑦希望する償還回数に対する賦金率 (回) = ⑧1回当たりの償還額 円

(ボーナス) 円 × (回) = 円

(円未満四捨五入)

※ボーナス償還については、「1・7月貸付月」で賦金率表を見ること。

借受人転出報告書

(転出前の所属所長)
所属所名
所属所長名

令和 年 月 日付けで、共済組合貸付金を借受け中の組合員が(他共済・他支部・その他)へ転出することとなりましたので、下記のとおり報告します。

転出組合員氏名等			氏 名	転出事由 (該当するものに ○をつけてください。)	異動年月日	備考 * 転出組合員と連絡可能な 電話番号
所属所名	所属所番号	職員番号				
				他共済・他支部・その他		
転出先						
所属所名		電話番号		所在地		

転出組合員氏名等			氏 名	転出事由 (該当するものに ○をつけてください。)	異動年月日	備考 * 転出組合員と連絡可能な 電話番号
所属所名	所属所番号	職員番号				
				他共済・他支部・その他		
転出先						
所属所名		電話番号		所在地		

担当者名	TEL
------	-----

公立学校共済組合京都支部貸付細則

【令和 7 年 4 月 1 日改正版】

公立学校共済組合京都支部貸付細則

公立学校共済組合京都支部貸付細則（平成2年6月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この細則は、公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）第40条第1項の規定により、公立学校共済組合京都支部（以下「支部」という。）の貸付事業の処理に関し、必要な事項を定める。

（貸付けの申込み時期）

第2条 貸付け申込みのできる時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般貸付け 随時
- (1)の2 特別貸付け 随時
- (2) 住宅貸付け 物件の完成又は取得予定日以前
- (3) 住宅災害貸付け 災害が発生した日から1年以内
- (4) 教育貸付け 随時
- (5) 災害貸付け 災害が発生した日から3月以内
- (6) 医療貸付け 治療を開始した日から治癒した日の後1月まで
- (7) 結婚貸付け 婚姻の届出等をしようとする日の前6月以内
ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、婚姻の届出等をした日から6月以内
- (8) 葬祭貸付け 葬祭等により資金が必要となった時
- (9) 高額医療貸付け 診療月から2月以内
- (10) 出産貸付け 出産予定日の前2月（多胎妊娠の場合は前4月）以内又は異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要な時

ただし、上記各号のうち(1) 一般貸付け、(1)の2 特別貸付け、(4) 教育貸付け、(7) 結婚貸付け、(8) 葬祭貸付けについては、支払日から1月以内の申込みについても認めることとする。

（貸付申込書の添付書類）

第3条 貸付申込書に添付する書類については、次表に掲げるとおりとする。

貸付種別	添 付 書 類
一般貸付け	貸付金額が100万円以上の場合は、必要額が確認できる書類
特別貸付け	貸付金額が100万円以上の場合は、必要額が確認できる書類
住宅貸付け	別に定める書類
住宅災害貸付け	
住宅又は住宅災害貸付けのうち 介護構造部分に係る貸付け	① 別に定める書類 ② 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 ③ 介護構造部分の内容及びその必要額が確認できる書類

教育貸付け	① 入学又は修学の事実を証明することのできる書類 なお、外国の教育機関にあっては、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関であることが証明できる書類 ② 貸付日からおおむね1年以内に必要とする額が確認できる書類
災害貸付け	被災の事実を証明することのできる書類
医療貸付け	医療費を要する事実を証明することのできる書類
結婚貸付け	次の①から③のいずれかの書類及び④の書類 ① 結婚する事実を証明することのできる書類 ② 婚姻後の申込みの場合にあっては、その事実を証明することのできる書類及び婚姻の届出の後に貸付けを必要とする理由の申立書 ③ 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、その事実を証明することのできる書類及びその事実発生の後に貸付けを必要とする理由の申立書 ④ 必要額が確認できる書類
葬祭貸付け	① 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類 ② 葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込む場合にあっては、葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類 墓地の取得等を事由に貸付けを申し込む場合にあっては、購入をすることを明らかにする書類 ③ 必要額が確認できる書類
高額医療貸付け	保険医療機関等が発行する請求書又は領収書の写し
出産貸付け	① 母子健康手帳の写し（表紙部分） ② 出産予定日の前2か月（多胎妊娠の場合は前4か月）以内の貸付けの場合は、出産予定日まで2か月（多胎妊娠の場合は前4か月）以内であることを証明する書類 ③ 異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要な時の貸付けの場合は、妊娠4か月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払に要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し
全貸付種別共通	貸付事業における個人情報に関する同意書 借入状況等申告書（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。） 貸付けの審査に当たり支部長が特に必要と認める書類

（貸付金の交付）

第4条 貸付金の交付については、原則として次のとおりとし、申込人の指定する預金口座に直接送金するものとする。

（1）住宅貸付け・住宅災害貸付け

提出期限までに貸付け申込みのあった場合は、その翌月以降で最終支払い日の直前の21日（その日が銀行その他の金融機関の休業日に当たるときは、その日以後の最初の営業日）とする。

（2）高額医療貸付け・出産貸付け

随時とする。

(3) 前2号以外の貸付け

提出期限までに貸付け申込みのあった場合は、その翌月の21日（その日が銀行その他の金融機関の休業日に当たるときは、その日以後の最初の営業日）とする。

- 2 申込人は、あらかじめ銀行等に申込人名義の預金口座を開設するものとし、貸付け申込みの際に、貸付資金・振込依頼書（別紙様式細第2号）を提出しなければならない。

(完了報告書)

第5条 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、新築等が完了したときは、直ちに完了報告書（別紙様式細第3号）に、次表に掲げる貸付事由に応じ、必要書類を添付し提出しなければならない。ただし、貸付金の交付を受けた日から6か月以内に完了報告を提出できない場合は、完了遅延報告書（別紙様式細第4号）を提出するものとする。

申 込 事 由	添 付 書 類
新 築 ・ 増 築 改 築 ・ 移 築	所有権保存登記後の建物の登記事項証明書の原本（登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。） 住民票（写し可）
住宅（土地付き住宅を含む。）の購入	所有権移転登記後の建物及び土地の登記事項証明書の原本 住民票（写し可）
敷 地 の 購 入	所有権移転登記後の登記事項証明書の原本
住宅の修理、敷地の補修、 住宅の10㎡以内の増改築	領収書の写し
住宅又は敷地の借入れ	領収書の写し
他 共 済 へ の 返 済	領収書の写し

(住宅建築義務)

第6条 住宅の敷地のみの購入又は借入れのために住宅貸付け又は住宅災害貸付け（以下「敷地貸付け」という。）を申し込むときは、貸付けを受けた日から5年以内に当該敷地に住宅を建築する旨を記載した建築計画に係る誓約書（別紙様式細第5号）を提出しなければならない。

- 2 敷地貸付けの借受人が、当該敷地に住宅を建築した場合は、住宅建築届（別紙様式細第6号）に、当該住宅の登記事項証明書の原本を添付し、提出しなければならない。
- 3 敷地貸付けの借受人が、貸付けを受けた日から5年以内に当該敷地に住宅を建築することが困難になったときは、速やかにその旨を支部長に申し出なければならない。この場合支部長は、更に5年に限り建築を猶予することがある。

(償還の猶予)

第7条 貸付規程第17条第1項の規定により、償還の猶予を受けようとする借受人は、償還猶予申出書（別紙様式細第7号）を提出しなければならない。

- 2 償還猶予の期間は、公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則（平成30年12月28日本部制定。以下「貸付規則」という。）第14条第1項の事由に応じ、同第2項各号に定める期間とする。
- 3 猶予された償還金は、猶予期間が満了した月の翌月（ボーナス償還の場合は、直後の6月又は12月）から猶予された償還回数により均等額で返済するものとする。
- 4 猶予された償還金は、全部又は一部を繰り上げて返済することができるものとする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、支部長が認めたときは、猶予された償還金は一括して返済することができる。この場合において、一括して返済する償還金は、猶予された償還金を均等額で返済することとしたときの返済期間内に返済するものとする。
- 6 支部長は、償還猶予期間が満了する月に、償還猶予金控除開始通知書（別紙様式細第8号）を借受人に送付するものとする。

（繰上償還）

第8条 貸付規程第16条第1項の規定により、未償還元利金の全部を繰上げて償還しようとする借受人は、全額繰上償還申出書（別紙様式細第9号）を、未償還元利金の一部を繰上げて償還しようとする借受人は、一部繰上償還申出書（別紙様式細第10号）を提出しなければならない。

（書類の提出）

- 第9条 この細則に規定する提出書類については、京都市内の所属所、府立学校及び府教育機関の組合員にあっては、所属所長を経て支部長に、各支所管内の所属所の組合員にあっては、所属所長を経て当該支所長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する提出書類を受理した当該支所長は、支部長に送付するものとする。

（書類の提出期限）

第10条 貸付申込書の提出期限については、支部長に提出する場合は毎月21日（11・12月は18日）とし、支所長に提出する場合は、毎月16日（11・12月は13日）とする。ただし、その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日に当たるときはその直前の日とする。

なお、高額医療貸付け及び出産貸付けについては、特に期限は定めない。

- 2 償還猶予申出書、全額繰上償還申出書及び一部繰上償還申出書の提出期限については、支部長に提出する場合は猶予を受けようとする月の前月又は繰上償還を行う月の前月16日（11・12月は13日）とし、支所長に提出する場合は猶予を受けようとする月の前月又は繰上償還を行う月の前月13日（11・12月は10日）までに提出するものとする。ただし、その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく休日に当たるときはその直前の日とする。

なお、一部繰上償還については、1月及び7月に実施するものとする。

（領収証書の交付）

第11条 貸付規則第21条に規定する領収証書は、当該償還金の払込みに係る金融機関が発行する払込金受取書をもって替えるものとする。

（貸付金償還金内訳書）

第12条 貸付規則第9条第3項に規定する貸付原票については、貸付金償還金内訳書（別紙様式細第11号）をもって替えるものとする。

（実地調査）

第13条 この細則に定めるもののほか、支部長は貸付けの適正を期するため、実地調査を行い、

又は必要書類の提出を求めることができる。

附 則

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 8 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 9 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 10 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 この改正の適用の日において現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 16 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から適用し、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 30 年 1 月 1 日から適用し、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。